

第九節 天然ガスの開発

第一項 町営ガス

ガス事業の 九十九里町の一般家庭用燃料は、プロパンガス・石油・薪・炭などで、いずれも町内で生産されなかったため比較的高価であった。

町では、より安価で安全性の高い天然ガスを家庭用燃料として供給しようと検討していたが、ちょうどそのころ伊勢化学工業（株）が、本町の地域内でヨードを採取するための鹹水井かんすいの掘削を始めたので、副産物である天然ガスを利用できる見通しがつき、ガス事業の計画を策定した。

ヨード会社へ地元住民の文化生活上を図るため利用を申し込み、一九六五年（昭和四〇）一〇月に、町営ガスとして海岸地帯一六三三戸（普及率四〇・七パーセント）へ供給を開始した。

年を経るにつれて、住民の関心も高まり、需要家及び消費量が伸び、当初のままでは供給が不安定となり、まずホルダー増設へ踏み出した。一九六七年（昭和四三）五月に、一基めの三倍にあたる容量一五〇〇立方メートルのホルダーを建設、一九七七年（昭和五二）一二月、五六〇〇立方メートルのホルダー完成となり現在の三基に至っている。

次に、ガス原料購入は、供給開始以来、伊勢化学工業（株）のみであったが、一九七二年（昭和四七）一〇

表77 ガス事業の推移

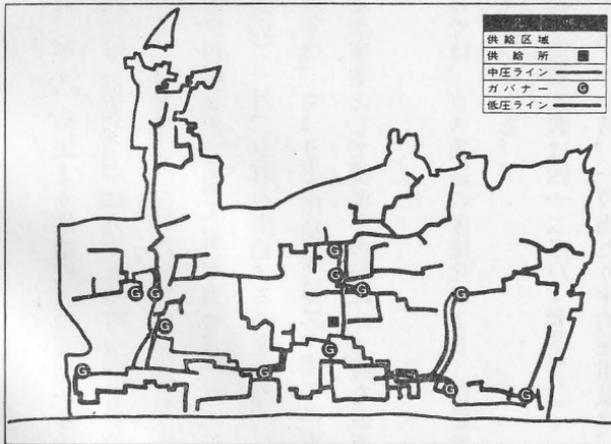
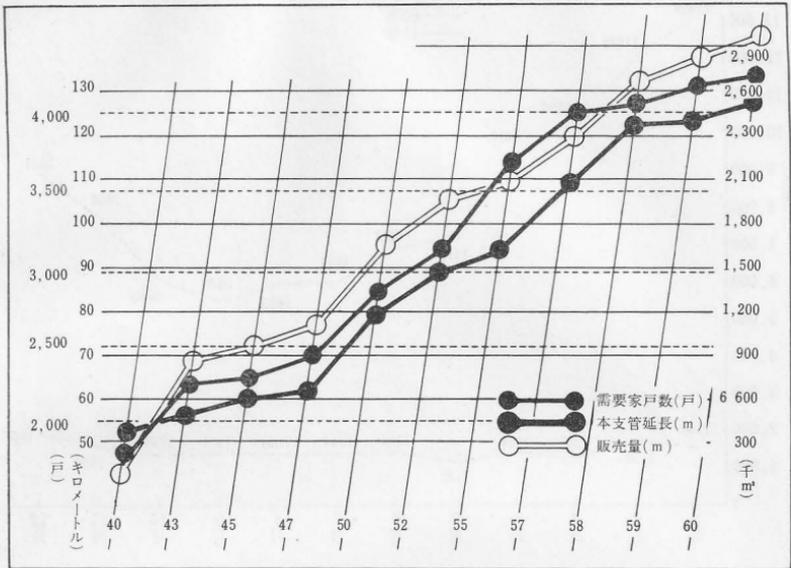
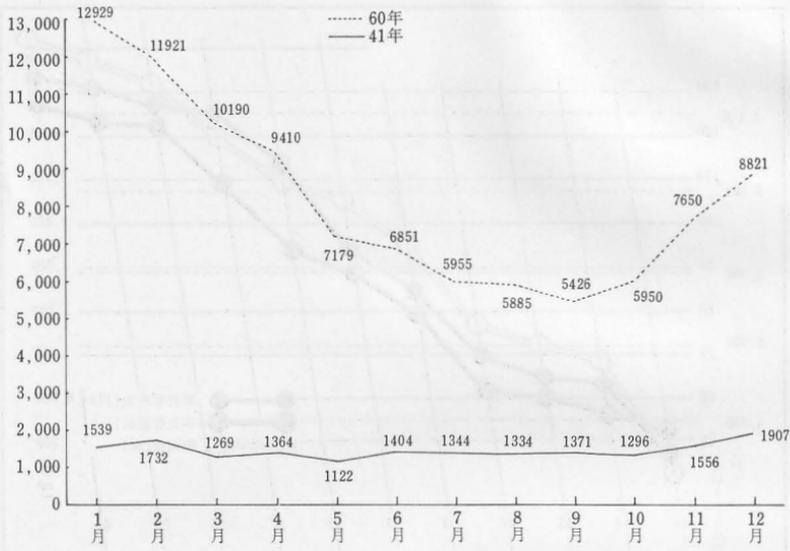


図63 供給区域

表78 1日平均ガス使用量



月、関東天然瓦斯開発（株）と契約し、二社併用による充分な供給量の確保、販売促進へ踏み出した。

また、年々、住民より供給拡張の要望が多く、一九八二年（昭和五七）に九十九里町全域を供給区域とする認可を受け、三年計画で岡部落を中心に、未供給区域の拡張工事を進め、一九八五年（昭和六〇）一月、全町へ供給するに至った。

この年は、ちょうど供給開始二十周年に当たり、記念事業として役場庁舎前にガス燈を設置した。

今日では、ガス用途の多様化により、供給量は著しく伸びている。

現在、需要家数は四一三三戸（普及率八一・一パーセント）、一か月、一戸当たり平均使用量は、六〇・二立方メートル（当初二二・二立方メートル）となり、なお一層の安定供給の確保及び保安面の充

実が望まれる。

(九十九里町ガス事業所)

第二項 九十九里産ガス地帯

千葉県のガス田の分布

と九十九里産ガス地帯

県下の天然ガス露頭は、北は利根川流域の木下地方から南は房州に至り、東は香取郡多古町附近、西は富津市地域に至っている。

ガス徴(ガスの湧出する兆候のある地)の分布は地層の走向とは一致せず、おおむね断層の方向と一致し、全般的に見ると北々東から南々西にのびている。核心地域は、本納町(現茂原市)・大多喜町を結ぶ線に沿って分布するが、その西側ではごくまれで、主に東側に多く分布している。

茂原地方で特にガス徴の多いのは、旧東郷村早野新田から、旧鶴枝村猿袋をへて南方土睦村(現睦沢町)大谷木に至る間である。

九十九里海岸平野のガス徴は、東金市・大網白里町・横芝町・成東町では断層封塞構造(1)に関係しないと報告されている。

本県の産ガス地帯を大別すると、

- (a) 勝浦〜大多喜〜太東〜茂原〜東金〜横芝〜八日市場〜銚子を結ぶ九十九里産ガス地帯
- (b) 安房郡一带を含む南房総産ガス地帯
- (c) 市川〜千葉〜五井〜木更津〜富津を結ぶ内湾産ガス地帯



図64 千葉県天然ガス田の分布

本県の天然ガス生産量は、年間「五億一〇七九立方メートル」といわれ、その生産量は新潟県に次いで全国第二位であるが、水溶性天然ガスについてみれば、全国第一位の生産量を占めている。現在、本県下において産出される天然ガスの九〇パーセントは、九十九里産ガス地帯で採取されている（表79参照）。

九十九里産ガス地帯における「ガス水比」は、茂原市に比べて二・三九対三・四という高率であり、発

(d) 印旛郡・香取郡・東葛北部を含む内陸産ガス地帯。

この四産ガス地帯は図64に示したとおりである。後述するが、本県の天然ガス推定埋蔵量は、二〇〇〇億立方メートルを上回るといわれ、現在採取を行っている。勝浦から銚子に至る九十九里地域・習志野市から市原市に至る内湾地帯で一一企業によって開発が進められている。

表79 本県天然ガス推定埋蔵量

千葉県統計

地域名	面積 km ²	有効砂層 m	孔隙率 %	ガス水比	埋蔵量 億km ³	
九十九里九産 ガス地帯	茂原	17.6	200	25	3	26.4
	長生・夷隅郡	227	200	25	3	34.0
	太東・古沢・長者	65	100	15	1.5	14.625
	東金・成東・横芝	400	160	25	1.7	272
内湾産 ガス地帯	市川・千葉・五井	360	300	25	1.7	459
	木更津・富津	200	100	25	1.5	75
内陸産 ガス地帯	印旛・香取 東葛飾北	500	300	25	1.7	637.5
南房産 ガス地帯	安房・君津 夷隅南	—	—	—	—	未調査
計						1,082億525km ³

表80 茂原・成東の水溶性ガス成分比較

地域	メタン	高残炭 化水素	炭酸 ガス	一酸化 水素	酸素	窒素	硫化 水素 その他	発熱量 kcal/km ³
茂原1坑井	92.5	0.2	1.4	0.2	0.2	5.5		8,960
成東1坑井	98.2	0	0.5	0	0.3	1.0	0	9,350

地域	深度	仕上口径	天然ガス 産出量 km ³ /日	ガス水比	沃度 含有量 mg/ℓ
東金口式一号井	m 792	8.89	1,680	2.39	93.7
成東一号井	1,305	10.5	5,065	3.4	—

ン系のものである。前者は構造性ガスで後者は共水性ガスで、「エタン」「プロパン」「ブタン」などを含んでおり、共水性は乾性ガスで、九五パーセント程度の「メ

熱量も一坑井当たり八九六〇立方キロカロリに對して、九三五〇立方キロカロリといふ高いものである。これらの關係を表80でまとめてみた。九十九里産ガス田の優秀性を如実に示しているといえるものである。

九十九里産ガス田の地質構造

可燃性天然ガスには、石油系のもと、メタ



写5 成東C1坑井のボーリング

タン」を含んでいるものである。

本地域の天然ガスは、「メタン CH₄」系に属するもので、図65に示すように第三紀層の黄和田層群の地層の中の鹹水中に溶解している。

図66に示すように上総層群地下一〇〇〇メートル内外の黄和田層がガス層であり、本地域の開発に当たった帝国石油(株)では坑井に高さ三八メートルから二七メートルくらいの油槽あぶらやぐらを組んで、この槽の頂上からデリックをもつて「キリ」に相当する掘管を釣りさげ、この掘管の先端に硬質合金でできた「ビット」と称する刃物をつりつけた。掘管を槽の下の機械で回転させながらすこしずつ降してゆく。この時掘管の頂上

から泥水をポンプで圧入し、これをビットの先端から噴出させる(写5参照)。

この泥水が「さく井」のために重要な働きをする。泥水はビットの先端から坑底に噴出し、掘り屑くずを浮かして掘管の周囲から地表に上がってくる。

これを金網でろ過し、または沈澱おんでんさせて掘り屑を除いて循環させる。またこの泥水の作用は掘り屑を浮かすのみでなく、坑壁を形成して崩壊するのを防ぐ。

こうして、地下二〇〇メートルぐらいまで掘管をおろす。掘管を深部におろすと同時に掘り具合をテストするため電気検層する。地層の電気抵抗を深さに沿って測定し、これを自動的に記録する方法である。

この検層図は極めて明瞭に地層の特質を表わし、ガス層をキャッチするのである。一坑井のボーリングには莫大な費用を伴う。帝石が一九五六年（昭和三二）成東地区で要した費用は一四〇〇万円〜一五〇〇万円という。

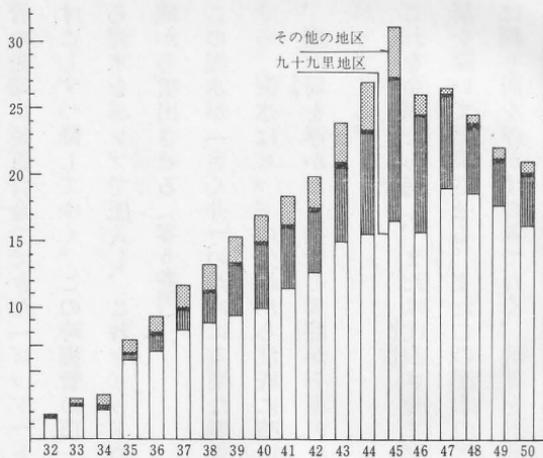
大部分の含ガス地層は、前述のとおり黄和田層が主体であって、前掲の図65に示したように、東から西へ四〜五度の単斜構造を呈している。

長生郡下の関東天然瓦斯株式会社^がの坑井のように断層封塞構造にボーリングをおろすのとやや異っている。なお本地域でのガス採取後の鹹水を水田及び特別の水路で排水すると、水田に対して塩害とか地盤沈下等の問題があるのでガス採取後は鹹水を笠森層へ圧入する処理方法をとっている。

本県の天然ガス汲み上げ量は、表81のとおりである。一九七二年（昭和四七）をピークとして最近はやや下降をたどっている。このことは天然ガス採取と地盤沈下の問題が検討されてある程度の規制が加わってきた

表81 天然ガスかん水汲み上げ量分布図

単位：1000m³/日



ためである。

九十九里産ガス

田の企業化

本県の天然ガスが発見されたのは、一八八七年（明治二〇）ごろ茂原町から一宮町にかけての一带で、安川寛三郎が発見したのが最初であるが、その後、一八九〇年（明治二三）には大多喜町柳原の坂鼻部落でも、太田卯八郎によって発見された。

これが企業化されるようになったのは、一九三二年（昭和六）大多喜天然瓦斯（株）（現関東天然瓦斯開発（株）の前身）がガス事業を始めてからのことである。豊富であったため、一本の井戸から、一日、二〇〇〇立方メートル〜三〇〇〇立方メートル、少ない井戸でも六〇〇立方メートルぐらい自噴したといわれる。

本県内における操業会社は表82のとおりで、茂原を中心として、旭硝子（株）・日本天然瓦斯興業（株）・合同資源産業（株）・伊勢化学工業（株）・日宝化学（株）・帝国石油（株）で月産三八〇〇万立方メートル。内湾地域では、帝国石油（株）・関東天然瓦斯開発（株）・富士ボーリング・東京瓦斯（株）で、月産約一〇〇〇万立方メートルの生産をあげている。

本県の天然ガス利用については、通産省資料によると、化学工業用に六八・〇パーセント、ガス業用に二九・七パーセントと、それぞれ消費出荷されている。化学工業用では主として旭硝子・三井東圧化学において利用されている。

県内の事業所（消費者に直接ガスを供給しているもの）は東京瓦斯・京葉瓦斯・大多喜天然瓦斯等の私営が一、公営が八、計一九事業所がある。

これら事業所のうち自らガス発生装置を持つものは少なく、大半が帝国石油・関東天然瓦斯・旭硝子・伊

表82 県内天然ガス関連事業者概況

会社名	項目			生産量		開発地域	用途	生産品名
	計	稼働井	休止井	天然ガス (千㎥)	ヨード (トン)			
旭硝子株式会社	103	54	49	28,821		大網白里町、白子町、東金市	自家使用、販売(都市ガス、工業原料)	各種ガラス製品、肥料等化学品、天然ガス
伊勢化学工業株式会社	78	70	8	22,397	3,580	九十九里町一宮町、岬町	自家使用、販売(都市ガス、工業原料)	ヨード、ヨード化合物・天然ガス
関東天然瓦斯開発株式会社	389	322	67	210,451	762	茂原市、山武郡、長生市、千葉市	販売(都市ガス、工業原料)	ヨード、天然ガス
合同資源産業株式会社	239	218	21	167,000	1,467	茂原市、長生郡、夷隅郡、匝瑳郡	販売(都市ガス、工業原料)	天然ガス、ヨード、ヨード化合物
帝国石油株式会社	84	45	39	33,317		千葉市、旭市、東金市、山武町、成東町	販売(都市ガス工場燃料)	天然ガス
東金市	1	1	0	277		東金市	都市ガス	天然ガス
東京瓦斯株式会社	12	8	4	3,272		千葉市	販売(都市ガス)	天然ガス
東洋天然ガス株式会社	5	2	3	1,194		成田市	販売(都市ガス)	天然ガス
習志野市	6	6	0	3,612		習志野市、千葉市	都市ガス	天然ガス
日宝化学株式会社	49	26	23	4,379	82.8	夷隅郡夷隅町および岬町	自家用(工場燃料、化学原料)	ヨード、化合物、有機他合成薬品
日本天然瓦斯興業株式会社	81	64	17	44,783	1,000	長生郡、千葉市、茂原市	販売(都市ガス、工場原料)	天然ガス、ヨード、ヨード化合物
三井東圧化学株式会社	27	25	2	2,342		茂原市	自家用(工場原料)	各種肥料化学品
株式会社富士ボーリング	8	5	3	2,502		千葉市、成田市	販売(都市ガス、工業原料)	天然ガス
京葉パイプライン株式会社	(1)パイプライン延長			36,546m				
	(2)ガス輸送量			61,206,815㎥				

資料：千葉県商工労働部、千葉県天然ガス資源の現況

第一章 産業の発展

表83 県内ガス事業所概要

49.12 現在

事業所名	項目 事業開始年月	標準 熱量 (kcal)	使用ガス の種 類	供給区域(市町村)	そ の 他 参 考 事 項
京 葉 瓦 斯	昭 3. 6	3,600 9,200	ナフサ・ L P G 天然ガス	松戸、市川、船橋柏 鎌ヶ谷の各市、沼南 町、浦安町	帝国石油 関東天然瓦斯
大多喜天然瓦斯	〃 32. 1	9,200	天然ガス	大多喜、一宮、市原 千葉、八千代、茂原 の各町、市、長生村	関東天然瓦斯
銚子瓦斯	大 3. 1	7,000	L P G	銚子市	ガス発生装置 所有
房州瓦斯	昭10. 2	4,300	L P G・ 天然ガス	館山市	全上
千葉ガス	〃 33. 4	9,200	天然ガス	成田、八千代、千葉 佐倉の各市、酒々井 町	帝石、東京瓦 斯ほか
野田ガス	〃 36. 3	7,000	L P G・ 天然ガス	野田市	ガス発生装置 所有
我孫子ガス	〃 41. 2	4,500	ナフサ・ L P G	我孫子市	取手ガス
京和ガス	〃 47. 4	9,200	天然ガス	流山市	京葉瓦斯
大東瓦斯	〃 3. 11	9,100	L P G・ 天然ガス	流山市	ガス発生装置 所有
東京瓦斯	明18.10	11,000 9,200	石炭・原油 L P G・ L N G	千葉、木更津、君津 の各市、袖ヶ浦町	全上
角栄瓦斯	昭40.10	9,200	天然ガス L P G	佐倉市	千葉ガス
以上私営 11					
習志野市	昭32. 4	9,200	L P G・ 天然ガス	習志野市、習志野市 内の千葉市行政区域	関東天然瓦斯 ガス井戸、発 生装置
東金市	〃 33.10	9,200	天然ガス	東金市	帝石、旭硝子 (ガス井戸)
白子町	〃 36. 8	8,500	〃	白子町全域	日本天然ガス
旭市	〃 37. 9	9,000	〃	旭市の一部	帝国石油
大網白里町	〃 39. 9	9,200	〃	大網白里町全域	旭硝子
九十九里町	〃 40.10	9,200	〃	九十九里町全域	関東天然瓦斯 伊勢化学
四街道町	〃 43.11	9,200	〃	四街道町の一部	帝国石油
成東町	〃 44. 7	9,200	〃	成東町の一部	帝国石油
以上公営 8					



図67 都市ガス普及状況

S49年末 単位：戸

勢化学等の供給業者よりパイプラインによって天然ガスの供給をうけている（表83参照）。

図67は一九七四年（昭和四九）一二月末の市町村別ガス供給戸数である。総武線・常磐線を中心として都市化が急速に進んでいる地域に普及度が高い。

一九五五年（昭和三〇）年代以降開設された公営事業所の増加によって、九十九里地域も次第に普及化の一途をたどっている。

ヨード工業と九十九里産ガス地帯

九十九里産ガス地帯のガス日産量は、表84のとおりである。一九七二年（昭和四七）以来、年産約五億六〇〇〇万立方メートルを産していたが、一九七三年（昭和四八）

以降は地盤沈下による規制のため井戸掘りが制限され、一九七四年（昭和四九）には、五億一〇〇〇万立方メートルに減少したが、この中九〇パーセントが九十九里産ガス田で採取されていることは前にも触れたとおりである。

表84 九十九里産ガス地帯のガス日産量

開 発 会 社	日 産 量 (km ³ /日)
関東天然ガス開発KK	17~20万
旭 ガ ラ ス KK	10 万
日本天然ガス興業KK	3~4万
相生工業KK	3~5万
伊勢化学KK	3~4万
日宝興発KK	3,000~4,000
帝 石 KK	10 万
計	53万4,000

シエアは日本六〇パーセント・チリ一六パーセント・ソ連一五パーセント・米国九パーセントといわれる。
 ヨウ素の需要についての概略は次のとおりである (一九七九年)。

アメリカ	三、一〇〇トン	インド	三〇〇トン
ソ連	一、五〇〇トン	カナダ	二二五トン
日本	一、〇〇〇トン	その他	四二五トン
ヨーロッパ	二、九〇〇トン	計	一〇、〇〇〇トン
中国	四五〇トン		

この企業化は、一九三三年(昭和八)に大多喜で始められたのをきっかけに世界一のヨード生産県へと発展

天然ガスの採取に当たって鹹水の汲み上げに伴い、一リットル中一〇〇ミリグラムの含有ヨードは、天然ガス開発とともに工業化の方向に進んできた。

天然ガス鹹水を原料として、千葉県下でほとんどが生産しているが、新潟・宮崎でも若干生産している。日本のヨウ素は、今ではチリヨウ素の生産を凌駕^{りやうが}し、世界市場に君臨しているが、第二次大戦後チリヨウ素の庄迫^{りやうが}をうけつつも、戦後の経済復興のため輸出産業として努力し、日本経済に寄与してきた。資源の乏しいわが国で、その生産の九〇パーセントを海外に輸出するという珍しい産業である。

最近の全世界における生産高は年間約一万吨と推定される。国別

は大陽エネルギーを用い、水から水素をとる触媒として用いられる研究が試験中であり、いわゆるサンシャイン計画という国家的大プロジェクトの中で活躍しようとしている。

九十九里産ガス田は、その面積二八〇平方キロで、九十九里産ガス地帯で約八〇〇本の天然ガス坑井で掘削されており、鹹水の汲み上げ量は、一九七五年（昭和五〇）で、日産一八万一〇〇〇立方メートルで、この



図68 伊勢化学の九十九里地域への開発状況 (伊勢化学資料)

したのである。

ヨードは「ヨウ素」といわれ、人類及び動植物の生存には欠かせない「ミネラル物質」であると同時に、医薬(ヨードチンキ・ルゴール液・ヨードホルム)・染料(アニリン染料・フタレン染料)・分析試薬・試験紙・X線造影剤・中間物製造用触媒・印刷用・家畜飼料添加剤等に利用される。最近で

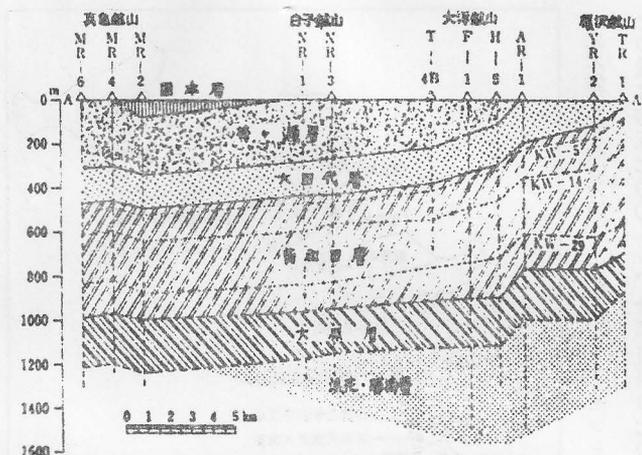


図69 真亀～榎伊鉦山地質断面図

[A-A'断面：号1図参照、地表の標高差は無視]

表85 九十九里浜沿岸の各鉦山

鉦山名	鉦区数	面積 (アール)	備考
真亀	*2	*17,904	*印 旭硝子(株)からの租鉦区
白子	1	39,802	
大洋	3	85,647	
榎伊	4	84,971	

85のとおりである。
四鉦山からの生産ガスは主と
これら各鉦山の規模は次の表

工場が付随している。
山が存在し、おのおのにヨウ素
から真亀・白子・大洋・榎伊鉦
山に点在分布し、図69のように北

至っている。

鉦山の吸収及び真亀鉦山・白子鉦山の開発を経て現在に
その後、榎伊鉦山の開発、大洋化学工業、現在の大洋

井土に八積工場を建設したことに始まる。
（旧大多喜天然瓦斯）が開発した天然ガス坑井より生産す
る付随鹹水中のヨウ素含有量に着目し、長生郡長生村七
井土に八積工場を建設したことに始まる。

九〇パーセントがヨード製造に利用される。九十九里産ガス田の開発の中心的企業は伊勢化学工業(株)で、
九十九里地域進出は図68のとおりである。
伊勢化学工業(株)が千葉県に進出したのは、一九五〇年(昭和二五)六月で、現在の関東天然瓦斯開発(株)



図70 九十九里浜沿岸ガス化学工業の開発企業

s 1 : 400.000 古川力 原図

して旭硝子(株) 大網白里鉱業所に送られる。また一部は九十九里町の都市ガスとして供給されている。

また、鹹水は前述のようにヨウ素製造原料として各所属工場に送られている。

伊勢化学・相生工業・日宝興発等六社七工場が生産に当たっている。

(六六億五五六〇万円) この八〇パーセントは本県の生産であり、この大部分が九十九里地域で占めている。その量は約五七〇〇〇トン、世界市場の七〇パーセントは九十九里産ガス田で生産されている。

九十九里産ガス地帯は、日本ヨード工業地帯としての指向性が高いといっても過言であるまい。次に九十九里産ガス地帯の天然ガスに関する企業の進出を示しておきたい(図70参照)。

結 び

九十九里産ガス地帯の開発の一端を地域開発にしぼって論及したのであるが、日本の化学工業は一部のものを除いては原料やエネルギーが高いというハンディキャップを負わされている。合成化学工業の原料は、かつては石炭がその王座を占めていたが、現在ではこの王座が石油と天然ガスに置きかえられた。

天然ガスの主成分であるメタン(CH₄)を化学工業原料に利用することは、電力エネルギーに比して格安であることと、資源も豊富である。これを利用することは九十九里地域開発の方向を指向するものである。九十九里産ガス地帯の開発に伴って京葉工業地帯の進展とは切り離されない主要原因を担うものである。

さらに、ガス田の開発に伴い、鹹水中に含有するヨードの高率化によって、ヨード工業という特異な工業地帯を指向する。

このような観点にたてばまさに本地域は総合的なガス化学工業を造成することが確約されるといってもよい。

(古川 力)

注

(1) 地層は水平に堆積するものであるが、断層運動が起こると地層が切れて、段違いにふさがることがある。このような構造をいう。

(2) 地層が一方に傾いているときこの構造を単斜構造という。その原因は地殻の変動による。

参考文献

山本 為親 ガス化学工業

六月社

藤本 治義 日本地方地質誌

千葉 県 戦後県政の歩み
 金原・木島・石和田 天然ガス
 丸 一郎 天然ガス利用と開発の影響
 房総地理一〇号
 古川 力 九十九里産ガス田の開発事業 同 一二号

関 天 会社概況
 千葉銀行 調査レポート 一五二号 昭四九
 同 同 一六八号 昭五〇
 伊勢化学工業(株) 日本のヨウ素工業に就いて 昭五四

第一〇節 鰯漁業の変遷

第一項 江戸時代以前の鰯漁業

慶長見聞集

九十九里地方における江戸時代以前の地方漁業資料は、全く見当たらない。したがって文献から類推するほかはない。『銚子市史』所載の『慶長見聞集』⁽¹⁾によれば、

「見しは今、相模、安房、上総、下総、武蔵の五ヶ国の中に大いなる入り海あり。大魚どもこの入り海をよぎ住所と知りて集るといへども、関東の海人、このことを知らず、磯辺の海に小網、釣をたらしたるばかりなり。……(後略)」
 と、紀州人渡来以前の関東の海況を述べ、『銚子市史』は、「紀州人が房総沿岸に来てまづ愕いたのは、この地の住民が旧来の漁法でノンビリ暮している姿、それと豊かな漁獲であった」と注釈している。

これは現在の東京湾を指しており、波穏やかな内湾ですら、慶長年間(二五九六年—一六一四年)にはこのとおりであったのだから、波荒い外洋に臨む九十九里浜では、当時の漁業がどのような想像に難く

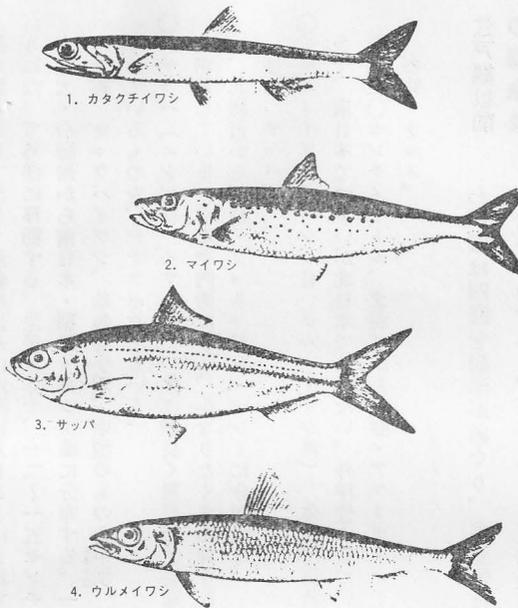


図71 九十九里浜産のイワシ類

保育社版 標準原色図鑑全集4「魚」より

ない。

このように、九十九里浜でも、紀州人が八手網・地曳網を携えて来る以前は、極めて幼稚な小網で漁をしていたのであろう。

九十九里浜産のイワシ類

ここで、九十九里浜産のイワシ類をあげてみよう。九十九里浜で漁獲されるイワシ類は、カタクチイワシ・マイワシ・サッパ・ウルイメワシである(図71参照)。

○ カタクチイワシ(ニシン目 カタクチイワシ科) 頭に比して体が長く、やや扁平で口が大きい。うろこは円鱗ではがれやすい。いつも群をなして外海にすみ、プランクトンを主食とする。満一年で成熟する。全長一五センチメートル、樺太から南日本・朝鮮・アフリカに分布し、本州の太平洋岸にとくに多い。

九十九里浜の俗称(以下同じ)セグロ、背の体色が青黒いところから呼ばれる。幼魚をジャミ、成魚でとくに大きいものをゴボウセグロ(ゴボセグロ)という。体が長いところから古くはコシナガとも呼ばれた。

○ マイワシ(ニシン目、イワシ科) 体はやや扁平、外洋性の魚で、海洋の上層・中

層を群をなして泳ぎ、産卵期以外は内湾に入ることはまれである。幼魚は初め浅い海底にすみ、三、四センチメートルになって外洋に移動する。生後二年で、一、二〜一五センチメートルになって成熟する。全長二五センチメートル、南樺太・沿海州から南日本・朝鮮・東シナ海に分布する。一般にイワシといえはマイワシのことである。

俗称 チュウバイワシ、幼魚を小羽、中型のものを中羽、大型を大羽といい、とくに大きく体側の青黒斑がはつきりしているものを、ナナツボンともいう。

○ サツバ（ニシン目 イワシ科） 体は細長く扁平で、腹縁は鋭く、稜鱗は強くてかたい。うろこは大きくて体によく密着している。沿岸や内湾にすみ、かなりたくさん群をなす。プランクトンを主食にする。全長二〇センチメートル、北海道から朝鮮・フィリッピン・マレーに分布する。

俗称 サツバ。

○ ウルメイワシ（ニシン目 ウルメイワシ科） 体は円筒状で腹縁は丸くて稜鱗はない。熱帯性のもので黒潮流域に多く、南日本では多いが北日本では少ない。外洋性の魚でいつも大群をつくり、動物性プランクトンを主食とする。全長三〇センチメートル、北海道から朝鮮・アフリカ・オーストラリア・ハワイ・カリフォルニアに分布。

俗称 ウルメ。

江戸期以前 わが国は四囲を海洋がめぐり、水産物は貴重な蛋白源として、国民生活に欠かすことのできる鰯漁業 きないものであり、とくにイワシは過去から現在までわが国最大の漁獲物であった。

直良信夫の『古代の漁獵』によれば、「貝塚からもマイワシ、カタクチイワシの骨が発見され、石器時代からイワシ類が漁獲されたことは明らかである。」と述べていることからみて、わが九十九里浜でも相当古くからイワシが漁獲されびいたことは間違いない。

かの紫式部がイワシを賞味したという話も有名だが、平安時代には既に海産魚類として、タイ・カツオ・イカ・タコなどととも、イワシ・サバが重要なものとされていた。

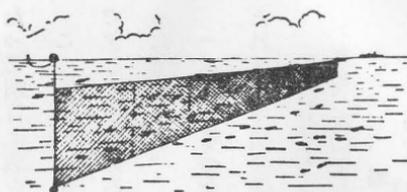


図72 イワシ刺網

室町時代末期になると、畿内では既に地曳網・八手網・まかせ網のやや規模の大きな、例えば十数人の漁夫の共同作業を必要とするイワシ漁業を営んでいたという。

しかし、イワシは下魚とされ、短時間に鮮度が落ちるので江戸時代前の九十九里浜では、沿海村々たたかだかその周辺集落の需要を満たすだけの鮮魚・塩干魚の量をとれば事が足りており、イワシを干鰯・メ粕として利用することを知らなかったので、イワシを大量に魚獲する漁法も必要はなかった。

紀州人には、さぞノンビリにみえたのだろう。

当時の九十九里浜のイワシ漁法を推定するには、まずイワシは釣るには困難な魚なのでもっぱら網で漁獲しなければならぬことを念頭におく必要がある。

吉井幸夫の『九十九里浜の地曳網漁業』に、江戸時代のイワシ漁網をあげて、地曳網・船曳網・八手網・四艘張網・二艘張網・棒受網・まかせ網・揚繰網・六人網・小舌網・八作網・イワシ刺網・イワシ台網・大敷網が用いられたと述べているし、清光照夫もその著『漁業の歴史』に「徳川初期の関東漁業は主として沿岸を漁場とする小規模の曳網、刺網、釣、稽（もり）程度の磯漁業に過ぎなかった。」としている。

これらの網のうち、江戸時代以前九十九里浜で多く用いられたイワシ網はイワシ刺網ではないかと思う。

刺網は、図72にみられるように、魚類の回遊路に網を張って待つと、魚は網に当

たつて網目に頭を刺す。網を舟に引き上げて、網から魚をはずして獲る漁法である。

この漁法は、船も網も比較的小型でよく、資本もそれほど必要としない。二、三人から数人の漁夫で操業できるものである。網に刺し、あるいは、からめて漁獲する方法なのでイワシばかりでなく種々の魚がかかったであろう。

一六九五年（元禄八）刊の野必大著『本朝食鑑』に載せられている食用魚介藻類のうち、九十九里浜で現在とれている魚介類をひろってみると、

「鰹いしもち（小なものの味よし）、鱈なよし（ぼら 腹太 鮓に作るに味もつともよく、膾も美なり、腸中の白子は煮物、塩によし、製品にぼらの塩引あり）、鱈（すずき 卵はからすみによし）、鯖（さば 生用は佳ならず、刺鱈に作るべし）、鰯（いわし 膾 炙物、煮物によし、甘塩糟漬、塩麴漬、黒漬に作る、古より民間の食とす）、小鰯（ひしこ 茄子、生番椒、蒜など用いて漬物にしてよし）、うるめ鰯、鯛（このしろ 炙物によし、鮮なるは鮓に作る、小なるは江戸にては小鱈という）、師（かます ただ炙物によし）、細魚（さより 膾に作つて最も佳なり）、鱈・蟹（擁剣がさみわたりがには煮たる後、白肉を採りて醋に和して食す、海辺の爪白の類も野人乾し、或は塩蔵して店に売る）、鰻（生、煮、蒸、乾、醬ともによく、また糟漬を最も賞美す）、蛤（炙物を最上とし、煮物これに次ぎ生食また佳なり）

などあり、おそらく江戸期以前にもこの程度の魚介類が食膳をにぎわしていたとみることができよう。

（田村 敬）

註

（一）一〇巻・一〇冊。仮名草子。三浦淨心（茂信）作。作者は小田原北条の旧臣。後、江戸に出て商人となり、近世初期の新興都市江戸で見聞したことを比喩を交えて記したものの。すべて一三〇項目余。前代の説話集にならつて各項目の冒頭語は、「見しは今」「聞しは今」などで始まる。この時期の貴重な風俗資料。

参考文献

銚子市史

直良信夫著 古代の漁獵

吉井幸夫著 九十九里浜の地曳網漁業

清光照夫著 漁業の歴史

至文堂 昭四一

第二項 江戸期の鰯漁業

その一 地曳網の発祥

畿内漁民の

出稼ぎ

江戸という大都市が形成される以前、わが国で最も人口が集中していた地域は、京都・大阪を中心とした地域で、この大消費地では当然魚介類の需要が盛んであった。従って前項で述べたように畿内では漁業の発達が促され、室町期末にはやや大規模な漁業が行われるようになっており、濫獲のため周辺漁場は次第に荒廃していった。

荒居英次は、『近世の漁村』のなかで、綿作の発展が漁民の他国進出の要因であると述べている。それによれば、綿作は初め三河・近江・伊勢・尾張で栽培されていたが、近世初期に急速に普及したもので、元和から寛永まで（一六一五～一六四三年）の間に、畿内では摂津・河内・和泉・大和の四か国がとくに面積の増加が著しく、本田畑の五〇パーセントが綿作になったという。そこで、綿作一反について一石前後の干鰯を必要とし、この四か国だけでも約二二万五〇〇〇石の干鰯を必要としたとしている。

このように、漁場の荒廃による魚類の供給不足と、膨大な干鰯需要に当面して漁民は新しい漁場を求めて諸国に渡っていった。



図73 他国出稼村

荒居英次「近世の漁村」より

この時期、出稼ぎ漁民の多い村々として、

- | | | | | | | | |
|----|----------------------|----|----|----|----|-----|-----|
| 紀伊 | 加太 <small>かた</small> | 岡田 | 和泉 | 堺 | 大津 | 佐野 | 嘉祥寺 |
| 印南 | 小浦 | 湯浅 | 和泉 | 大津 | 佐野 | 嘉祥寺 | |
| 切目 | 唐子 | 阿尾 | 御坊 | 大津 | 佐野 | 嘉祥寺 | |
| 田辺 | 御坊 | 御坊 | 御坊 | 大津 | 佐野 | 嘉祥寺 | |
| | 御坊 | 御坊 | 御坊 | 大津 | 佐野 | 嘉祥寺 | |

などが挙げられている(図73参照)。

これをみると、紀州に出稼ぎ村の多いことが目につく。

紀伊国(和歌山県)は、「木の国」と呼ばれるように、山地が多く、山が海に迫って耕地が少ない。現在、和歌山県の耕地面積は、全面積の一五パーセントにすぎず、出稼ぎ漁民が最も多かったといわれる有田郡ではわずかに五パーセントである。

このため、農耕によって生活を維持していくことは不可能であり、当然古くから生活手段として漁業が不可欠であったことが、漁業を発達させた原因でもあった。

畿内の漁民の出稼ぎ先を『尼崎市史』その他の文献で総合すると、第一期は、若狭・丹後・伊勢・志摩

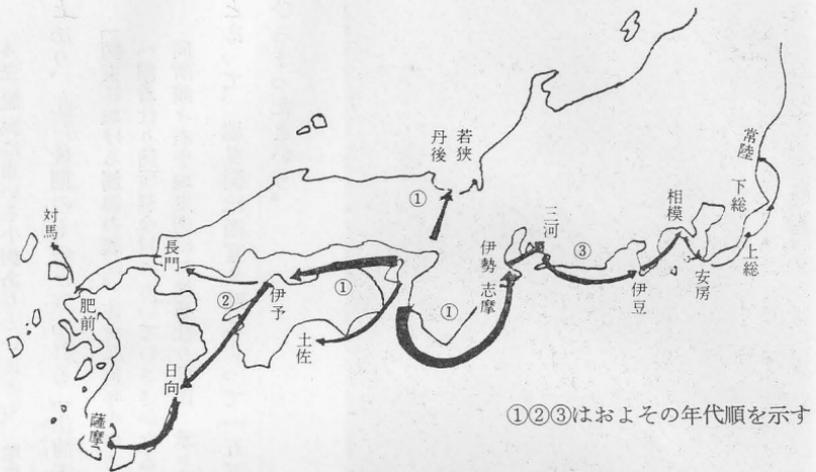


図74 畿内漁民出稼地

に、次に、伊予・土佐から豊後水道を渡って、日向から薩摩へ、他の一派は長門を経て、肥前・対馬へと西日本一帯にわたっている。

第三期は、伊勢湾を渡って三河から伊豆へ、さらに相模から安房・上総・下総を経由して常陸に至る時期である(図74参照)。

とくに、一五九〇年(天正一八)小田原城が陥落し、徳川家康が関東に入国すると、全国的に一時安定の時期となり、諸国往来も容易になったと想像される。

関東への
紀州漁民の渡来 一八八三年(明治一六)刊の『房総水産図誌』に、

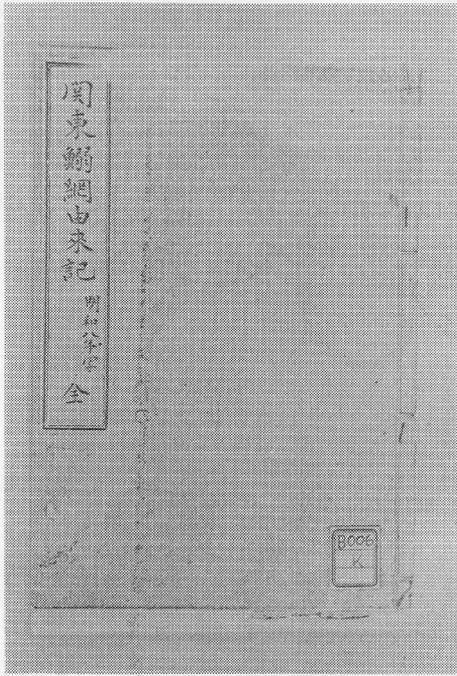
「九十九里浦地曳網漁の起原は、土人伝うる処及びその旧記に由れば、今を距ること三百六拾有余年前、後奈良帝の弘治元乙卯年(一五五五)紀州の人西宮久助なる者、難風の爲め九十九里南白亀浦に漂着し、同処剗金郎長島某の家に寄寓、その本国なる熊野浦に使用するところの網罟に倣ひて曳網を製す。これ九十九里地曳網の創始にして、これよ

り先鰯^{いわし}猟に用いる小網ありといえども、地曳網のごとき巨大なるもの無かりしといふ。

とあり、江戸後期のものとみられる『江戸浦干鰯問屋仲買根元記』にも、

「関東における鰯漁の義は、往古弘治年中のころ、紀州の漁師西之宮久助と申すもの難風にて吹き流され、九十九里浦へ漂着仕り同所刺金村においていささかなる小地曳仕り鰯漁始め候由、その後文禄年中（一五九二—一五九五）には同所浦々右小地曳網にて漁業仕り候由、承り及び候

とあって、地曳網は西宮久助によって一五五五年（弘治元）に伝えられ、その後文禄年間には小地曳が浦々にひろまったという。



写6 関東鰯網由来記（船橋市図書館蔵）

『慶長見聞集』にもあるとおり、関東漁場の漁族の豊富さが伝えられると、続々と畿内漁民は関東に出かけたのである。

八手網の場合は、地曳網より多少時期が遅れて関東に伝えられたようである。一七七一年（明和八）二月の『関東鰯網由来記』（船橋市図書館郷土資料室蔵）に、

「そもそも、関東鰯網の最初を尋ねるに、その昔元和年中（一六一五—一六二三年）とかや、紀州加太浦の漁人大甫^{おおふ}七十郎と

いふ人、薩摩国すうき（指宿か）といふところに漁業して旅住ひせしにいささかの事あり、関東へ赴きよき漁場を求めんとて豆州手石浦（現、南伊豆町）といふ所にてはじめて網を卸ろし、それより浦伝ひに巡りけるに、ここぞ宜敷と思ふ所もなかりければ、上総国に渡り住まひけるに川津領（現、勝浦市）に矢野浦といふ所よき漁場なれば、この所を居浦と定めしとかや、その翌年紀州湯浅浦の漁人貝から助右衛門といふ人同国栖原浦おんぼう四平次といふ人、兩人は大浦の通路によりて同じく上総国に下り、助右衛門は岩和田（現、御宿町）に住居し、四平次は岩船（現、大原町）と矢指戸やさしどの間に、底目といふ所に漁職しけるとかや、この兩人片濱鯛網の最初八手網の始めなり、それよりして紀州、泉州の漁人下りて浦々に居住し、漁業するところの八手網職元禄年中（一六八八—一七〇三年）のころまでは漁船にて紀州へ上下をせしかとも、小船にて遠路渡海は危ければ、元禄のころよりいつとなく居浦に漁船囲ひ置き、陸路の往来となりける

とあり、前掲の『江浦干鯛問屋仲買根元記』には、大甫七十郎について、

「一、安房、上総、下総にて鯛漁八手網出来の御根元の儀は、元和二年（一六一六）紀州加田浦の漁師大甫七重郎浦賀より上総へ渡海し、同国川津村、矢之浦村にて二艘張りと申す八手網相始め候処、漁事沢山につき、翌年に湯浅貝から助右衛門、栖原村貫治四平治兩人を連れ下り、助右衛門は岩和田、四平治は船客にて漁業始め候、すなはち片濱浦も二艘張り八手網鯛漁業の最初関東にて干鯛出来候根元にござ候

と述べている。

地曳網と八手網とを比較すると、八手網は沖取りで網を掲げて魚を船に積みあげ、帰港して磯に運びあげするため、船の大きさに制限される。

これに対して地曳網は浜取りの網であるから、大漁でも網から直接浜に魚を運ぶことができるので、イワシ漁としては八手網より優れているといえよう。

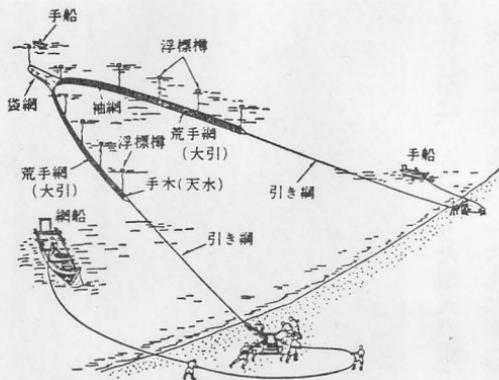


図76 片手地曳網

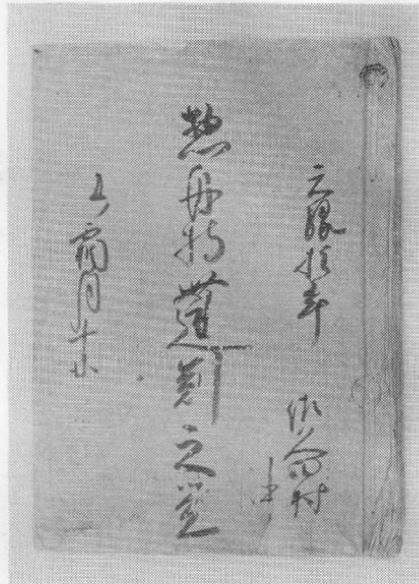
地曳網は、九十九里浜の剃金で初めて行われ、文禄年中には浦々で小地曳の漁業がひろまると、前掲文書が記しているの、紀州漁民が九十九里浦一帯に出稼ぎに来るようになるのは、ただか四〇年くらいの間であった。本町の浦にも、このころ紀州漁民がやって来たと思われる。その後、地曳網をもつ紀州漁民は、銚子を越して鹿島浦に漁場を求めていった。

さらに二〇年ぐらい遅れて、八手網が東上総夷隅郡から安房にかけて渡来した。これらの紀州漁民は、イワシを漁獲して干鰯を生産したのである(図75参照)。

紀州人が出稼ぎに使用した漁船などについて、荒居英次は、八手網は漁船二艘による敷網で、漁夫は三〇人程度、地曳網は漁夫一六人程度で操業できるもので、漁船はかなり大きく一五石から二〇石積ぐらいの船が用いられ、関東出漁の時は、漁夫や荷物を積むほか、出漁先でしばしば干鰯の運送船に転用されたと述べている。

地曳網の漁夫数から考えると、図76に示したように片手まわし(図の右から綱・網・袋・網・網の順に張り網をする)の地曳網で、曳子は漁場の村々から臨時に雇い入れたか、図のように神楽棧(巻き揚げ器)で網を巻き取ったか、どちらかであったろう。

また、一五石から二〇石積の船で、時には干鰯の輸送にも使用



写7 惣舟持蓮判之覚 (作田家文書) 古川(幸)撮影

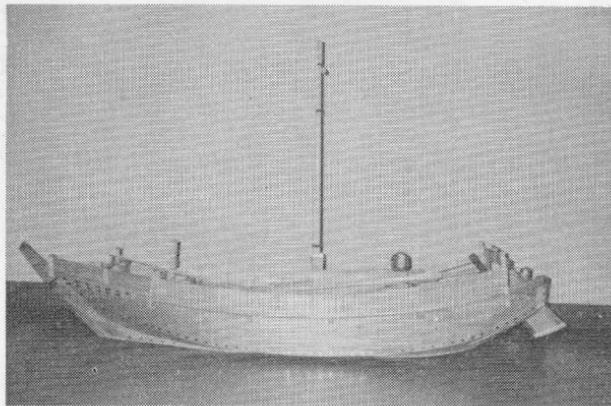
された船は、どのような型式の船であつたらうか。

後にもふれるが、一六九七年(元禄一〇)霜月一〇日の『佐久田村惣舟持蓮判^{れんぱん}の覚』(写7)という貴重な文書が作田家に所蔵されている。これは地曳網所有者の名簿であるが、そのなかに、

「一、この度御舟改の衆、御公儀様より御廻村遊ばされ候につき、我ら五大力舟当夏中より出来仕り候につき、御極印ならびに舟御年貢御役金仰せ付けらるべき由仰せられ候間……後略……」

とあって、地曳網の漁船を「五大力」と呼んでいる。

また、飯高家文書の宝暦年間の『漁獵運上帳』にも、しばしば「定五大力碇代^{いかかり}」の語がみえる。この定五



写8 五大力船の模型 いわし博物館蔵 古川(幸)撮影

大力とは、浦賀の干鯛問屋の干鯛・メ粕積み送り船を指しており、五大力型の船とは、船長に比して船幅が影く、舳（みよしへさき）も厚く幅広く短い輸送用の船である。後年、大地曳網が完成し、波切りの性能のよい九十九里型の漁船が完成するまで、紀州漁民が使用していた五大力船を模して建造し、地曳網漁船として使用していたのである。

五大力船の大きさだが、千葉県史料の重田信太郎家文書に『五大力船新造について船大工伝三郎の願書』がある。

「一、五大力船 一艘
但し 敷巾 三尺五寸
敷長さ 三丈八尺
深さ 三尺六寸

敷とは、木造和船で竜骨の役目をする厚板で、敷の長さが約一一・五メートルあれば、この船の全長は一八メートル近いと考えられる。

旅 船 紀州漁民の船を旅船、網株を下り網と房総の人々は呼んでいた。これらの人々は、前述し
下り 網 たように干鯛生産ばかりでなく、食用の鮮魚供給にも重要な役割を果たした。

とくに、摂州西成郡佃村、大和田村の漁民は、徳川家康が浜松にいたところから関係があり、一五九〇年（天正一八）家康が江戸に入るとともに江戸に来て御看御用をつとめたという。

それまで一寒村にすぎなかった江戸は、その後二〇年を経過した一六〇九年（慶長一四）に、上総に漂着した前ルソン長官ドン・ロドリゴの『見聞記』では、人口約一五万に膨れ上がっており、更に七、八〇年後は

一〇〇万都市に成長する。

当時、世界における大都市ロンドン・パリでさえ、一七世紀に二〇万、一八世紀で五〇万といわれているから、江戸の膨張、人口の急増がいかに激しいものであるか想像できよう。江戸は一八世紀初頭には世界最大の都市となったのである。

一六〇五年（慶長一〇）を過ぎて、徳川家御用の魚の需要が増加し、前述の佃・大和田村の漁民たちが徳川家の命をうけて江戸へ移住したことは有名である。

これを契機として、食用魚漁獲のための紀州漁民の出稼ぎも増えていった。これらの人人の出稼ぎ先として、千葉県内では館山・奈良輪が著名である。

紀州の旅船は、「元禄年中のころまで漁船にて紀州へ上下……後略……」（『関東鱒網由来記』）とあるように、漁期の始め、漁具・漁網のほか、寝具・炊事道具・食器類・衣類など身の回り品を積んで紀州の浦を船出する。二〇石程度の船だから、沖合に出て、そのまま房総へ直行するわけにはいかない。

浦伝いに航行して、時には時化待ちや順風待ちで滞留する場合もあり、相当な時日を要して目的地に着いた。

まず、潮岬しおのみさきの突端を迂回うわいして志摩に着き、そこから伊勢湾を横断して三河へ、更に遠州灘えんすを東行し、駿すま河湾をこえて西伊豆に至る。石廊崎いろうを回って相模に入り、浦賀から房総に渡って外房を経て九十九里に到着するのである。

九十九里浜では、浦付村の役人に申し出て浦借うらがかりをする。浦借証文の例（これは紀州漁民のものではないが）を

挙げよう。

「……前略……当浦かり網仕り候うちは、このような我儘申すまじく候、粟生村勝手次第我らどもあみをはなし浦御立（浦立＝浦借をさせず追ひ立てること）なられ候とも少しも違論申すまじく候、勿論我儘仕り候はばいつなりとも浦お立てなさるべく候、その節違背申さず一言の恨申さず罷り立ち申すべく候、後日のため連判手形よつて件のごとし
元禄四末（一六九一）八月 日

粟生村 利兵衛殿

大沼村あみ持共

（飯高家文書）

また、紀州加太の資料『みよはなし餘談』には、

「元和のころ（一六一五—一六二三）より関東漁職発向（出かけること）にて村は人少になり……中略……元禄年中（一六八八—一七〇三）までは漁船にて御国元へ上り下りせしかども小船にて危うければ、居浦（いりうら）に船を囲ひ、いつとなく陸地を往來して、元文のころ（一七三六—一七四〇）のころまで大漁ありて繁昌なりしが、その後不漁うち統きて終には退転に及び三十余帖もありし網今一帖ならではなきよし、繁昌のころは屋敷のあたひ一坪銀一枚ぐらいにて相對せしこともありたるよし……後略……」

浦借をすれば、指定の場所に船を引き揚げたり、漁具・漁網を格納する小屋を建て、漁獲したイワシを砂浜に乾すことができるが、浦付村に対して納め金をしなければならぬ。後になって屋敷地を買い入れ、住居を持つ者も始める。村との約束に反すれば浦立されることもしばしばあったとみられる。

式田家文書

夷隅郡御宿町（おんじゆく）の式田家に当時の模様を推察できる貴重な文書が保存されている。

のもつ意味

一 御免状之事

一、御公儀様仰せ出されの条相守るべきこと

寛永九子（一六三二）の水無月不作成により

青山下野守様御免下し置かれ

- 一、房総合せて千三百四拾張の鰯網職へ金拾四万八千両也拝借置れるものなり
- 一、関東にて御高入の浦なりとも心に任せ働くべき様御免下し置れるものなり
- 一、諸浦にて相働き候節横合の者これあり候はば早と御勘定まで訴へ出でべきこと
- 一、魚漁にていか様の儀出来候とも家業は一刻も止めまじきこと
- 一、年と不漁にて鰯網職なり難き者これあり候はば組合にて両度までは世話いたし遣わすべきこと
- 一、浦とにて心得違の族これあり候はば相手に貪^{あせ}思いたさずその村の庄屋へ右の条読み聞かせ訴え出でること、等閑に差し置き後日相知れ候はば曲事となすべきものなり

青山 下野守

森 織部正

右の条と相守るべきものなり

房州六浦	嶋	仁右衛門
同 七浦	尾 嶋	清九郎
上総片貝	遣 水	六之助
同外海浦	後 上	千之助
同 奥津	船 渡	文 八
同 富津	尾 張	清 重

この文書は、従来、幕府が鰯網職を保護助成した資料として、しばしば引用されているものだが（昭和五〇年刊の『本町町誌総説編』にも同様の見解を採っている）、文面を熟読すればむしろ鰯網職の営業を公許する「免状」で、これと引き換えに房総の鰯網職一三四〇張から一四万八〇〇〇両を上納させたものであろう。

青山下野守は幸成と称し、一六二八年〜一六四三年（寛永五〜同二〇）老中職にあり、また大多喜藩主として房総海浜の事情に詳しく思われる。

一六三二年（寛永九）には房総の地に一三四〇張の鰯網職があり、文中「組合」とあるように、房州六浦（鴨川周辺）、七浦（千倉・白浜方面）、上総片貝、同外海浦（大原・小浜・御宿・岩和田）、同勝浦、同奥津・同富津の七ブロックに分かれていた。

上総片貝の遣水六之助は旅網のようで、九十九里浜のうち上総栗山川までを統括していたらしい。下総・銚子の地名がみえないので、それらに紀州漁民が渡来するのはこの後になるのであろう。

紀州と房総

紀州と房総とのつながりを地名で調べると、紀州・伊豆・房総に同名の地が数多くみられる。

地名	紀州	伊豆	房総
しらはま	西牟婁郡	賀茂郡	安房郡
いちのせ	市ノ瀬村	白浜村	白浜町
たご	和深村	南上村市之瀬	勝山町
いわふね	粟栖川村	田子村	浪山村
おおせ	川悟村	南崎村	岩船
えみ	有田郡	須原	安房郡
すわら	古江見	下田市	江見町
わだ	田栖川村	須原	片貝町
のじま	日高郡	須原	和野島
えな	衣奈村	賀茂郡	野島
	衣奈村	松崎町	江崎

あじろ	〃	由良町網代	伊東市網代	夷隅郡勝浦町
かつうら	東牟婁郡勝浦町			
かも			下田市賀茂	安房郡豊田村加茂
めら	田辺市目良		賀茂郡三浜町妻良	〃富崎町布良

この表は、一九五〇年(昭和二五)当時の資料により作成したので、市町村に異同が多いと思う。

なお、木島里八(九十九里町誌編集委員)の調査によれば、紀州湯浅の方言中、本町の方言と同系・同意語のものとして、次の方言を挙げてゐる。ことばの上での紀州漁民とのかかわり合いを示すものとして興味深い。

アイサ(間、あいだ)、アーカイ(赤い)、アサツバラ(朝)、アデ(何故、なぜ)、アンナン(あんなに)、イゴク(動く)、エベス(蛭子、えびす)、オモタイ(重い)、キシナ(来るついでに)、キモン(着物)、グアイワルイ(気分がわるい)、グズル(難題をもちかける)、クセモン(曲者)、クラワス(なぐる)、ケツタクソワルイ(意にそわない)、コイイ(濃い)、コナス(けなす)、サカツチョ(さかさま)、サキツチョ(先)、スモトリ(相撲取)、スンナ(するな)、セワシナイ(忙しい)、タマ(網)、タンゴ(肥桶)、チョコット(少し)、デカイ(大きい)、テーネン(ていねいに)、ドズク(叩く)、ドク(退く)、ニンギョ(人形)、ネツイ(しぶとい)、ハガイ(はがゆい)、ハンコ(判)、フテル(捨てる)、フルシキ(風呂敷)、ヘタクソ(下手)、ボクト(棒)、マドロコイ(まだるい)、マールイ(丸い)、マン(運)、ミットモナイ(みぐるしい)、ミンナ(見るな)、メンド(面倒)、ヨジメル(かたづけける)、ロクスツポ(ろくに・な)

(田村 敬)

参考文献

- | | | | | | |
|----------|-------------|-------|--------------|----------|-------------|
| 荒居 英次 | 近世の漁村 | 吉川弘文館 | 昭四五 | 作田家文書 | 佐久田村惣舟持連判の覚 |
| 尼崎市史 第二卷 | 房総水産図誌 | 昭四三 | 飯高家文書 | 漁獵運上帳 | |
| 船橋市立図書館 | 江浦干鯛問屋仲買根元記 | 明一六 | 千葉県史料近世篇上総国下 | 重田信太郎家文書 | 昭三六 |
| 三浦 淨心 | 慶長見聞集 | | 飯高家文書 | 浦借証文 | |
| 船橋市立図書館 | 関東鯛網由来記 | | 式田家文書 | 御免状之事 | |
| 銚子市史 | | | 湯浅町誌編纂委員会 | 湯浅町誌 | 昭四二 |

その二 肥取地曳・地網の台頭

旅網の衰微

祭漁洞文庫所蔵の『九十九里ヶ濱大地曳網調査』は、鳴浜村橋本松太郎の講述を記録したもので、別掲の片貝村松井源七の『揚繰網調査』と好一对をなす貴重なものである。これによれば、「九十九里ヶ濱鯉地曳網漁業ノ沿革」として、

「應永年間（一三九四〜一四二七）紀州片浦ノ人長郷五左衛門ナル者初メテ九十九里ヶ濱ニ至リ湾形潮流等ノ状況ヲ見テ鯉群ノ来游多大ナルベキヲ以テ今ノ山武郡白里村ニ於テ片手廻ノ地曳網ヲ創作シ初メテ鯉漁ニ使用セリ、然レ共當時使用シタル物ハ甚タ小規模ノモノニシテ現今用ヒラル、磯曳網ニ類シタル構造ニシテ全長五十尋（七五メートル）ノ網地ノ中央ニ袋ヲ附シ、一艘ノ小船ヲ用ヒテ曳キ廻シ、袋ノ部ヲ最モ沖ニアルガ如クシテ曳上ケシ也。当時ハ未タ曳網ヲ附ケザリシ也。此ノ網ノ使用セラレサリシ以前ニテハ磯近ク寄セ来タリタル鯉群ハ今ノ又手網ノ如キモノヲ用ヒテ抄（か）ヒ上ゲラレタル也。」

と記している。「応永年間」「未タ曳網ヲ附ケザリシ」の点は、ひとまずおくとしても、通説にない「片浦ノ

人長郷五左衛門」には興味をひかれるし、「片手廻ノ地曳網」は私見を補強するものである。

前述のとおり、紀州漁民は一七世紀末（元禄年間）まで、九十九里浦と紀州との間を往来していたが、そのうち浦借りした所を「居浦として船を囲うようになり、人は陸路で往復するようになった」と加太の資料『みよはなし餘録』は記しており、また、「その後不漁が続いて三十余帖もあった網が皆無になった」とも述べている。

しかし、この旅網に最も打撃を与えたものは元禄の大津浪であった。

古川力の研究によれば、一七〇三年（元禄一六）旧曆一月二日深夜に関東一円が大地震に見舞われ、続いて起こった大津浪は、「汀線（県道一宮飯岡線）より一三五〇メートル（直距離にして）入った海抜三メートルの準県道まで達した」とあり、そうなるのと現在の九十九里町の半ば以上の地域がこの津浪に洗われ、浜納屋などはひとのみにされてしまったことになる。

古記録『楽只堂年録』（東京大学地震研究所編『日本地震史料第二巻』所載）の元禄一六年一月二三日の条のうち、本町関係を抜書きすると、

「 片 貝 村（本間縫殿助分か）

一流家 八拾八軒 死人男女八拾叁人 損馬三疋

一田畑潮入荒

山辺郡片貝村之内（松平豊前守領分）

一死人 拾九人男拾人 流家八軒 浜納屋流五軒

山辺郡東土川領（保田越前守「南」組与力給知）

不動堂村 貝塚村 西之村 藤野下村 宿村 田中荒生村

一野。銭。場。三。拾。四。町。壹。反。余。波。打。上。ケ。砂。地。ニ。成。

一新田家二拾六軒津浪ニ而流失

一納屋四拾壹軒 右同断

一死人 百拾壹人内男七十五人
一獵船 三拾四艘津浪ニ而破船

山辺郡(林土佐守「北」与力給知)

粟生村 宿村 細屋敷村 薄嶋村 北片貝村 小関村 八川村 大榎村

一野。銭。場。式。拾。九。町。九。畝。七。步。波。打。上。ケ。砂。地。ニ。成。ル。

一新田家四拾軒流失

一納屋四拾七軒流失

一死人 百五人 男六十三人
女四十二人

一損馬三疋 獵船四拾艘津浪ニ而破船

※傍点筆者

この記録に見られるとおり、野銭場||浜芝地はことごとく砂地となり、浜納屋は流失し、漁船は破損する
という甚大な被害である。

またこの時、長柄郡中里村で八人、武射郡本須賀村の内、中山勘解由知行所で四人の旅獵師の死を記して
いる。

これらによっても分かるように、地網の被害もさることながら、紀州の出稼ぎ漁民は浦借りによって建て
た浜納屋が漁具もろとも押し流され、漁船・漁網は破損、流失し、そのうえ命さえ落とす者も数多く、全く

大打撃を被ったのである。

荒居英次も『近世の漁村』で「房州高崎浦では一浦で死者三五名を出し、泉州岡田浦の出稼人は上総だけでも一一名死んでいる」と述べ、このため、「家職の道具御座なく破れ船網を取合せ五七人づゝ組合獵職仕り候得共不道具ニテ獵事御座なく其上飯米ニ迷惑」という古文書の一節を引用している。

こうして紀州出稼ぎ漁民の大方は土着するか、他職に転ずるほかなく、旅網は滅亡し、地網がこれにとって代わるのである。

地網の成立

これより先、旅網が全盛のころは、一坪銀一枚という高い代価を払った例のあるように、村々と相対で浦借りをし、地曳網によって大量にイワシを漁獲しては干鰯を生産して、これを東浦賀の間屋に運び、大枚の金子を手に入れていた。

これはこの土地に住む人々にとっては驚きであり、羨望せんぼうの的であった。そしていつしか財力のある者の間に農間渡世として地曳網の経営を望むものが現れた。

漁船・漁具・漁網などは、紀州漁民から譲り受けたり、その援助を受けて製作したりしたと考えられ、漁法や干鰯・メ粕の製造・販売の仕法も紀州漁民の指導によって習得したに違いない。

この漁船などの譲渡や技術の供与によって生ずる地網との競合よりも、浦借りを円滑にするメリットの方がより大で、干鰯需要は旺盛おうせいな状況にあり、技術が幼稚な地網の進出を脅威と考えていなかったのではないだろうか。

とはいうものの、地曳網一乗分を整えるには相当の資金を必要とする。『九十九里舊地曳網漁業』におい

て山口和雄は「当時地曳網を備へるに千兩余を要したので之を千兩株と言ったとの傳承」があつたとし、「明治初年に於ては、小地曳で二千六百円、中地曳で四千六百円、大地曳で六千円近くが必要であつた。網主は更に右の外水主前貸金として約千円を用意しなくてはならなかつたと言われる。」とも記している。以上のことから、九十九里浦での地曳網経営の祖形は、共同で出資し、共同で経営する仲間網であろう。そして貢租対策として自家用肥料生産の意味をもつ「肥取地曳」と称したのである。

典型的な例が、作田家文書『惣舟持蓮判之覚』である。本町漁業資料のうち屈指の重要資料と言つてもよい。

「元禄拾年

惣舟持蓮判之覚

丑ノ霜月十日

佐久田村

一

三太夫 ①

勘右衛門 ①

半右衛門 ①

次郎右衛門 ①

藤右衛門 ①

左次右衛門 ①

介右衛門 ①

助右衛門 ①

右三太夫舟中間分

以上人数八人

一

覚

仁右衛門 ①

メ六人老でう分

覚

弥左衛門
傳左衛門
瀬兵衛
縫左衛門
左五兵衛
印 印 印 印 印

メ八人老定

覚

甚五兵衛
庄兵衛
甚五左衛門
四郎兵衛
新左衛門
弥右衛門
弥三右衛門
甚兵衛
印 印 印 印 印 印 印 印

源右衛門
儀右衛門
清兵衛
茂兵衛
吉三郎
源兵衛
印 印 印 印 印 印

メ 八人忖定分

覚

吉左衛門
長兵衛

印 印

メ 四人忖定分

覚

庄左衛門
仁兵衛
重郎兵衛
武左衛門

印 印 印 印

一

メ 七人忖定

覚

六右衛門
次郎左衛門
八右衛門
弥兵衛
善兵衛
仁左衛門
久左衛門

印 印 印 印 印 印 印

一

伊右衛門
新五左衛門
弥三兵衛
権左衛門

印 印 印 印

ノ 六人老定分

覚

吉左衛門
長三郎
印

ノ 六人老定

覚

又兵衛
武兵衛
次右衛門
四郎右衛門
清左衛門
権右衛門
印

一

ノ 拾老人老定分

宇兵衛
次郎兵衛
利右衛門
久兵衛
忠左衛門
利左衛門
源五兵衛
長兵衛
宗三郎
介左衛門
印

一
覚

ノ七人老定分

一
覚

ノ五人老定分

一
覚

瀧左衛門 印
 与兵衛 印
 重郎右衛門 印
 作兵衛 印
 弥次右衛門 印
 頼右衛門 印

市郎左衛門 印
 太郎左衛門 印
 五郎左衛門 印
 弥五左衛門 印
 左左衛門 印
 久右衛門 印
 七右衛門 印

金右衛門 印
 源左衛門 印
 半右衛門 印
 次郎左衛門 印
 勘左衛門 印

メ九人考定分

覚

メ六人考定

一私儀ねかひ申如此考定分
證文印申候為後日如件

覚

庄兵衛 印
甚右衛門 印
弥三兵衛 印

熊之助 印

左右衛門 印

権兵衛 印

与五右衛門 印

弥次兵衛 印

久五郎 印

庄右衛門 印

市郎右衛門 印

庄兵衛 印

四郎左衛門 印

新右衛門 印

総右衛門 印

太郎右衛門 印

長兵衛 印

八人考定分

勘三郎 印

相定申蓮判證文ノ事

一右人数之通り九拾九人也

此度御舟改之儀付舟数合拾四定吟味仕御公儀様江御ひろう被遊候上ハ組網舟も不申及而もしんたいや口上奉公ニ罷出候共右持来りし舟持口之分役御年貢右之舟中間分江御くらう懸ケ不申急度御網所相頼可申候若口之仕合何分被仰付候共少も御非分と不奉□為後日惣村中舟持之分不残判行改指上申候為後日蓮判手形仍如件

元禄十年丑霜月十日

組頭

長左衛門 印

仁右衛門 印

左右衛門 印

伴右衛門 印

市左衛門 印

市郎左衛門 印

利右衛門 印

庄左衛門 印

金左衛門 印

久兵衛 印

判替

丑ノ霜月十日より拾定分

い上

三太夫殿

一此度御舟改之衆御公儀様より御問被遊ニ付我等五大力舟当夏より出来仕候ニ付御公儀様より御極印并舟御年貢御役金可被仰付由被仰候間庄左衛門上方へ罷登り申ニ付貴殿頼入御役人様へ御極印可申請之證文指上ケ申上ハ少も違乱申上間敷候殊ニ庄左衛門上方へ参り候間貴殿之御判行庄左衛門判ニ頼入申脇より如何様申上候共当夏中より出来仕

五大力舟ニ紛無御座候間持と判行仕指上申候此上何分之儀御座候共罷出急度申分仕少も御難儀懸ケ申間敷為後日證文仍而如件

元禄十年丑ノ霜月十日

佐久田村

名主 三太 夫殿

年番 次郎兵衛殿

伊右衛門事

親 八郎右衛門

請人 伊右衛門 ㊦

表86 元禄10年作
田村舟持仲
間数

人数	組数
4人組	1
5人組	1
6人組	4
7人組	2
8人組	4
9人組	1
11人組	1
計	14

(田村作成)

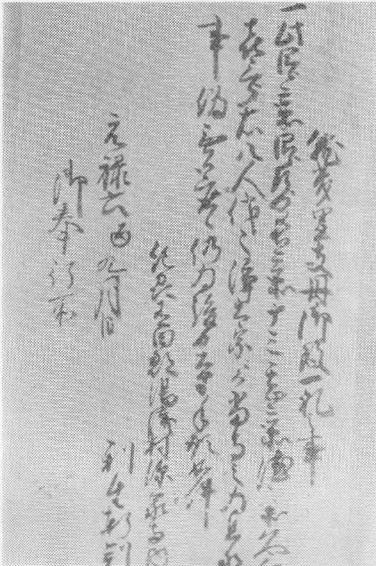
九九人が一四定の地曳網を持っており、一組の仲間数は表86のようになる。

『九資第四輯』六一ページ所載の「大沼村網持浦借手形」に四人持、六人持、八人持の仲間網の例があり、共同網の仲間数

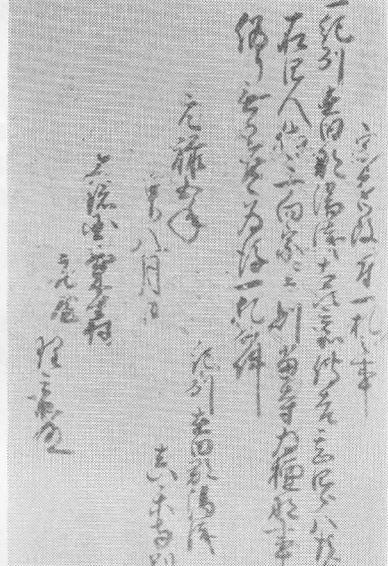
は四人から八人が一般的であったようだ。作田村の九九人という網持の数は当時の高百姓のほとんどが参加していることになり、大沼村もそのようである。

雨後のたけのこのように始められた多数の網も、元禄大津浪の打撃、以後の不漁期につぶれたり、仲間から脱落したりしていく者が出て、最終的には資力のある網持が個人経営の形態で残っていった。

本町において、地網がいつごろ発生したか。資料も乏しくただちに特定することは困難だが、種々の資料から推定することはできる。まず、『九資第二集』八五ページ所載の、飯高家文書、元禄五申年(一六九二)八月と元禄六酉年(一六九三)九月の「宗旨証文」を掲げる。この文書も本町漁業に関する重要資料の一つである。



写9-2 就幾里丹御改一札之事
飯高家文書 古川(幸) 撮影



写9-1 宗旨御改二付一札之事
飯高家文書 古川(幸) 撮影

「 宗旨御改二付一札之事

一紀州在田郡湯浅太次兵衛傳吉甚四郎八左衛門右四人代と一向宗ニ而則當寺為檀那事偽り無御座候為後一札如件

紀州在田郡湯浅

※真楽寺 判

元禄五年

申八月日

上総国粟生村

庄屋 理兵衛殿

※湯浅中町四六二番地に現存。現在は、浄土真宗西本願寺派の寺院。『湯浅町誌』

就幾里支丹御改一札之事

一此四郎兵衛四郎左衛門長兵衛十三甚兵衛徳兵衛久三郎喜三郎右八人代と浄土宗ニ而當寺之為且那事偽無御座候仍為後日寺手形如件

紀劔有田郡湯浅村深泉寺内

利生軒 判

元禄六西九月日

御奉行所

※玉光山深専寺、現在湯浅道町七八五番地にあり、西山浄土宗。『湯浅町誌』

表87 元禄15年(1702)給知村々網持表

村	網	持	名
不動堂村	函書 源内 覚兵衛	四郎兵衛 次右衛門	五兵衛 (6)
不貝塚村	弥兵衛部 庄右衛門	源太夫 源五左衛門	(4)
西野村	清左衛門 庄左衛門	新五兵衛 藤右衛門	(4)
藤之下村	孫三郎 孫右衛門	八郎右衛門	(3)
田中荒生村	長右衛門 孫八		(2)
栗尾村	十郎右衛門 藤兵衛	市右衛門 久兵衛	源左衛門 (5)
大沼村	四郎右衛門		(1)
宿村	作左衛門 次郎兵衛	伝三郎	(3)
小関村	市之丞 四郎右衛門	兵衛 隼人 八郎右衛門	権三郎 (6)
細屋敷村	八郎兵衛 数右衛門		(2)

(田村作表)

これは紀州有田郡の湯浅村から、元禄年間に合わせて一二人の漁民が、漁業技術者として粟生村の飯高家に迎えられたことを示すもので、粟生村では仲間網の時代は終わって個人経営の形になっていることを物語るものである。

更に地方資料を細かく点検すると、『九資第四輯』六二ページに、元禄一五年(一七〇二)八月「奉願口上書之御事」という文書があり、これは、①南北町奉行与力給知では、一六九一年(元禄四)から漁獲運上を納めていたこと、②近所浦が残らず御領・私領ともに近年地請(地頭ごとに網わけをする)になったので、給知村々も南・北に地請に願いたい、とのが記され、末尾に当時の網持が連判している(表87参照)。

この時期に給知村々のみで(他の文書では片貝村の一部が一六九八年(元禄一一)に北給知となったとしているが、ここではそうでない。後日の調査にまちたい)、これだけ網数があったことは全く驚きで、大沼村と宿村は粟生地先を浦借りして渡世したのであるから、これに前掲の作田村、更に片貝村・真亀村を加えると、当時本町の浦には恐らく七〇乗に近い地曳網がひしめいていた

ことになり、地方の漁業志向と元禄の豊漁期の盛況をはっきりとみることが出来る。

高橋久一家文書『古記録抜書』に「宿新田十三屋敷の由来」があり、これは紀州漁民土着の一証でもあるので次に掲げたい。

「 宿村新田十三屋敷の由来

元禄三庚午（一六九〇）八月東土川郷宿村名主小川新兵衛九十九里浜に於て地曳網漁業を開始、その砌。元紀伊国有田郡岩瀬村より十三人の者浜田治兵衛先頭にて新兵衛呼寄せ、各自に屋敷を取らせ、粟生村北芝に魚屋なやを設け大いに漁業に丹精せり。のち十三人に各自持ち墓地をとらせ、東土川村新田北、中、南の三丁場に別けたり。新兵衛始め十三人も国元にて武家の落籍という。

浜田治兵衛、鈴木三郎兵衛、入江長兵衛、吉原吉左衛門、入江茂兵衛、松井宇兵衛、小高金平、岩佐彦右衛門、梶伊兵衛、野口又五郎、梅野半右衛門、栗山喜平次、飯高三左衛門

前述のように、一六九一年（元禄四）既に漁獲運上を貢納していた事実からすると、それ以前の単に小物成こものなりの一部である「舟役」として貢納していた時期、肥取地曳として貢納をまぬかれていた時期、技術が幼稚で水揚げ量もわずかであった初期のころとさかのぼって考えると、本町において最初の地網が登場したのは、寛文年間（一六六一〜一六七二年）のころと推定される。

荒居英次も「寛文、延宝期には地元民の鰯地引網漁業がかなり発展している。」とし、「延宝三年（一六七五）には九十九里南部一帯二九ヶ村の地引網組合をつくっている。」と記している（『近世の漁村』）。

貢納は地請けで村々に網分けされてその地頭所にされていたが、漁場は入会であった。

鈴木九一家文書にも、

「 恐れながら口上書をもつて御訴訟申上奉り候こと

一 当浦方海辺通り地曳網御領私領共に先規より相互に入相（かきつ）缺着け次第に引き来り申し候所に御領分田中荒生村当春より新義を求め我々舟に様々障り網引かせ申さず候て迷惑仕り候則ち度々和談申しかけ候えども一円合点仕らず候それについて今月九日粟生村重郎右エ門所にて分一勘定に相手方の役人衆在り合わせ候我らども数度そのわけ申候えばいづれも相談の上和談いたし然るべき様に申候処に新生村長右エ門申し候は御代官様仰せ付けられ候間、勝手にもまかりなりまじき由申し候間内証にて料簡なりかたく候処にてその通にて指置き申し候漁事罷りならず迷惑に仕り候間御慈悲に先規の通り入相に網引き申し候様仰せ付けられ下さるべく候わば有難く存じ奉り候お尋ねの上委細口上にて申し上ぐべく候

元禄十三（一七〇〇）

辰ノ十二月日

片貝村

名主 九左衛門

〃 〃 重右衛門

〃 〃 八左衛門

惣百姓

外岡四郎右衛門様
杉原六郎右衛門様

翌十四年五月先規の通り相互入相にて内済

とあり、飯高家文書一八四一年（天保二二）一〇月『地引網持議定取極蓮印帳』にも「九拾九里浦之儀は往古より一舳入會渡世之場所」とあり、地網が成立してから明治年間廃絶するまで入会で早いもの勝ちであった。

二 艘立ての大地曳網の出現とその改良

本稿の冒頭にあげた『九十九里ヶ濱大地曳調査』の抜き書きにあるように、初期は極めて簡単な構造であり、曳網も使用しない（？）という幼稚で小規模のものであったが、イワシ群の回遊が沿岸を遠ざかるにつれ曳網も必要となり、網・袋も次第に大型になってくる。

第一章 産業の発展

表88 九十九里浦大地曳の出現と改良

必然的に漁船も積載量がより大きいもので九十九里浦の磯波をしのげて、しかも船の揚げ下ろしが容易な

年号	西暦	江浦干鰯問屋仲買根元由来記(江戸後期の稿本)	九十九里ヶ浜大地曳調査(明治初期)	九十九里漁場沿革及付言(一八七九年(明治一))	房総水産図誌(一八八三年(明治一六))
寛永二	一六二五				長柄郡一宮本郷浦片源左衛門三太力ト称スル漁船ヲ造リ、併セテ大地曳網ヲ編製ス
延宝	一六七三		年月ヲ経ルニ從ヒ鰯群漸ク磯ヨリ遠サカルニ至リ初メテ藁ニテ製シタル曳網ヲ付ル	延宝天和ノ比ハ網布數三反ヨリ四反間數式拾三反手網モ右ニ準ジ四間荒手網ハ藁網	延宝天和網數漸次増加シ網ハ布數三反若シクテ四五反ノモノニシテ間數二十五間(五尺一間)ノ網ヘ荒手網ヲ付着シタルモノナリ其網ハ藁ヲ撚リ用イル
天和	一六八一				
宝永	一七〇三	九十九里一ノ宮本郷村片岡源左衛門三太力ト号スル大地曳網工夫			
享保	一七六六			網モ苧麻ヲ用イ藁網ハ末ノ方ヘ用ヒル	更ニ網留ノ丈量ヲ伸ベルニ止ム方ノ藁網ハ僅カニ末ノ方ノミ用フ
文化	一八〇四			網布數六反腹ト唱ヘメ長サ六十尋シ網ト唱ヘメ長サ六十尋シ網ト唱ヘメ長契ト相成候	
文政	一八一八				
天保	一八三〇		沖ノ方藁網ヲ使用シ磯ノ方ハ藁網ヲ用ヒタリ。間モナク全部藁網ヲ以テ用スルイヒ四十尋以上ノ房乃至三十二房サ十一担		

田村編集

船体の軽いものが要求されてくる。

五大力船というもともとと運搬、航海用で船体も重く、漁業には不適當な船型では対処できなかったのである。

また、漁業技術の進歩や、イワシの生態の観察が進み、片手回しの場合、ほとんどが「おすな張り」(現象を見ないで勘で張網すること)であったものが、色・あわ・ざなき・鳥付・鯨などでイワシ群を発見して張り網をすることができるようになって機動性が必要となり、片網ずつ二艘に分けて積んで出漁し、沿岸を回遊してイワシ群を発見しては網で包囲する漁法が発明される。

表8は、各文書、文献にみられる大地曳の出現と漁網、漁具の改良の過程を示すものである。

『房総水産図誌』の記事は、『九十九里漁場沿革及附言』と内容が同一で、『図誌』は小関漁業会所の記述を転載したものであろう。

片岡源左衛門が大地曳を工夫した年次も『房総水産図誌』は一六二五年(寛永二)としているが、『江浦：』の宝永年間の「宝」を「寛」と誤記したものと思われる。

なにはともあれ、元禄後の不漁対策として考案されたこの新しい漁法は享保の豊漁期を迎えて花開くのである。

(田村 敬)

参考文献

橋本松太郎講述 九十九里ヶ濱大地曳網調査

松井源七講述 揚繰網調査

古川 力 古記録に見える元禄地震と九十九里浦

郷土研叢書第四集房総災害史

九十九里町誌編集委員会 九十九里町誌資料集 第四輯

第二輯

東大地震研究所編 日本地震史料第二巻

高橋久一家文書 「古記録抜書」

荒居英次著 近世の漁村

鈴木九一家文書 「恐れながら口上書をもつて御訴訟申

山口和雄著 九十九里舊地曳網漁業

上奉候事」(元禄一三)

作田家文書 「惣舟持蓮判之覚」(元禄一〇)

飯高家文書 「地引網持議定取極蓮印帳」(天保一二)

第三項 大地曳網の経営

網 主 一八二七年(文政一〇)発刊の佐藤信淵著『經濟要録』に「東総東浪見村の大東岬より北総

大地主 銚子港の犬吠岬までの間、漁獵で口を糊するもの四万余戸、網主四百余家に及ぶ。」とあ

る。

大地曳網の網主はほとんどが大地主で、その他、酒造渡世、質屋渡世を営む者もあり、郷村内の有力者として名主を勤役したり、村の集会には無役でありながら名主並席といつて名主と同等に取り扱われた。

表89のほか、諸家文書に散見する網主として、一ツ松の武左衛門、中里村五左衛門、古所村長兵衛、北高根村の赤紋などが著名である。

これらの網主は旧一宮、銚子往還(県道片貝一宮線、片貝飯岡線)の附近に住居しており、この位置は、九十九里浦浜付村々において開発当初土着した人々の集落に当る。

この住居から二〜三キロメートル離れた海岸の芝地に上納屋(かみなや)(上魚屋とも書く。事務所のこと)、下納屋、網

表89 九十九里浦地曳網主一覧

網主名	村名	摘要	網主名	村名	摘要
五郎左衛門	尾垂惣領村	名主	四郎左衛門	本須賀村	名主
猪左衛門	〃	組頭	増右衛門	〃	百姓
長右衛門	木戸村	名主	巳之助	〃	〃
十左衛門	〃	〃	右馬之助	作田村	名主
吉太夫人	〃	百姓	与惣兵衛	〃	百姓
隼人	〃	〃	半次郎	〃	〃
次右衛門	堀川村	組頭	次郎右衛門	田中荒生村	名主
七郎右衛門	川部村	名主	与左衛門	〃	組頭
吉左衛門	新堀村	組頭	弥五兵衛	貝塚村	名主
甚左衛門	今泉村	〃	定次郎	不動堂村	百姓
伊右衛門	野手村	百姓	市右衛門	宿村	名主
喜四郎	〃	〃	六郎左衛門	小関村	組頭
玄右衛門	永谷村	組頭	佐吉郎	〃	〃
勝次郎	吉崎村	名主	俊次郎	粟生村	百姓
久兵衛	〃	百姓	陸藏	〃	〃
市右衛門	足川村	名主	十兵衛	〃	〃
惣兵衛	屋形村	〃	円次郎	片貝村	名主
長左衛門	〃	〃	弥右衛門	〃	組頭
忠左衛門	〃	組頭	弥次兵衛	〃	百姓
惣右衛門	〃	〃	宗兵衛	〃	名主
儀右衛門	〃	百姓	九郎左衛門	〃	組頭
三郎右衛門	蓮沼村	名主	左衛門	〃	名主
□一	〃	〃	平左衛門	今泉村	百姓
太兵衛	〃	百姓	太兵衛	〃	組頭
幸藏	木戸村	〃	忠左衛門	〃	百姓
武兵衛	松ヶ谷村	名主	儀兵衛	〃	〃
逸作	井之内村	百姓	新五兵衛	〃	〃
八郎左衛門	真亀村	組頭	新兵衛	四天木村	名主
七兵衛	〃	百姓	新利兵衛	〃	百姓
太兵衛	四天木村	組頭			
四郎右衛門	〃	百姓	計63名	名主 20名	
次兵衛	〃	〃		組頭 15名	

倉などがある。
前に網主はいずれも大地主であったと述べたが、ここで粟生村飯高家を例にとって見ることにする。

飯高家の土地集積は、古くは延宝(一六七三年)以前に遡^{さかのぼ}るが、『千葉県農地制度史』によれば、所有の高は「一七七三年(安永二)二〇石七斗一升、一八三二年(天保三)四五石七斗六升、一八七〇年(明治三)五三石四斗二升」と逐年増加している。

一八七五年(明治八)ごろ着手された地租改正事業後の飯高家の土地所有状況は、粟生村ほか一二か村にわたって、田・畑・山林・宅地等あわせて面積七四町歩に達している(飯高家文書『地目別地価地租字限集計表』)。では、どのような形で土地が集積されていたか、その過程を追ってみたい。

九十九里いわし博物館には数千点にのぼる飯高家文書が所蔵されているが、「田畑永代賣買禁止令」にもかかわらず、耕地売渡証文が二二三点もあり、流質地証文が三二一点、借金証文が三二九点ある。

飯高家では利殖のため、積極的に金を貸したり、土地集積のため、質金を差し入れさせたりはしなかったようであるが、結果的には長年月の間に多くの土地を取得することとなってしまっている。

飯高家文書のうちから耕地売渡証文を掲げる。

「相渡し申す田地の事

久左エ門向

一中田三畝廿七分 此の高四斗四升四合

右当卯の御年貢不足ニ付代新金式兩三分ニ賣渡し御年貢御上納申す所実正也此の田地ニ付脇^{わき}より少しも構御座なく候年季の義は卯の年より申の年迄^{まで}五年の内有り合わせに請させ下さるべく候有り合わせの内に急度請け出し申すべく候御年貢役銭之義は貴殿方より御免定次第御上納なされ下さるべく候

後日の為仍て賣券証文の如し

(一七三三)
享保八年

田地賣主 権左エ門 ㊦

卯の十二月

惣兵衛殿

請	人	久右エ門	印
口	入	藤左エ門	印
名	主	十兵衛	印

一応年季の内に返済すれば、請け戻せる文面であるが、この証文が飯高家に残っている以上、そのことはなかつたのであろう。

土地を質に渡し、金を借用するに至つた原因は、

- 1 年貢不足、年貢上納に差し支え
- 2 費用のため
- 3 高い元手金不足
- 4 水魚金滞り

などが主たるもので、そのうち1の年貢不足を理由にするものが圧倒的に多い。

これは不作などで年貢に不足する場合ばかりでなく、借金証文などにも見られる一つのパターンであり、年貢不足とすれば緊急やむを得ない理由として、他に憚^{はば}ることもないので頻繁に使われたと見るべきである。

さらに質地証文の例をみると（飯高家文書）、

「相渡し申す質地証文の事

惣左衛門屋敷畑式枚ホリ合共上に氏神の跡共

式畝の内

一本屋敷耆畝拾五分

入口米耆俵貳斗

高耆斗五升

代金五兩

右は当御年貢不足に付書面の地處未より酉の暮まで三ヶ年季質地に相渡し、代金只今請け取り御年貢御上納申す處
 実正也然る上は来る申年より御年貢諸役貴殿にて相勤め地所御所持ならるべく候尤も年季明け金子調達致し候はば
 地處お返し下さるべく候右の地面に付親類は申すに及ばず協合より少しも差し障りござなく候
 後證の為質地證文依て件の如し

文化八年未十二月

摠兵衛殿

質地主	□左衛門	㊦
證人親類	庄兵衛	㊦
組頭	伊兵衛	㊦
名主	孝左衛門	㊦

このほか、借金証文の年季（返済期限）が到来しても元利返済できず、質地証文に書き換える例や流質地証文が現在の登記権利証の役割を果し、つきつきに権利者の手に渡る事例もある。

「乗金、上金、増金」といって前に差し入れた質地証文の物件に、さらに借り受け金を上積した「添証文」も多く見られる。

年季は三年から五年が多いが、年季が来ても借金が返せずに土地が流質として貸主の手に渡る。

表90は、第二不漁期といわれる一七六〇年（宝曆一〇）から一八〇二年（享和二）の四二年間の飯高家の土地集積の状況を示す。

不漁期ともなれば網主も疲弊するはずで、貸し与える金に不自由するわけだが、飯高家においては平素冗

表90 飯高家宝暦10年～享和2年まで42年間農地集積状況

第 二 不 漁 期	1760	宝暦10	8畝21歩
		11	15歩
		12	1反2畝14歩
		13	4反5畝11歩
	1764	明和元	24歩
		2	御用地半割
		3	7畝4歩
		4	9反8歩
		5	3反6畝3歩
		6	3歩
		7	4畝7歩
		8	1反1畝24歩
	1772	安永元	5反6畝9歩
		2	7畝2歩
		3	
		4	7反12歩
		5	4反1畝4歩
		6	
		7	
		8	
		9	
	1781	天明元	1町1反9畝26歩
		2	
		3	
		4	2反9畝14歩
		5	
		6	
		7	2反5畝19歩
		8	
	1789	寛政元	1反9畝20歩
		2	
		3	3反1歩
		4	
		5	2畝18歩
		6	
		7	1町3反1畝8歩
		8	
		9	2畝21歩
		10	6反5畝19歩
		11	3反9畝22歩
		12	3歩
	1801	享和元	6反9畝22歩
2		3反1畝8歩	
計		9町9反3畝15歩	

飯高文書（享和2）『取添田畑調帳』より

費を節約し、蓄財をしていた。

飯高家文書「明和四年亥ノ十一月十四日 天赦日（一七六七） 持ち金銭の調」に

「 覚

一古金 貳百三拾兩 是を巻包

一文金 巻千兩

一文金 巻千兩

一文金 巻千兩 ヲ三包

古文合せて三千貳百三十兩

一文錢拾七包 訳け八わ五貫詰九わ四貫詰

又文錢三万貳千四百文詰四万詰

都合文錢廿一わ式メ四百文

一錢三拾把 右南ノ方土藏錢箱入

一錢六拾把四メ丸 右同断北方同入

惣吉惣兵衛立會

現在のように金融制度が整備していない当時においては、要資金が少額の場合は質屋へ行き、まとまった金額の時はつてを頼って飯高家のような素封家に借金を申し込むのが通例であつたらしい。

水主の周辺

一七八〇年（安永九、佐藤信季が著わした『漁村維持法』に「粟生惣兵衛が網株を論ぜんに、彼が家は田畑の高を所持すること三、四百石年々千俵余り作徳米を得ると云う。……

（中略）……

譜代の家来の如くなる百姓四十軒あり、漁猟の業を人に勝れて勉強するに因つて、譜代百姓の外に抱入の漁士も有て、内外の漁士を合せ六十人許なる由なり。」と述べられている。

この譜代のごとき百姓を飯高家では「根船方」と呼んでいる。

これは「地曳網操業上中核となる者」という意味で、根船方は、

沖合 真網まあみの船に乗り、操業全体を指揮する者

中乗 逆網さかみ船に乗り、沖合を補佐する者

棹張 軸さきはりにいて出入船のとき、棹を張ってこれを容易ならしめたり、張網前は周囲の海面を見張って鰯の

群を探索する。

鰯押 鰯いしほにおり、鰯槽いしほを操って船を操縦する。

などの役船方が多く、いずれも平船方(平水主)の当り(配分金)一人分(一代しろという)より多い配分(増代ましろ)を得ていた。

さらにこれら根船方に対して網主は、所有地のなかから、その技倆(ぎりょう)信頼度(しんらいど)に応じて小作地として分け与えている。

この形からすれば、地主・小作人の関係を持つことになるが、一九一〇年(明治四三)以来、九十九里浜片貝で漁業に従事してきた中村茂吉の記述『九十九里浜揚操網漁業の変遷』によれば、大地曳網漁業時代の漁夫の小作について「分に応じて田畑を貸与し、年貢(小作料)は普通入作の半額にも満たないもので、大体漁獲金の配分分で金納する者が多く、漁夫の生活状態は半農半漁であるから、幾日不漁が続いても直接影響しなかったので、外の小漁船漁夫よりも裕福であった。」と述べている。

飯高家文書一八四二年(天保一三)十一月「寅秋職船方渡帳」からこの辺の事情を見ることにしよう。

「……(前略)……」

本当

一金五両七分仁朱ト

文三

又

三百八文

五百六文増

錢五百文霜月十三日かし

金三兩七分ト錢貳百〇四文小作石代かし

金貳兩三分 十二月四日より三度ニ渡し

メ金六兩ト七百四文



写10 相極申船方証文の事

『飯高家文書』

引メ金式分ト七百〇式文かし
 ……(後略) ……

「零細土地所有者が多く、彼等零細農民の子弟が家計補助のため、利益配当の薄い地曳網の前貸水主になるため前貸が返済できず、自然代々同一網主のもとに束縛され、一見網主と譜代的関係をむすんでいるかのようにみえるのである。」という先学の論断は、一部皮相的な観点で全体を論ずる感があるのである。

当時、房総瀕海の漁村にこれに優る現金収入の途があったであろうか。

むしろ、『漁村維持法』にも述べられているように、網主が漁業技術者を確保するため、これを優遇した例が多く見られるので、小作入付もその一策として他網に乗り替えることのないよう配慮したものと見るべきである。

であるから父祖代々引き継がれて譜代のごとくなり、主従関係が生ずるのである。

根船方のほかに、職船方と代口船方がある。

職船方は「船方前金証文」(写10)によって給金を前借りし、職

の当りをもって返済する約定で、下納屋に住み込み、職中身柄を拘束され、不漁時には網主の雑用を、農繁期には網主所有田畑の農作業まで従事した。

代口船方（単に代、代呂、代口曳とも書き、また「みかり」ともいう）は出漁の合図によって浜へ駆けつけ、漁業に従事するもので、身柄は拘束されない。時により代口船方も当りを引き当てに網主から借用する場合がある（写11）。この場合、出漁のとき休む（とほ）することはできない。

飯高家文書から船方証文を一、二掲げよう。

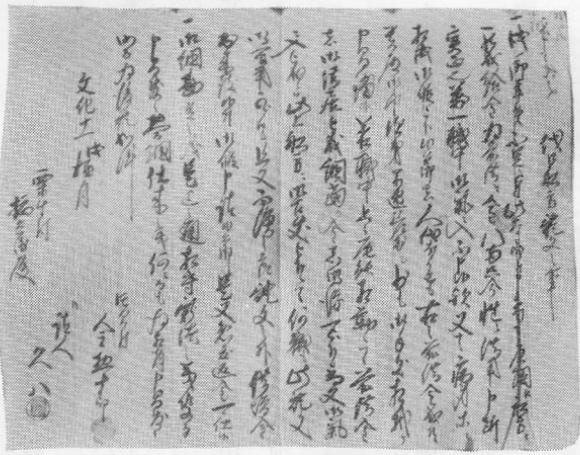
「 相定め申す船方証文の事 虫クイ

一当申の御年貢不足に付此の□八と申すもの貴殿へ船方に差し出し申し候手金として金四両たしかに借用則ち御蔵御上納申す處実正也若し此のもの不奉公仕り候はば右の金急度返済仕るべく候首尾能く相勤め候はば右の手金秋職当りにて差し引き勘定仕るべく候約束に御座候後日の為仍て一札件の如し

天明八年申十二月

摠兵衛殿

人主 □ 虫クイ 六
請人 重次郎



写11 代口船方証文之事 『飯高家文書』

「 相定め申船方證文の事

一 御年貢御未進に差し詰まり私掣^{虫クイ}□治郎と申す者貴殿網船方に差し出し給金前借として金拾四兩也只今借用申す所実正也萬一職中に相成り御氣に入り申さず候か又は病身等に相成りお暇下され候節は人代わり成りとも右前借金成りともお望次第早速差し出し少しもお手数相懸け申まじ候職中首尾能く相勤め候はば前借金は、お借り、居りに、成られ当り金はお渡し下さるべく候なお又お氣に入り成られ候て此の上船方に御召抱下され候はば何職もお取り用い下さるべく候かつ又不漁の節證文の外に借増金出来致し候共お暇申し受候節はこれ又急度返金仕るべく候

一 御網勘定の儀はこれ迄仕來の通り相守り新法の儀決して申まじく候惣じて網仕來りの儀何にても相背かせ申すまじく候依て後日の為船方證文の如し

文化九年申十二月

片貝村

人主 □^{虫クイ}惣右衛門

当人 □^{虫クイ}治郎

北今泉村

請人 治郎左衛門

粟生村

惣兵衛殿

(傍点筆者)

勞働力の確保が前提になるので、この文書には筆者が傍点したように、精勤すれば前借金は据え置きとし、さらに不漁時の借増金^{かりまし}についても触れている。

前借金を網主側では「足留金^{あしどめ}」と称していたから、筆者の知る限りでは、前借金や借増金の残額^{まが}（「下り」という。）には利をつけていない。

ただし、他網へ乗り移るときは、元利を精算することが慣例のようであったが、自網に働いている限り「ある時払いの催促なし。」の状況であったようだ。

多い。

片貝村には、大地曳網として、城之内、北の表、北の隠居、前里の各網があり、その他中小の地曳網が数乗あつた訳だが、これらの網に乗り組まず、粟生隠居網に乗り組んだのは、それが九十九里浦屈指の大地曳網のほか、飯高家の所有地が多くその村に存在していたことを見のがすことはできない。

同図にあるその他の村々についても同様のことがいえると思う。

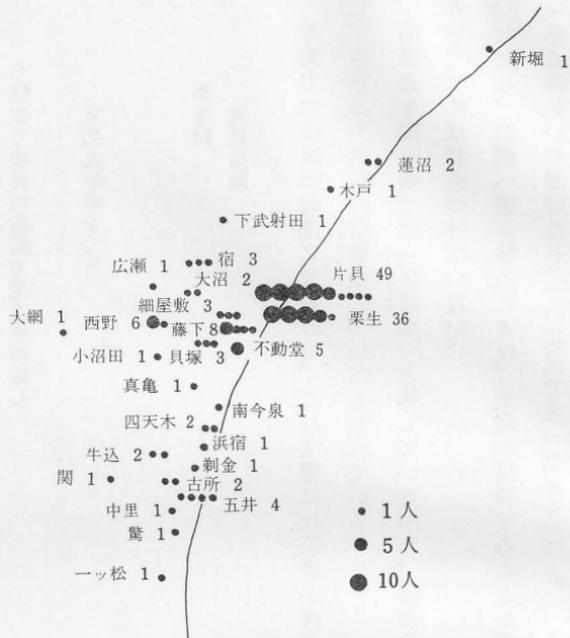


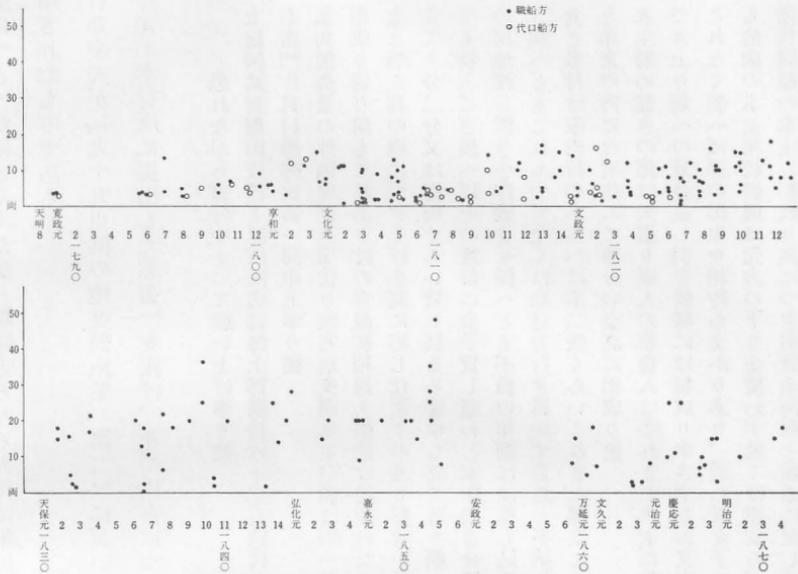
図77 1804年(文化元)~1852年(嘉永5)の豊漁期における粟生村飯高隠居網水主の出身地分布
「船方前借証文」から 田村作図

粟生の飯高隠居網は「粟生の隠居」と呼ばれ、屈強の水主が多く集まり、強網として知られていた。

第77図は一八〇四年(文化元)から一八五二年(嘉永五)までのいわゆる「天保の大豊漁期」に粟生隠居網に船方証文を差し入れた抱え水主の出身分布を示したものである。

これを見ると、やはり地元の粟生村、隣村片貝の南部が圧倒的に

表91 1789年(天明8)~1871(明治4) 職船方, 代口船方(足留金) 変遷



飯高家文書「船方前借証文」より

飯高家文書の「船方前借証文」から前借金の額についてまとめたものが表91である。

これを見ると、時代が下がるにつれ物価の上昇とともに前借金額が多くなっており、最高、最低と甚しいバラツキがあるものの、平均的な額の傾向が理解できると思う。

この表で注意しなければならないのは、普通前借金の額の多寡は、体格の優劣、熟練者と未熟、年少によって左右されるようである。

また、水主またはその人主(保護者)の申し出によって前借金を必要の限度にとどめたと見られる低額の場合と、明らかに他網の技能者を引き抜いたと見られる高額(他網の下り金精算を含む)の場合が見受けられることである。

前借の理由は、質地証文と同じく「御年貢

未進につき」がほとんどだが、職船方となる人々は年貢には無関係の人々ばかりで、これもパターンとして多用されたものである。

吉井幸夫が『九十九里浜の地曳網漁業 第二』において引用した「上総国武射山辺郡下総国匝瑳海上郡の網持達が奉行所に提出した願書」を掲げ、その内容について触れることで総括としたい。

「 恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候

上総国武射山辺郡下総国匝瑳郡海上郡網持六十三人惣代上総国武射郡屋形村組頭忠左衛門同国山辺郡片貝村組頭弥右衛門片貝村同弥兵衛一同申上奉り候

私共儀農業の外地曳網漁業仕り候右地曳網水主の儀は網一条につきおよそ五十人相置き候て年来の水主は前金大金に相成り居り候もこれあり此の者最初相抱え候節は足留のためおよそ十両又は十五両ほど貸し遣わし割合金の儀は当り金と唱え其の職に引き上げ金高に應じ仕来りの通り割合い盆、暮割り渡し遣し候管に候えども職中彼是入用の節申し立て一分二分又は老兩ぐらい貸し呉る様申し立て時々網主より借り受け候は当浦の習にてその外家内の死生何事にも物入ごさ候へばその度毎に金子貸し遣わし家作致させ候とも同様の儀その外家内持の水主へは相統の爲網主所有の田地渡し置き小作致させ候へども不漁の年柄には暮し込みに相成り小作米不納仕り年後になりて取立て候心得にごさ候へどもこれもつて全くは取立方行き届かず自然と不納仕り候儀これあり何も貸置きに相成りことに春職の折は扶食と名付け家内持の水主へは米二俵ぐらいこれまた網主より貸し遣わす儀につき一職ごとに少しづつ貸金相増し自然と年来の内には右体にて多分の金高に相成り候

水主勤め難きの節は矢張り成人の家督人はこゝまた水主に対しそれらの貸金負わせ候へども矢張り当り金のほか貸金でき上り親への貸金差し引き候様には相成り申さずなお又右の者身弱又は片輪にて水主に相成り兼ね外に次男三男もこれなく候へば孫の出生を相待ちまかりあり、若し又女子の節は躰養子致し水主相勤めさせ申し候右躰養子致し候とも他網の水主相統候儀は先方の下り金償わす候ては相成らずその分も又々貸し償わせ水主に仕り候儀につきかえつて譜代同様の水主と相成り候につき前貸金何程と帳面に記し差し置き候……(中略)……

（一八三〇）
文政十三年寅正月

下総国匝瑳郡尾垂惣領村

地曳綱持名主

以下六十三名連名

御奉行様

（傍点筆者）

これを一読すれば網主と水主の關係が判然とし、当時の農業奉公人と比較して、水主は浦の習いとはいいいながら、格段の立場にあり、筆者が縷々述べたことと一致する。

「足留」のつもりであった前貸金が、その後の借り増しで多額となり、不漁時には小作米も入らず、かえって扶食として米を貸したり、冠婚葬祭があれば貸しということになり、最後に下り金いくらと記帳してそのままになってしまっているという訳で、譜代同様とはそのような關係から生じていることが判ると思う。

水主出入

このように網主側からすると、労働力確保のためとはいいながら、水主に対して並々ならぬ取計らいをしているのに、理由もなく不勤したり、下り金を精算しないで他網へ移れば、忘恩の徒として出入が起る。

この問題については後述する「網方議定」あみかたぎじようでも、その都度、議定の重要な条項として履行方を決議しているが、一向に改善されない。

水主出入がこじれると、貸金滞り出入として訴訟になったり、関東取締出役の廻村先へ願われたりする。しかし、多くは詫び状を入れて解決していたようである。つぎに古文書から事例をひき解説しよう。

「飯高家文書

咤おほ入申す一札の事

一当月八日貴殿新網水主として須原より相雇候兩人の儀につき私重頭せうずしこれある趣御組合一同より此の上重頭これなき様仕り度役宅へ相届けられ尚又私悴せがれ□威儀前きがいより貴殿元網水主に候処重き漁魚渡世相勤さる段既に出訴仕り候旨御届けに罷り成り驚き入り咤人相頼み全く心得違の段お咤び申し入れ候処格別の御勘弁を以つてお聞き済み下され忝く存じ候然る上は私儀は勿論悴清蔵共以右様重頭不勤など決して仕りまじく万一心得違いを以つて右様の儀仕出し候はば、御上様へ何様お申し立てに相成り候共其節一言のお恨み申すまじく候後證の為咤人一同連印一札差し入れ申す処仍て件の如し

文政九戌年

四月廿四日

片貝村屋形

当人 清

□虫クイ
印

同村

咤人 茂右衛門 印

金 四 良 印

粟生村

俊次郎殿

重頭せうずしというのは唆そそかした者の意。悴ともども詫を入れ勘弁してもらったケース。

「作田家文書

詫わ入申す一札の事

一私共小漁船渡世仕り候処此の節無人に付貴殿大切の水主無沙汰に相頼み渡世出船に及ぶべきの処御網差配人賄殿に寢しよとお見届けられ我等網の妨げ致し候始末勘弁差し置き難く其の筋名主治郎左衛門方へお届けに預り一言の申し訳れもござなく早速詫人相頼みお詫申し上げ候処格別の思召を以つて御勘弁成し下され忝く存じ候、然る上は向後御網の妨げに相成り候義これあり候えばいか様のお答願ひ候ても決して否申すまじく後日の為詫入り申す一札仍て件の如し

〔一八六五〕
元治二年二月十七日

当人 菊五郎 印
親類 茂八 印
組合 治郎吉 印

同村 倉之助殿

〔傍点筆者〕

これは沙汰もなく水主を小漁船に引き抜いた例である。

「飯高家文書

惣兵衛存寄書

本間十右衛門様御知行所

片貝村 組頭 吉左衛門

長谷川平藏様御知行所

同村 組頭 八郎右衛門家来

沖合 浅右衛門

右沖合浅右衛門一件につき片貝村吉左エ門私ならびに浅右エ門相手取出訴仕るべき段申し断りござ候につき私存寄の趣左に逸いち申上げ奉り候

一私網の儀去る子の秋職より不漁相続きその上沖合伊右エ門と申す者年老に及び毎職雇暇申し出で当春職は別て不漁仕り候上身弱に相成り勤め難き旨達て相願い申し候間春職限りにて相休ませ跡を沖合浅右エ門相雇い最早船方出替など相済み秋網相続出来仕り候然る所吉左衛門難渋申し懸け出訴に及び候

一右沖合浅右エ門儀元来片貝村出生にて同村八郎左衛門譜代筋の者にて当時吉左エ門方へ貸置候段八郎左衛門方より兼て承り及び申し候間今度内約束仕候節なお又八郎左衛門方へまさに相雇い申し度段無心仕り候處八郎左衛門申候は浅右衛門出世の儀に候へば相雇い然るべき段申し候に付いよいよ秋職より私方へ相雇い候積にて去る四月九日夕浅右衛門へ約束の盃さかづき仕り候

……(中略)……

吉左エ門申し候は盃まで致し候事惣兵衛方にて乗せ然るべく候吉左エ門儀は逆も乗せ申さず候旨申し惣兵衛ならびに浅右エ門儀様と悪口申し候につき市兵衛申し候は然らば浅右衛門事そこ元と手切に罷り成り候段相分り候間此上は我等證人に罷り立ち惣兵衛網へ乗せ申すべき旨相断り罷り帰り候
然れ共間柄の儀故所と納屋仕舞いまで初網□引申さず差し控え罷り在り候

……(中略)……

翌々廿九日濱へ罷り出で候處右の網出船仕り候その上右網仲間惣兵衛新五郎名前にて相続仕り候由風聞これあり候勿論吉左衛門儀浅右エ門と手切の節長七と申す者跡沖合に相雇候由……(略)……

一 五月八日朝濱へ罷り出で候處市兵衛參候て申し候は法久網も沖合長七引き越し候て今日初越引かさせ申し候私網も浅右エ門に初網引かさせ申し候様にと申し候につき跡沖合引き移の上は最早遠慮はこれなき儀とは存じ候に付同日夕方初網引かせせより網諸道具等浅右エ門心次第取繕はさせ秋網相続仕り候
(傍点筆者)」

一七七一年(明和八)五月の出来事である。浅右衛門という優秀な沖合の雇い入れについて、法久網と粟生隠居網の出入があり、浅右衛門は飯高網の沖合となるのであるが、傍点のように中小地曳の沖合から隠居網のごとき強大な網の沖合になる事は、出世と見なされるのである。

地曳網の 大地曳網漁業経営の内容について考察する前に、一八七九年(明治一二)三月の飯高家文書
経 営 『諸用留』に、飯高惣兵衛(半窓と号した)の筆になる飯高家における地曳網の発達史とも

いふべき小史があるので参考に掲げておこう。

上総国山邊郡粟生村

飯 高 惣兵衛

一 地曳網創業

正徳年中祖先本家ヨリ別家候節地曳網創業ス当明治十六年迄百七十年営業罷り在り候文化ノ初メ地曳ヲ増シ二乗

所持ス其ノ後天保ノ初メ小地曳ヲ本家所持ノ網ト合併シテ一乗トス又万延元庚申年一乗ヲ増シテ現今二乗所持ス
 鱈魚ノ多分ニ寄ルト寄ラサルトニ依リ盛衰是レアリト雖トモ今年迄百七十年來相統致シ居リ候

一 持網數

創業ノ節ハ網數ハ二タ契リ荒手ヲ附ケ船二艘ニテ沓乗トス網數四契リ荒手二タ契リ是モ沓乗前ト唱フ水夫三十人位
 沓艘ノ船虫クイ 網二タ契リニテ網ハ凡ソ八十尋位。網ハナカバ虫クイ 用ニ寛政ノ末ハ九十九里

一体ニ營業虫クイ 一リ其ノ頃網ノ間數一ト契リニ付五尋虫クイ 程モ長ク布數モ一布相増ス是ヲ虫クイ

反曳ト云フ間數モ一ト契虫クイ 十尋三契リトモ同様ニ仕立ツルヲ虫クイ 増ス是ヲ三
 小曳網モ同様人虫クイ 候迄ニテ道具ハ本網ニ換ワリコレナク祖先虫クイ 傳ヲ參考スルニ幕府ニ於

テ厚キ注意ト注意ナラサルニ依リ地曳網ノ盛衰コレアルヤニ存ゼラレ候

一 一ヶ年凡ソ収漁高

一ヶ年引掲高ハ鱈魚ノ寄ルト寄ラサルニ因ツテ年々相換リ又ハ其ノ時ノ相場ノ高下ニ依リテ俵數多分ニテモ引揚金
 高相劣リ候間平均何程ト限リ兼テ候昔日正徳年中創業ノ節半年ノ引掲高ソノ頃ノ古金ニテ五百兩取り揚ケ候ト申シ
 傳エニ候現今ノ振合ニテハ一万五、六千円ニモ當リ申スベキヤ方今ハ一ヶ年五千円以上ノ引高ニコレナク候テハ網
 主ノ利益ニ相成ラズ候鱈魚ノ石數ハ六尺四方ヲ沓坪トスソノ高サ一尺ヲ十俵デト云フ一俵三杯入りナリ枺ハ式斗四
 升ヲ一杯ト云フ

一 漁業上ニ就キ衆人ニ利益ヲ与ヘタル有無

漁業上ニ維持法ノ儀ハ網主ノ有徳ト有徳ナラザルニ依ルナリ所持ノ田畑ヲ水夫ニ小作イタサセ大漁ノ節ハ小作勘定モ
 相立チ候ヘドモ不漁ノ節ハソノ儘ニ貸シ置キ候上ニ又別段金子貸渡シ漁具仕入レ十分ナラサレドモ年々仕入候ヨリ
 漁業ニ差支エコレナク祖先ヨリ是迄永統罷リ在リ候且ツ漁業ノ節ハ濱付村ノ外岡郷村々ヨリ肥シ取り稼たきニ罷リ出デ
 ソノ日ソノ日ニ鱈魚ヲ以テ引揚高ノ多寡ニ応シ呉レ遣ワス是ヲ岡物ト唱フ多人數ノ利益少ナカラズ遼迄カ大
 漁ノ模様ニ依リ五十俵又ハ百俵或ハ二百俵袋ノ内ノ鱈魚ヲ残ラズ岡物ニ呉レ遣ワス事年三、四度位ハ必ズコレアリ
 右ハ網主ニ於テ袋ヲ無事ニ取り揚ケ申シ度キ一時ノ計策ニ候故一同存外ノ利益ヲ得候外ノ地曳網渡世ノ者ハ一人ノ

進退ハ勿論ニ候得共内実商人ニ維持致サセ或ハ一村申シ合ヒ渡世致スモノモコレアリ孰レモ一様ノ事ニコレナク候

このなかで、経営が困難になつて五十集商人によつて維持させたり、一村が申し合つて網を相続している例が挙げられており、幕末期の不漁が裏づけされている。

つぎに一七八九年（寛政）のものと思われる文書がある。飯高家中興の祖といわれる飯高惣兵衛尚寛から養嗣子の貫兵衛正保に与えた「綱主の心得、網のとり極めの条々」の書付である。貫兵衛は政四郎といひ、佐原の伊能家の親戚である常州潮来窪谷家の人で、伊能忠敬の養子として飯高尚寛の長女千枝の婿となつた。政四郎が内陸の生れなので、ことさらに具体的事例について教示している。

「一網方取しまり仕法書の事承知いたし候得共先書ニも申し入れ候通り前之内源兵衛宅ニ有之候由兵吉方より申し来たり候右源兵衛家内此間中疫癘これあり人々出入これなき躰にて候依てかり寄せ申す事も成り難く候あらし心覚えの主意左に書付申し候間先づ此の度は口上にてお申し上げ置き然るべく候

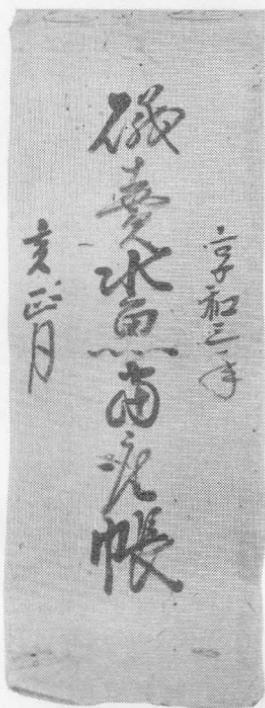
一船方相雇候節は先主へ承り合わせ下り金などこれあらば当主より相償い申すべきこと

一鰯引き揚げ候節押し取り乱妨に逢ひ候はば急度相糺し申すべき事勿論制当いたし候節少く手疵など負わせ候と申しゆすりがましき儀など申し来たり候はば出入引き請け申すべく候尤も入用三分一づつ網仲間より助け合い申すべく候

一鰯引き上げ候節定使、納屋番などと申し貰いに参り候共みだりに遣し申すまじく候

一非人小屋よりもらいに参り候共前との通り薙へ少し遣わし申すべく候たまさかなどにては遣わし申すまじく候凡そケ様なる事どもにて文言も甚だつたなく覚え候惣て近来は行司方にて寄合申触候ても賄共又は船方など名代に差し出し候間取しまり方悪しく相成り申候手前なども廿年はかり出申さず候

一右の取しまり方御苦勞に思召され候段有り難き御質慮に存じ奉り候行司書付源兵衛方より取り寄せ写差し上げ候て



写12 磯売水魚帳

も右鉢の事にござ候間此の度改めて網持銘と打ち寄り取締おきて書差し上げ候様に仰付られ度きものにてござ候近來は船方中より盜賊なども出候間甚だ取しまり悪しく相成り申し候

一千鯛百俵に付諸かかりとて金四兩づゝ引き又貳割引いて御運上差出申し候

一他浦にて鯛引揚げ候節も同様但し物入餘慶相かゝり候え共右の外は引き申さず候

一御他領の者と組み合い網引き候節は銘と御地頭所へ御運上差上げ申し候

但し御料浦とハ御焼印頂戴仕り船役金出し候由

是らの儀は先達て網持共より書き上げ仕り候由そこ元にもご存じなるべし

一海外の儀故御制法の極まらざる事もこれあり候やと存じ奉り候事もこれあり候、八川まで罷り出で候節とくと申し

上げたきものにてござ候

右の通りそこ元口上にて宜しくお申し上げ成らるべく候しかと仕たる儀の覚もこれなく只耳にふれ候事共のみあら

ゝそこ元へ書き進候 以上

四月

政四郎殿

惣兵衛

さて、地曳網経営の状況を窺い知ることのできる帳簿類「網方帳簿」について、仔細しさいに検討してみよう。

網によって帳簿の標題、記帳の内

容など多少の差違がある。

ここでは飯高隠居網の帳簿を見る

ことにする。

まず漁事が行われるたびに記帳する「水魚帳みづな」である。水名帳、曳高

帳ともいう。

飯高家文書、一八〇三年(享和三)亥正月「磯賣水魚当座帳」を掲げる。

「 覚

二月十日

中ばさし(1)

一

手 干(2)
凡そ六拾余

メ六拾老俵二月十八日入(3)

外ニ 職物(4)平目八枚干さめ四本

鱈 式本 江戸出し(5)

又籠賣(6)

新田

八百文

太右衛門

九百文

か 庄二郎ニ売取(7)

式百五拾文

勘助ニ売取

六百文

新田 弥四ニ売り

内式百文かし

同式番あゝ(8)

一

手 干
式 荷 程

外ニ平目六枚平かく一ツ鱈一本

メ江戸出し

……(中略)……

惣メ干かにて 三千式百七十六俵

粕廿七俵

油四駄

協売り金四両三分式朱ト

惣メ 高廿貫式百四十八文

外ニ職もの江戸出し分

(裏表紙 栗生村 飯高吉太郎あみ)

水魚帳は、漁事の日ごと、張網の番ごとに記す。一番あみ、二番あみを一番川、二番川、単に一、二と肩書することが多い。漁況のよい日は朝から晩まで七、八番網を曳いた記録もある。末尾にその職の合計をす
る。

(1)は、いわしの筋すじ(いわしの種類、混じりの状況)で、せぐるいわし(カタクチイワシ、腰長ともいう)に中羽い
わし(マイワシの中程度の大きさのもの)が多少混じっていること。

このほか、ぢんだご(アジの幼魚)、こまいわし(小羽いわし)、中腰長(中せぐる)、あじ交りなどがある。

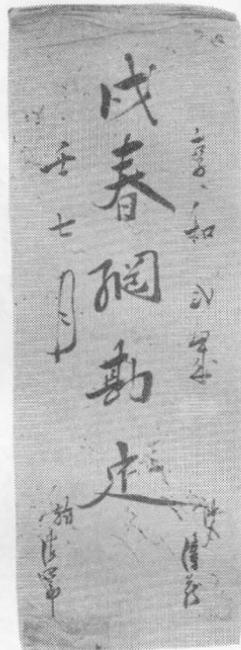
(2) 網主が職船方を使って、干鰯に加工すること。メ粕は「焚たく」というので、その場合は手焚になる。

(3) 前掲のように六尺四方、高さ一尺のいわしで一〇俵の干鰯ができるとされ、水揚げ時予想の「六拾俵
余」が二月一八日、柁立、俵入れしたら六一俵あったということ。

(4) 臈物は雑物とも書き、いわしに混って水揚げされる他の大きな魚、平目、ほしざめ、すずき、鯛、さ
わらなどが漁獲された。

(5) 江戸の魚員屋に鮮魚として出荷すること。

(6) 水揚げしたいわしのうち、上部で鮮度のよいところを籠に入れて売ること。



写13 網勘定帳

つづつ作成するもので、沖合と賄がこれに当る。他網では「曳分帳」と呼ぶところがある。

「(表紙) 享和貳歳

戌春網勘定

壬七月

沖合 傳 藏

賄 清 四 郎

覚

二月七日

一千か 三拾俵

老番網分
廿兩かへ(1)

代永 六メ文

一磯売メ廿六メ四百文

代永三メ八百八十二文三分三三

二口メ 永九メ八百八十二文三分三三

永九百八十八文三分三三

残て 永九百八十八文三分三三も十分一引(2)

永八メ八百九十四文一分

(7) 売取は、売り上げ代金受取の意。こ

の時期は五十集商人が台頭せず、もっぱら
棒手ぼて(鮮魚行商人、小売商)に磯売していた。

このほか、「粟生繩船四艘分えさ」とあり、
小漁船の生えさにも売渡していた。

つぎは「網勘定帳」である。一職に一冊

二ツ割⁽³⁾
永四メ四百四十七文五り

四十三割⁽⁴⁾ 永百三文五分ヅ、

錢にして
七百四文

平五郎、市五郎、吉五郎、源八、弥右エ門、半蔵、亀太郎、長之介、善介^{二ばんより入}、市蔵、弥四郎、定七、新介、五郎七、
長四郎、キ惣八、新蔵、仙太、新八、利八、茂平二、利八、勘六、清介、長五郎、^{虫クイ}市、八百蔵、市次郎、与七、
新蔵、長蔵、嘉吉、佐介、豊蔵^{二ばんより入}、惣吉、源七、勘吉、八五郎、市蔵^{北青}、八十、大工善八、番、沖合同人、松之助

…… (中略) ……

一 成正月十八日

成戸ニ参り
八五郎善蔵

一 二月朔日

かしま札代

…… (中略) ……

一 四月廿六日

酒代船方共出ス

…… (中略) ……

一 金沓分

ゑん馬代⁽⁵⁾

…… (中略) ……

惣メ金三分ト三十六メ六百七十八文

此永六メ百四十三文八分一り諸か、り⁽⁶⁾

磯壳

メ金五兩沓分式朱ト錢百五十六メ八百廿六文

此の永五メ六百八十七文四分六り 四ヶ一引⁽⁷⁾

一 残て永廿式メ七百四十九文八分七り

一千か四百三十巻俵 廿巻兩かへ

此の永九十メ五百十文

磯壳干か

二口メ 永百拾三メ貳百五十九文八分七厘

内 永八メ八十九文九分九厘 十四ケ一引⁽⁸⁾

残て 永百五メ百六十九文八分八厘

内 永六メ百四十三文八分一厘 諸か、り引

残て 永九十九メ廿六文七厘

内 永廿四メ七百五十六文五分一厘 四ケ一引⁽⁹⁾

残て 永七十四メ貳百六十九文五分七厘

二ツ割 永三十七メ三十四文七分八厘

四十七に割り 永七百九十文一分

錢にして 金三分ト貳百七十二文

外ニ 六百七十文出ス

メ金三分二朱ト貳文 本当り

利八、勘六、清介、長五郎、八百藏、与市、市治郎、与七、八五郎、^{やかたヤ}新藏、新助、五郎七、豊藏、惣吉、与吉、

源七、嘉吉、佐助、半蔵、市蔵、勘吉、長蔵、平五郎、市五郎、虫クイ□太郎、源八、弥助、半蔵、十五郎、長八、弥四郎、定七、善介、清吉、長四郎、キ惣八、新蔵、貝塚仙太、新八、茂平二、長治郎、須原ヤ新蔵、又蔵、金七
 金考兩式分ト五文
 当り引分ケ共
 八五郎00

善 介
 定 七

戊七月七日立合勘定相済み申し候

ここには二月七日一番あみ分のみ掲げて、二月七日の二、三、四、五、六番、二月八日の一、二、三番、二月九日、二月一四日一、二、三、四、五、二月一五日一、二番分を省略した。

春秋職の前後でもいわしの魚鮮が見えれば出漁する。この勘定を職中の配分金(本当り)と區別して「引分け」という。引分けは運上勘定の外となるほか、職船方が加っていないので配分率はよい。

- (1) 干鰯一〇〇俵について二〇兩の意。干鰯問屋の仕切状では一兩に何俵かえとなる(干鰯相場)。
- (2) 道具代。
- (3) 二月七日一番網の出面でづらの代の合計、四三で割ること。
- (4) ニツ割は網主取り分五〇パーセント、船方共取り分五〇パーセントのこと。
- (5) 絵馬の代、日頃信心している社寺に大漁を祈願して、絵馬をあげる風習があった。
- (6) 職前、職中にかかった特別経費、網主立替分。
- (7) 通常、水掲げされたいわしは「大場おおば」(売りいわし)とその二〇パーセント量の「下場したば」(岡者…いわし分け前をもらうために、網を曳いたりいわしを運んだりする人々で主とした岡郷から働きに来ていた。……に与えるいわ

表92 網主・舟方配分率

網主	時	配分率	
		(網主)	(漁夫)
海上郡足川村家 岩井家	天保3年～ 明治38年	5分	5分
山辺郡四天木村家 鎌田家	祖父の時 父の時 自分の時	7分 6分 5分	3分 4分 5分
同郡同村家 斎藤家	始まり 終わり	7分 6分	3分 4分
同郡片貝村家 清水家		6分	4分
長柄郡古所村家 長兵衛家	始まり 終わり	4分 5分	6分 5分
同郡一宮村の網 下町		5分	5分
同郡一ツ松村中瀬家 木嶋家		7分5厘	3分5厘

『九十九里浜の地曳網漁業第2』吉井幸夫より

し)に分けられるが、磯売り分(五十集商人に売り渡す部分を除く)はそれができないので金で引き、網主が預かり、後に岡者の責任者に渡す。

(8) 漁獲運上。曳き高の一四分の一と定つていた。^{注(3)}

(9) 職中の道具代(船、網、諸道具損料)。

(10) 船方の代表が立ち会い勘定をしている。

なお、網主と船方の配分率について、表92のような先学の研究がある。

これを見ると、七分、三分という極端に網主が有利なものがある。

代口船方や職船方を求めるにしても、配分率が悪ければ容易に集まらず、配分率がよくても漁をしない網には人が来ない。

飯高家の五分、五分は、九十九里浦地曳網の中では決して高いものでなく、普通の部類に属していることが判る。

ここで飯高家文書から一七八四年(天明四)から一八九九年(明治三二)までの水魚帳々尻メ高の一覧を掲げる。

表 93 飯高惣兵衛網水魚帳ノ高一覽

西曆	元号	職別	千鰯俵	粕俵	魚油樽	磯	売	備考
一七八四	天明	春	一、一〇〇			五九兩三分二朱八八文		
一七八七	天明	春	一、〇五三			錢四七ノ一九〇文		
一七八九	寛政	秋	一、一四六			四八兩二朱ト五一四文		
一七九三	寛政	秋	六〇九			三〇兩三分二朱ト八〇ノ二〇七文		
一七九四	寛政	秋	一、一五八			五五兩二朱ト四四ノ四八三文		
一七九五	寛政	春	一、六四二			一八兩二分二朱ト六九ノ八一四文		
一七九七	寛政	春	一、五二八			二六兩三分ト一四ノ四七二文		
一七九八	寛政	春	二、四〇〇	三七	一	六兩ト六六ノ三五九文		
一七九九	天明	秋	一、九八九			四九兩三分二朱ト一一五ノ八四〇文		
一八〇〇	天明	春	一、〇二〇	一一		二兩二朱ト一一ノ四五〇文		
一八〇〇	天明	春	一、五三四	二三		一六兩一分ト一〇六ノ六〇六文		
一八〇一	享和	秋	一、五七			二七兩一分二朱ト五一ノ四二四文		
一八〇一	享和	春	五九〇			二八兩一分ト二四九ノ一一四文		
一八〇二	享和	秋	一一六			一一兩二朱ト一〇八ノ一八六文		
一八〇三	享和	春	一三一			四九兩二朱ト八七ノ二七六文		
一八〇五	文化	春	三、二七六	二七	八	四兩三分二朱ト二〇ノ二四八文		
一八〇七	文化	秋	五四八			二六兩三分二朱ト五九ノ八一一文		
一八〇七	文化	秋	四六九			二八兩一分ト四〇ノ四〇〇文		
一八一二	文化	春	一、八六九	一三		一一兩三分二朱ト二八ノ七二文		
一八一三	文化	秋	三、〇七七			一九兩二分ト四二ノ五五〇文		
一八一三	文化	春	一、四四七	一六		二七兩一分二朱ト四五ノ三二九文		
一八一三	文化	秋	七、七七〇	一六三		三二兩三分ト九二ノ一八五文		

一七八四年(天明四) ~ 一八九九年(明治三二) 田村作成

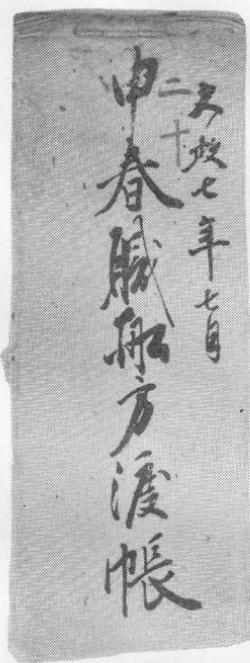
第一章 産業の発展

貨幣価値の下落、物価の変動によって、短絡にいつが豊漁で、いつごろが不漁と断ずる訳にはいかな

※運上用水魚帳

一八九九	一八九八	一八九七	一八九六	一八九五	一八九三	一八九二	一八九一	一八九〇
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四
秋	春	春	秋	春	秋	春	春	秋
一、二二〇円七四銭	一二九円四〇銭	六八七円	一、四三二円七五銭	三四〇円五五銭	一、〇七九円一〇銭	六〇八円	一七四二円七〇銭	七〇二円九〇銭
二五九円二一銭	四三七円六〇銭	六〇一円九五銭	一、〇三九円二〇銭	三九五円六〇銭	一四〇円九〇銭	一、五〇四円六五銭	九一一円七五銭	一四四円四五銭
五四円九〇銭	三、〇五六円一五銭	一九三円八〇銭	七二七円五六銭	一九三円八〇銭	三、〇五六円一五銭	五四円九〇銭	一四四円四五銭	九一一円七五銭
新元網	新元網	新元網	新元網	新元網	新元網	新元網	新元網	新元網

にする。



写14 船方渡帳

が、参考資料としておく。

つぎの帳簿は「船方渡帳」である。この帳簿も毎職作成するもので、沖合と賄がこれに当たる。

飯高家文書、一八二四年（文政七）七月の「申春職船方渡帳」について見ることにする。

「 覚

一金壹兩 当り引きわけ共

七月十二日

一金三分

貳百文三月三日

四百文五月四日

四百文六月廿四日

一金壹兩貳分ニ当りまし代わけ共

七月十二日

一金三分

……（中略）……

一金四兩也

……（後略）……

賄 かし

同人 かし

同人 かし

乙 松

徳右エ門

沖合 平五郎

「

第一章 産業の発展

表94 船方本当りまし代引分け配分調べ

金額	船方名前	人数
1分2朱	三蔵	1
1分2朱 727文	番 道具	2
3分 69文	四天木吉蔵	1
3分 226文	ヤカタナヤ平次郎 すわら長太郎	2
3分 724文	権蔵 長七	2
3分 750文	三次郎	1
3分2朱 220文	半介	1
3分2朱 700文	吉右衛門 惣次郎 与七 十五郎 西ノ惣吉	5
1両	乙松 平兵衛 善太郎 芝金蔵 藤ノ下熊太郎 八左 衛門 千蔵 万之助 太吉 清八 利七 権介 五郎 七 長四郎 清蔵 辰之助 源次郎 藤ノ下留次郎 源七せが 八五郎 伝蔵 三治 円蔵 藤ノ下留次郎 源七せが れ 清二郎 大工	27
1両1分	喜六 大沼留次郎 源六 上ナヤ利七 清五郎	5
1両2分	徳右衛門	1
4両	沖合平五郎	1
計		49

1824年（文政7）7月「申春職船方渡帳」から 田村作表

網勘定は春職が七月、秋職が二月に行われるので、従って船方への渡し勘定も七月、一二月の両度になる。

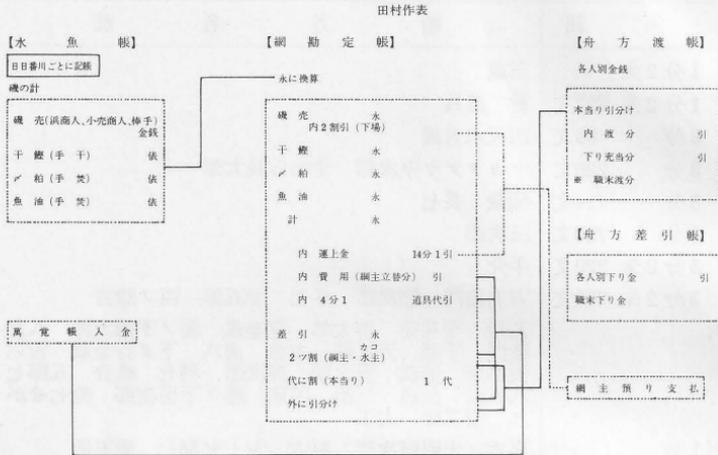
前掲の文書でも、職の途中で何回かにわけて賄から内渡しをし、帳面には「かし」と記し、職末当り引分けの額が確定すると、これを差し引き、残金があれば支払う。

第94表は、前掲の帳簿に基づいて、当りわけした全部の船方について、金高によって区分して作成したものである。

これを見ると、一代どりの水主で職中皆勤したとみられる者の配当が一両で、二七名ある。これより以下の者は、職中休みがあり、その当り分が差し引かれているのである。

さらに「三蔵、番、道具」は未成年か、老年の者で、半代とか七分五厘とかの配分率のものである。

表95 網方帳簿の相関関係 (粟生村飯高家の場合)



※職末 (7月<4月~7月)=春・12月<9月~12月)=秋

田村作表

一両一分は二五パーセントの増代とりで、「上ナヤ利七」は炊(かしぎ)、「喜六、留次郎、源六、清五郎」はいづれも船頭であろう。一両二分すなわち一代半どりの「徳右衛門」は中乗で、沖合は三代が通例だが、この「平五郎」の場合四代どりである。漁業技術に秀でていたためであろうか。

これまでに網方帳簿として水魚帳、網勘定帳、船方渡帳を挙げて解説したが、このほかに船方差引帳、万覚帳がある。

これらの帳簿が相互にどのような関係をもっているのか、これを模式的に表にしたものが表95である。

水魚帳は末尾にその職の計が入る。干鰯、粕、魚油はそれぞれの相場によって金銭につき、銭相場の変動があるので、網勘定帳では水に換算してをを出す。

この場合、磯売りにには鮮魚出し分は下場として二割を控除する。

つぎに漁獲運上金一四分の一、網勘定帳前書の費用

(網主立替分)を差し引き、さらに残額の四分の一を道具代としてとり、こうして残った額を二ツ割にし、網主と船方が分ける。船方分は代数しうずで割り、一代の額が算出される。このほか、職の期間外の引分け分を加え、その船方の代に合わせて個人個人の額がきまる。

この額が船方渡帳に記帳され、内渡し分や下り金充当分を引き、期末渡し分となる。

船方下り金が多額でしかも不漁で当りが少ないときは充当できずに期末の下り金となり、船方差引帳に記帳され、既往の下り金に合計されるのである。

網主は自己の取り分、預り分は万覚帳(漁業経営上の全収入と全支出を記帳)に入れ、下場の預りや運上金は後にそれぞれへ支払う。

いま、かりに水魚帳の計が五〇〇両あったとすると、道具代は一〇六両くらい、網主取り分一七九両、船方代数六〇とすれば、一代三両弱となるが、不漁時、五〇両の水揚げしかなかった場合は、道具代は七兩三分しかならず、網主の取り分は一兩三分となる。極めて大雑把な計算をしたが、地曳網船の耐用年数は六〇七年といわれ、本来ならば道具代を蓄積して、船、網株、その他の道具類の整備に充てるべき筈のものが不足し、そのうえ職船方に対する前貸金の用意などひっくり返して仕込金(一乗あたり二〇〇両以上といわれる)が足りず、網主の持ち出しとなり、あるいは他所から借金する始末となるのである。

「(飯高家文書)

借用申す金子證文の事

一金六拾耆兩式分式朱

但し通用金

右は来る卯の春網相統金に差し詰まり書面の通り借用致し網相統仕り候所実正也、返済の儀は拾五兩壹分の利足を

加え、来卯春中引きあげ候干鯛右金高相済候迄は貴殿方へ残らず相渡し申すべく候方と一不漁にて引き足り申さず候はば所持の袋三ツ相渡し候とも又は秋中引上候諸魚にてお取りになられ候共貴殿お勝手に仕るべく候毛頭相違仕るまじく候後日のため證文仍て件の如し

〔七七〇〕
明和七年寅十二月

粟生村

弥 惣 印

細屋敷村

東 藏 印

一之袋村

證人 勘右衛門 印

広瀬村

證人 印

粟生村

惣兵衛殿

さらに網主が困窮してくると、附屬商人の代表である帳元（ここでは網水魚取立役）が網主にかわり、納屋の飯米を借りる例がある。

「 米借用證文の事

一 御蔵米

式拾俵

但シ四斗壹升五合入

代金拾兩壹步式朱

八斗かへ

右は□左衛門網漁家飯米に差し支え貴殿へ御無心申すところ実正也返済の義は来る子ノ二月中に勘定仕るべく候其の節に至り一言の異義申すまじく候

後證の為一札仍て件の如し

(一八五)
嘉永四亥十二月 日

借主

網水魚取立役

□ 兵衛 印

請人 長左衛門

庄兵衛殿

(小川家文書)

大地曳網の経営を継続して行く上で、最低どの程度の水揚げが必要となるか、いわゆる採算点について、先学の説もいろいろあるようであるが、地方の資料では、これを明確に示すものはないので、この程度に止めておく。

干鰯問屋との関係については別項で詳細に述べるので割愛する。

地 曳 網 の 納屋船網諸道具 図78は九十九里町内における大地曳網々主の居宅と納屋の位置関係を示したものである。これには、豊漁期に増加した中小地曳網主や短期間の営業者は除いてある。

この中の不動堂網佐久間寛兵衛家の納屋の配置を調べた資料があるので、これに基づいて作図したものが図79である。

この場合、「納屋」は総称で、上納屋、下納屋した、網納屋、袋納屋、番屋、物置、井戸小屋など七棟が建てていたそうである。

上納屋は網主が居宅から出張してくるところで、粟生村飯高惣兵衛家の上納屋は、表間口四間半、奥行二間半、上座敷は八畳敷きで床の間、違い棚、縁側がつき天井も張った極めて清楚せいそなものであったという。客



曳網々主居宅及び納屋位置図

田村作図

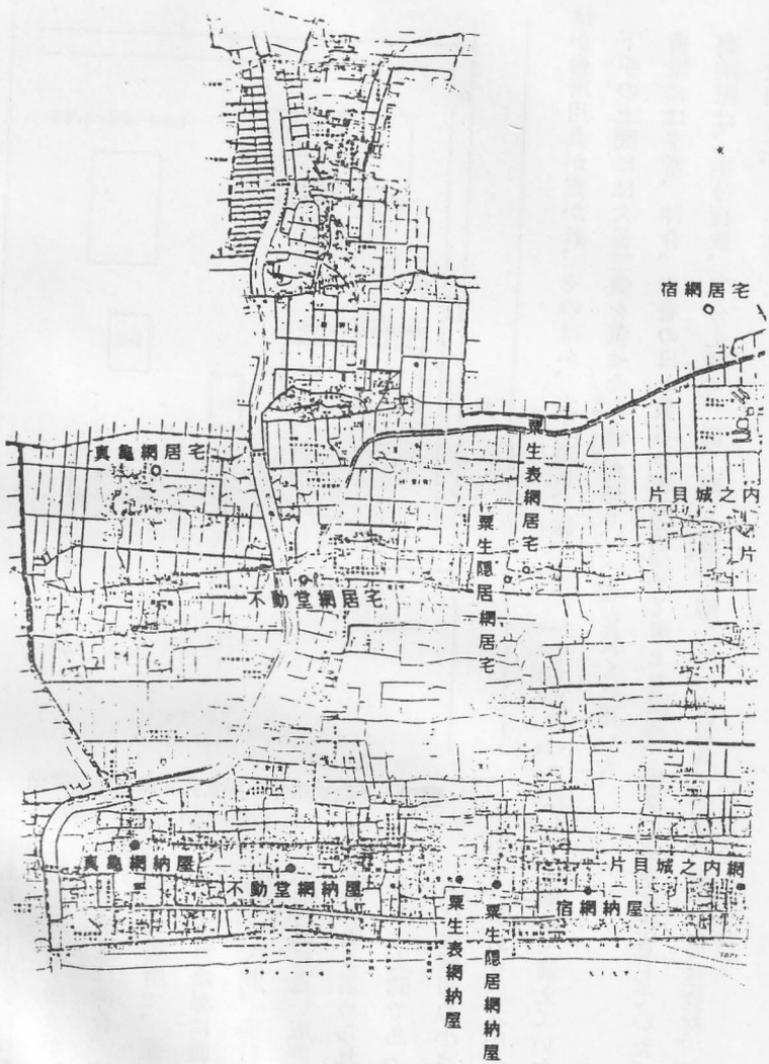


図78 九十九里町内旧大地

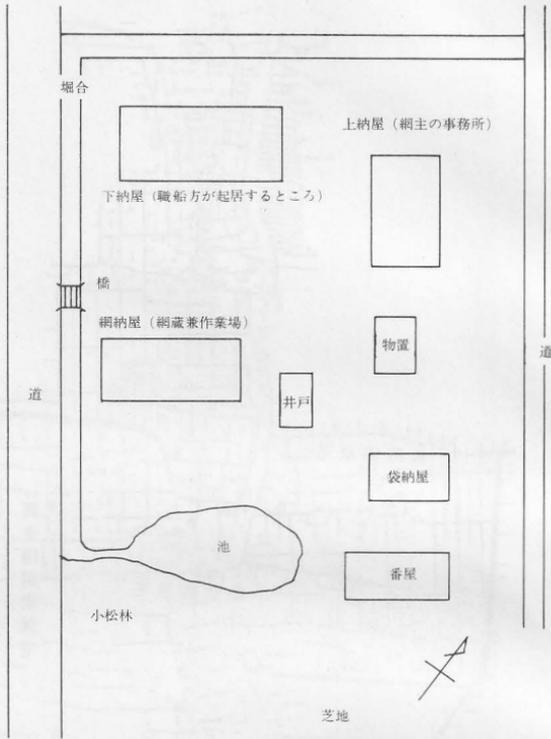


図79 不動堂網佐久間覚兵衛家納屋配置図

原図 鈴木銀市 作図 田村

があれば酒宴を催すこともあり、下座敷には料理人、給仕人、下働きがいた。

下納屋は沖合、賄、以下船方の居所で、粟生隠居網の下納屋は海に面して、表間口一三間、奥行四間で、上納屋に近い五間は板敷で庭が敷き詰められており、あとは土間であった。土間には炊飯用の小さなへっついがあり、大小の鍋、釜の

ほか台所用具が置かれ、そのほか、大工道具、鋏、鎌、かなてこ、つるはし、大槌まで備えていた。下手の土間には大釜三個を載せた大竈おおかまどがあり、メ粕お粕を焚かくに用いた。

番屋には平常、沖合、中乗のほか数名の船方が詰めて海上を眺め、鰯群の廻遊に注意していた。

網納屋は、半分板敷、半分土間で、網、綱、麻苧お、櫓おなどの諸道具、空俵、繩などの諸資材、手干の干鰯俵も収納した。

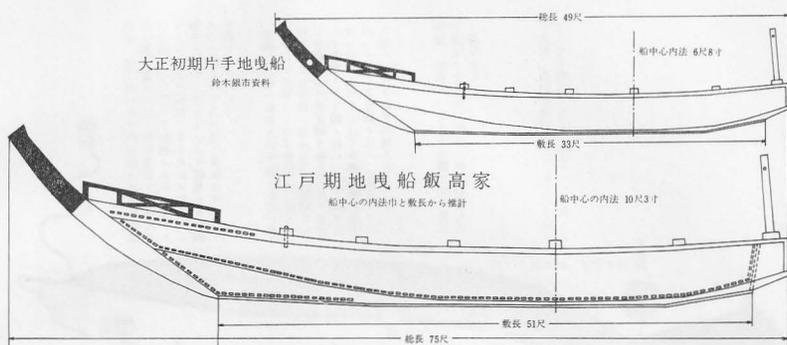


図80 大正初期片手地曳船と江戸期地曳船飯高家

つぎは船である。山口和雄はその著『九十九里舊地曳網漁業』で、地曳網船について「二艘あり、左船が真網船、右船が逆網船で、長さ共に五間五尺乃至六、七間、幅九尺以上である。」と述べているが、幅はともかくとして、長さについてはいろいろな事由から、俄に贅成しかねる。

前に引用した中村茂吉の口述記録「九十九里浜揚繰網漁業の変遷」に「正月二日朝……上納屋へお祝いの歌をうたい……その中に『巾は二十四枚長さ四十八間の新袋……現在の網（筆者註片手地曳網）の二倍以上は確実にある。……船は前記の網や綱を積み込む訳ですから、現在の船よりもずっと大型で……私の祖父が話して居りました。」と述べており、後でふれる網、袋の長大さからして、五間半や七間の船では到底積み込むことは不可能である。

図80は、船型を同じと仮定して、筆者が大正初期の片手地曳船を基本に作図したものである。船の大きさは敷の長さ（うらひ）と船の中心の内法（うちほり）（腰当梁の長さ）に關係すると表96のようになる。

表に伊勢湾の例がある。この船に積載した網は片網一八九〜二〇〇間の大地曳網である。『海と人間』一九八五、一二号（鳥羽海の博物館発

第一〇節 鰯漁業の変遷

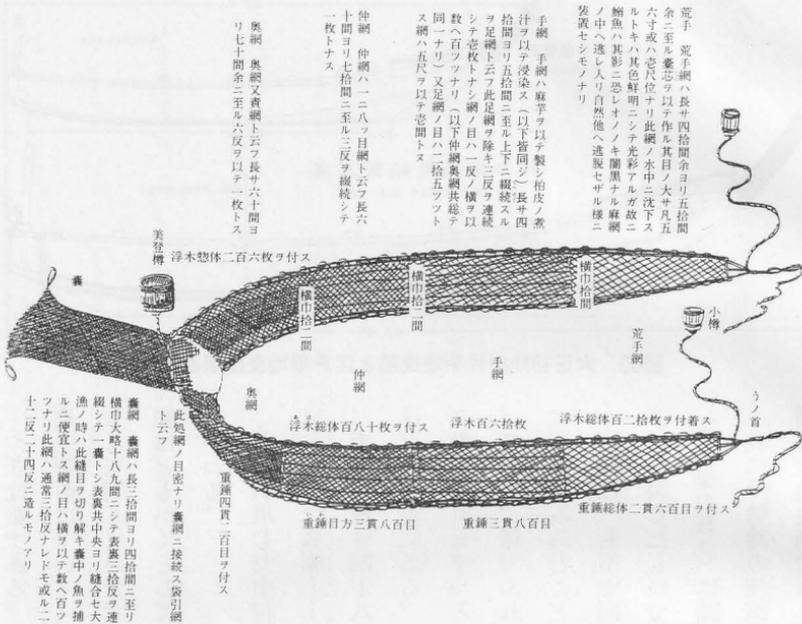


図81 地曳網全図 『千葉県漁業図解』より田村写図

表96 地曳船船体の比較 田村作図
(九十九里浜の船は船型が同じと仮定)

種 別	全 巾	敷 長	全 長
九十九里浜大正期片手地曳網船	6尺8寸	33尺	49尺
八川平山家大平地曳船	9尺2寸	45尺5寸	67尺
粟生飯高家大平地曳船	10尺3寸	51尺	75尺
※伊勢・津寺本家大平地曳船	8尺5寸	36尺	48尺

◎全巾は腰当梁の内寸法
※『海と人間』1985 No.12 から

飯高家では、船、網、諸道具なんでも他網よりひとまわり大きかったといわれており、網の総長が約七〇〇間に近かったと推定される。

『九十九里』と題する写真帳が、一九一

五年（大正四）に片貝の中西薬局から発刊されており、この中に当時の漁業の様子が十数葉収められているが、大地曳網に係るものはない。

その時期からいって、既に消滅した大地曳網の船体は廢船として砂丘の蔭にそのマンモスのような身を横たえていたに相違ないが、被写体にはなり得なかつたのであろう。

網については『千葉県漁業図解』の図に該当事項を併わせて筆者が模写作成した図82を掲げる。一目瞭然でくどくどしい解説は不要と思う。

なお「浮木」は網羽、網端とも書き、桐材で長さ八寸、巾三寸、「重錘」は沈子とも書く。古には石、陶製で、近くは鉛でつくられ、一個三〇目であつたとされている。

櫓、山口和雄の『前掲書』に「漁船一艘に七挺」と記されているが、艫櫓一、脇櫓一、前櫓一、表櫓六、計九挺が正しい。同書によれば「艫櫓は長さ一丈八尺、幅七寸、脇櫓は長さ一丈七尺五寸、幅六寸、前櫓は長さ一丈七尺、幅五寸五分、表櫓は長さ一丈七尺五寸、幅五寸である。」としている。

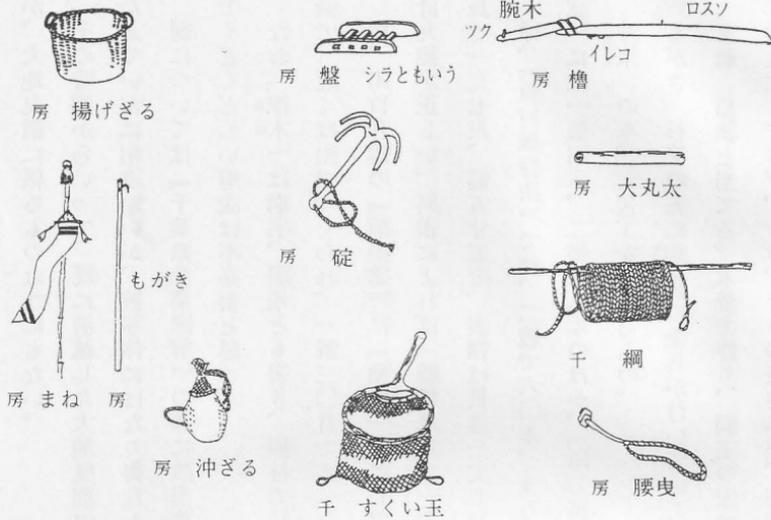
棹、『漁村維持法』では、二艘で六〇本、うち四〇本が杉丸太、残余は竹竿としてあるが、『房総水産図誌』には一艘四本、二艘で八本のほか、「印し棹」二本となっている。

沖竿おきざらのみ、大包丁を入れるもの。

もがき 杉竿の先に鉤状の金具が付いていて、海中に物を落した時に使用。藻鉤とも書くものか。

まね 招旗と当てる。木綿で作り、網主の家紋などを染めてあり、大漁を知らせる旗。

敷丸太 クヌギ、ナラ、クリの長さ八尺、周囲一尺二、三寸の丸太の皮を剥いだもので、船を押し出す時



房総水産図誌→房 千葉県漁業図解→千

図82 地曳網の諸道具 『房総水産図誌』『千葉県漁業図解』より 田村作図

に使用。

盤 船を曳き上げる際、台となるもの、縦六尺、横四尺。「すら」ともいう。

曳綱 麻製で長さ二〇間で一卷きとし、船方が二人で長棒をさして担ぐ。これを一棒とする。房ともいう。片船に五十房の綱を備える。

美登樽 木鷲樽、袋口に結んで浮子とし、曳網のとき袋口がせばまるのを防ぐ。また陸上から見て袋位置が判る。美登とは「見止」(認める意)あるいは三斗入りの空樽をいうか。

しめ縄 大漁時に袋を陸に曳き揚げるに使用。

腰引 綱、網に先端の木片を利用してひっかけ、腰に巻いて綱、網を曳く具。

とったり 袋口をくくる縄。

掬いだま 袋から鰯を水揚げする時に使うたま。揚げざる 右に同じ、ざる。

地曳網の施設、設備、器材について述べてきた

表97 大地曳網漁具代価

金額	内 訳	金額	内 訳
350円	漁船2隻	340円	但奥荒手反にしい て中網をを除きて用 ず、これをは鮪漁に 兼ねる古網を以て 製す。夏漁にて小 なる。故袋1個60円 内但る。古袋を用い
136円	槽18挺 内トモロ2挺28円 前槽2挺19円 脇槽2挺23円 表槽12挺66円	1,200円	網160房 但老房に付 7円50銭積り
1,800円	袋4個 内一番袋 600円 二番袋 500円 三番袋 400円 四番袋 300円	500円	濡袋 アバ 床木 船場 バン木 魚担網 腰引の類 其 他小 道具 悉皆積り
730円	網老張分 内奥網 2反250円 中網 2反150円 手網 2反200円 荒手 2反130円	5,996円	合 計
640円	代り網老張分 内奥網 2反220円 中網 2反130円 手網 2反180円 荒手 2反110円	参考	
		中地曳網	4,635円20銭
		小地曳網	2,620円

広瀬弥吉『地曳網並びに八手網の景況』より 田村作表

が、納屋を除き、船、網、諸道具を新たに調達すると、どの程度の金額を要するか。残念ながら地方の文書には適当なものが見当たらないので、一八八二年（明治一五）『大日本水産会報告第一巻第五号』に報告された

広瀬弥吉の「地曳網並に八手網の景況」に述べられた事項をまとめて第97表とした。

ただし、広瀬弥吉が調査した船や網の規模が明記されていないので、判然としない感はあるが、一応の目安として理解願いたい。

地曳網の 大地曳網漁業をとりま
浦方議定 く問題として、経営経

済、船方雇傭、漁場出入、対商人など多
種、多様な問題があった。

単に一網主に留まるものは別にして
も、九十九里浦一円の網主共通の事項も
かなりあり、それらについて、改善策、
解決策を協議し、条項に定めてこれを遵

守し、履行することを確認した文書が「浦方議定」である。

しかし、議定するにあたっての協議に参会するものは、ほとんどが綱主でなく、賄が多かったといわれ、対岸の火事祝して無関心の者が多かった。であるから同様の事項について再三議定している。

浦方議定については多数の地方文書があるが、ここでは代表的な議定書を二、三挙げることとする。

〔A〕 (作田家文書) 相定め申す一札の事

(1) 一 狹漁船出入りの節高浪暴風早潮等にて破船に候かまたは沖中に漂流の碇居浦他浦に限らず助け船等早速差出し申すべく候勿論自沖に居り合わせ候船は成るべくだけ右の場所へ船漕ぎ寄せ水主に怪我などこれなき内に引き上げ申すべく候其の外船道具網櫓諸色流れ行き次第その所の浦より水主差し出し早速取り上げ置き申すべく候尤も平日たりとても櫓棹盤鎌諸品などに至る迄常と心懸け申し付け置くべく候若し等閑に致し置き綱主ほかより相知れ候はば後会の節不埒の浦綱主共へ組合中間より急度申し付けべく候

(2) 一 網張前に付先手網後手網或いは通し網抱え網前網其のほかいづれにても相互に網障りなどこれなき様和熟致し引き付け申すべく候去りながら潮向により網袋など破損仕り候共但し家意喧嘩口論などこれなき様相鎮め申すべく候然れども水主大勢の儀故万一口論に及び理不審なる者もこれあり候はば其の節居合わせ候綱主共缺付其の趣意取り鎮め申すべく候若し又筋に寄り済みかね候はば早速廻文を以て組合へ相触れ申すべく候

(3) 一 沖合水主乗り組みの儀謂なき高金出し乗り組み致させ申すべく候勿論これ迄乗り組み候網元の儀相糺しその上相抱え申すべく候決て無沙汰の取り計らい致すまじく候

(4) 一 居浦他浦に限らず魚漁引き上げの節は村役差図次第それぞれ分一役鱒など差し出し申すべく候居浦の儀は格別他浦廻網などより見込みその上また彼は名目を付け難渋がましき儀申す者これあり候はばその村々綱主対談の上村役人迄相届け申すべく候

(5) 一 罾取り揚げの節はその浦綱主共は勿論その最寄に居合わせ候綱主共迄駈け集り相互にその村役人相頼みなどい

たし罾取り上げ申すべく候然れども大勢取り集り、我れ先とせり合ひ押し合ひ罾汕取り或は盗み取り候儀に

- (6) ござ候えば万一怪我人などもこれありまじき儀にもこれなく候その節は成る丈けべくその村網主共引き請け他浦廻り網に難渋懸けざる様取り計い申すべく候万一手重に相成り候はば組合一同難渋の筋引き請け申すべく候一引揚げ鯛の儀は村方分一相渡し候はばその網主分の勝手次第に致すべく候万一売買その外の儀につき押し買かれこれ謂なき筋申し候者これあり候はば村役人の方へ申し達すべく候
- (7) 一出船の御諸道具等損し間にあいかね候節は網主の内有り合わせの品は何によらず相互に貸借致し出船差し滞りなく狹漁稼ぎいたし候様致すべく候
- (8) 一何事によらず廻状差し出し候節は銘々名代なく早と出会致すべく候なおまた行事方より相触れ候儀は相互に急度相守るべく候
- (9) 一組合の儀何れの浦方へ何宿仕り候共改めて謝禮など決して致すまじく候諸道具などの儀も右同様に相心得べく候去りながら勘定筋の儀詳にいたし余り延日に相成らざる様心掛け申すべく候
- (10) 一浦と魚網稼の場所差し障りに矢羅やらい以懸等いかげこれあり候はば組合一同相談の上何れの浦にても取り拂い魚漁差し障りに相成らざる様致すべく候
- 右の趣銘と申し合ひ候上は何様のむづかしき儀出来候共又は據よすがなき筋にて御公邊に相成り候共その節入用の儀は筋合により組合仲間にて助け合ひ申すべく候後年の為連判一札依て件の如し
- (七九五)
寛政七卯年三月 (網主連印……略……)
- 右の通り道具印付け納屋々々に張り付け置き流れ寄り候諸道具の印見分け相届け申すべく候尤も一季(8)に網式乘宛行事相立て右一季の内は行事より夫々申し渡すべく候 以上
- (1) 居 浦 自分の浦。
- (2) 先手網 先に張り網した網。
- (3) 後手網 張り網が後になった網。
- (4) 通し網 他の張り網の上に網を張ること。
- (5) 抱え網 他の張り網を抱えるようにその外側に網を張ること。
- (6) 前網 他の張り網の前面(陸側)に網を張ること。

- (7) 廻網 廻り船と同じ、他村の浦へ船網を廻して行くこと。
 (8) 一季 一職。

〔B (作田家文書)

(表紙) 両総網方取極め連印議定書 上総国 下総国 両組

網方議定取極めの事

- (1) 一九十九里浦の儀は往古より一鉢入会渡世の場所、別して下総吉崎村より上総四天木村迄組合相定め最寄都合により五ヶ村七ヶ村宛小組合を相立て度と議定取極め勿論御公儀様より御觸これあり、なお関東御取締役様より厳重仰せ渡され候条に異失致し候にはこれなく候え其中には心得違いの者もこれあり候につき今般再び改めて両組一同相談の上取極め候条々左の通
- (2) 一前々御公儀様より仰せ出でられ候御趣意いよいよ堅く相守り申すべく事
- (3) 一網張り候節無筋に相見え候はば最寄に居合わせ候網主又は支配人へ相届け申すべく候一旦届これなく候共無筋に見請け候はば早速かけ付け跡より張り候網は手操せ申すべき事
- (3) 但し届けもこれなく喧嘩(嘩)など仕出し候網は利非(理)に抱わらず忝乗限り分組合除くべきは勿論差図候ても聞入れこれなく手操ず候はば同断の事
- (3) 一存じ寄らざる網破損の節は早速行事へ相か□届け差図請申すべく尤も破損は破れ候網にて拵えさせ出来候迄代わり網その場にて相渡し聊も渡世差支えさせ申すまじく勿論跡網へ掛り候鱒は半分宛破れ網へ相渡し申すべき事
- (4) 但し先網袋虫クイ□□これあり候節はその□□虫クイ 時宜により取り付け申すべき事
- (4) 一近年懇意不懇意の網々これあり聊か□□虫クイ 論など出来候節全く懇意の網に候はばゞて渡世差し障りこれなき様致すべき處か勢などいたし却つて元網を差し置き法外の働をしなし以つての外なる事に付以来は聊も加勢の筋これあり候はばその節参会その外諸入用残らずその網より差し出させ申すべき事
- (5) 但し取り押え口出し候共網主支配人の差図これなく候へば水主出で申すまじき事
- (5) 一近年船具にこれなき竹鐘チネその外石瓦など船底に積み入れ置き候船に先年関東御取締御出役様より厳重に仰せ渡

されこれありその後追々取極めなどもこれあり候処近虫クイ□□せに相成り中には積み込れ候船もこれあり右は全く網主共制し方不行届の次第以来は右様心得違ひにて持出し候者は勿論積み入れ候か又は積み入れこれなく候共所持の趣見聞次第行司へ相届け御取締旅宿廻村先へ訴え申すべき事

(6) 一外組の船、廻船の節船具にこれなき品積み入れこれあり候はば居合わせ候網主共立会右品預り申すべし、若し聞入れ宜からず候はば渡世差し留め申すべし、万一沖合に於ても持出し候義もこれあり候はば利非に抱らず兩組一同にてその段御出役先へ訴え申すべき事

(7) 但し前々右の趣外組へ届け置き万一右等につき願向などに相成り候共入用は勿論兩組一統割合の事

(8) 一水主雇候節勝手を以つて元網を糺さず雇い候故自然と風儀も宜からず相成り候以来は元網より書付持ち参らせ候か又は示談に及び候上ならでは決して雇申すまじく、若し談しもこれなく相雇い候はば前金貸遣し候ても返金に及ばず元網へ引き取らせ申すべき事

(9) 一大漁の節岡者共長さで持ち出し候義は御取締様より厳しくお差し留めこれあり候処近頃相弛み三角丸輪に限らず長尺のさで持ち出し候者ままこれあり候間以来見付け次第預り置きその支配村役人へ相届け申すべき事

但し前と浦付村とは申すに及ばず上郷村へも相届け申すべき事

(10) 一水魚売はその村網主並に支配人立会い売買いたし候え共近來小買共風儀宜からず買請候水魚代金引き方を相願い聞き済みこれなき内は拂い難しなどと不当の儀ままこれあるに付以来は小買共村との内にて取り寄り都合により五人七人宛組合せ水魚金差し滞りこれある節は金五兩迄は小組限りその余はその村小買一同にて弁金致さすべき事

但し小買共取極めはその村限り網主共立会い申し渡し儀定書取り置き村役人中へ届け置き申すべし尤も腐り仕舞候か又は急に波立ち候て流し候節は廻船の分は立ち合ひ候網主勘弁を以つて時宜に随ひ濟口致させべき事

(11) 一買鰯の儀は水揚げ仕舞候上これ迄仕来りの割合を以てその村網主立会いの上具れ遣し申すべし尤もこれ迄度と取極めこれあり候ても中には袋の内へ入させ鰯呉れ遣し候分多少の論など出来候間以来決して袋の内へ入れ申すまじき事

但しその船付き貫い鱒の義も同様汲み揚げ仕舞申さず内差遣し申すまじき事

- (11) 一網主へ相掛り候諸勸化頼母子の儀信心懇意の方より申し来たり候共老人達て加入いたし申すまじく、行司の差
 図に随い申すべき事

- (12) 一漁業渡世□間右議定取極め候上は一季に忝度宛両総立会い参会仕るべく候その節名代これなく出席致すべき事
 右取極めの条と堅く相守り申すべく一躰右取極めの儀は今般新規の取極めにはこれなく前とより取極め置候事に
 候得共懇意又は余儀なきぎり合いなどの依怙蟲貞より儀定に違ひ候取り斗いもこれあるに付追々相弛み候間以來
 は決して右様の義のみ聊も用捨なく取極めの通り取斗い申すべし且つ右の議定に背き候者は組合相除き前書取極
 め認め候ほか何事に依らず組合一統の取り斗いを相背き候者は前段同様に致すべく候若し何等の筋にても願向な
 どに相成り候節は右議定の振合いにて両組一同入出金致すべく候これに依り一統連印議定取極め申す処件の如
 し

〔八四一〕
天保十二年五月

上総国清水村

藤左衛門外

三三名

注(1) 長さで さでは掬い玉の小さいもの、この長尺。

〔C〕(平山家文書)

(表紙) 慶応二寅年八月 日

議定書

網組合

議定書

- (1) 一先前より取り極め候議定は勿論此の節格外米価高直の上不漁打統き候に付今般組合一同相談の上取り究め候条
 と左に

- (2) 一納屋扶持老人前七合五勺の處内式割引き黍入れ申すべき事

- (3) 一納屋味噌の儀はこれ込桶にて相渡し老人前何程と申し定めもこれなく兎角狼よやくみぎに相成り候間かしきへ申し聞かせ

- 置き一と際相減らし候様致させ申すべき事
- (4) 一代口米啖人前三合前同様黍入れ申すべき事
- (5) 一上納屋米の儀も納屋米同様黍入れ申すべき事
- (6) 但し取り定め候人数の外は食事差し出し申さず参候ものも食事前自分迄立返り申すべき事
- (7) 一上納屋に酒一切これなく客来これあり候ても相断り申すべき事
但し御神酒の儀は錢にて拾五文(水あげのこと)つ上げ申すべき事
- (8) 一網曳候節あまとり百兩の上より納屋代口の者へ酒代として三貫文錢にて相渡し申すべき事
但し曳高百兩以下は決して酒代呉れ遣わさず且つ網仕事その外仕事類これあり候ても別段酒代遣し申さざる事
- (9) 一宮ごもりは上納屋にても御神酒錢にて上げ候上は錢貳百文仲乗船頭へ相渡し神参り相済ませ申すべき事
但し九月神事の節ばかり是迄代料半減相渡し申すべき事
- (10) 一諸勅化物ももらひ類母子類一切相断り申すべき事
- (11) 一納屋風呂ふろの儀網引申さず候節は二日置き三か目に風呂たき入湯致すべき事
- (12) 一納屋真木の儀は夏は一日に式拾八本冬は三拾八本相渡し申すべき事
但し代口米かしぎ候節は別段拾六本相渡し申すべき事
- (13) 一網引き候節水主共鬮貫(茨)いに隣網たり共互に参り申まじく事
但し自分水主さいわし呉れ遣わし候儀は大場にて菴など相用いず小鉢のふたへ遣わし申すべしその外何に寄らず袋にては一切呉れ遣わし申さず候事
- (14) 一網曳き付け候節網前にて何魚に寄らず雑もの取り押え候とも水主共大勢寄り集まり候より自然鬮袋へはいりかね甚だ不埒に付已来は右様の儀相成らず且つ雑もの取り押え候ても此の上水主共へは呉れ遣わさず網主にて取り上げ賣拂い申すべき事
- 一近年網諸道具盗み取られ候儀度々にて網主共一同難渋に及び右は全く啖人にては盗み取り候様相成らず多くは自分水主共相交り候儀とも存じ候間上納屋より手堅く番申し附け万一盗み取られ候はば水主共にて辨金いたし

候か又は繕い代金大入目へ差出し候か時宜の取斗い申すべき事

但しいづれの網にても盗み取られ候模様になり早速行事へ相届け評議の上一同にて其の筋へ願ひ立て水主共吟味受候様取斗い申すべき事

(15)

一古鐵買近頃納屋番屋等へ日には両度位も立廻り七ツ過ぎは必ず徘徊はぐいたし候て不正の品買取り甚だ不埒に付以来納屋、番屋などへ決して立入らざる様急度納屋番屋などへ申付け置き申すべき事

但し最寄網主より其の村役人迄兼て届け置き此の上徘徊いたし候はば早速取り押え行事へ相届け一同より其の筋へ差し出し申すべし且つ納屋入口へは板札へ決して立入りまじき旨認め張り置き申すべき事

(16)

一地曳水主小漁船にて無沙汰に相雇い沖稼致させ候に付地引網出船に差支え候間組合網主最寄々々に小漁船主へ相断わり自分水主は勿論他網水主にても見聞き次第用捨なく早速行事へ申し出で評議の上一同より其の御筋へ相願ひ申し上げべく候事

(17)

一漁事これあり他網廻船の節沖合又は磯邊等にて懇意のものを呼び揚げ酒振舞い候の儀は是迄相互に差し止め置き候え共此の上は堅く相成らず候間水主共へ厳しく申し聞かせべき事

右の條と網主一同取り究め申し候上は水主共に至迄意度相守り異乱致すまじく猶又前箇條の外取締りの廉これあり候はば其の網主にて心附け時分柄の儀に付永統相成り候様厚く心掛け銘々上納屋に張り置き時と水主共へ申し聞かせべく候

後日の為一同連印仍て件の如し

慶応二寅年八月 日

不動堂村

東吉郎

金銀不用
可丁釘
不動堂村

栗生村

同 尚吉郎

表上高
酒飯生

(1)、(2)、(3)、……と番号をふってみた。
 以上三通の文書を挙げたが、便宜上掲載の順にA、B、Cと記号をつけ、さらにその中の項目について

同	同	同	同	同	同	同	同
庄右衛門	権	重右衛門	弥市	権三郎	敬之助	栄藏	栄藏

議定の内容を大別すると

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 災害時の相互扶助 | A (1) |
| 2 | 張り網の心得 | A (2)、B (3)、B (4)、B (5)、B (6) |
| 3 | 水主の雇備 | A (3)、B (7)、C (16) |
| 4 | 水揚げ及び鰯の売買 | B (8)、B (9)、B (10)、C (13) |
| 5 | 廻船時の浦例 | A (4)、A (5)、A (6)、A (7)、B (6)、C (17) |
| 6 | 網組合の運営 | A (8)、A (9)、A (10)、B (1)、B (2)、B (12) |
| 7 | その他 | B (11)、B (1)、C (2)、C (3)、C (4)、C (5)、C (6)、C (7)、C (8)、C (9)、C (10)、C (11)、C (12)、C (14)、C (15) |

のようになる。特にCの文書は、幕末不漁期の議定のためか、納屋の米、薪その他細いところまで及んでいるところを注意願いたい。

網組合そのものが何時ごろから出来ていたか、審かではないが、明治期に至って漁業会所として再生したことは疑いもない。

網組合の幾多の議定条項が、漁業会所規約に引き継がれているところを見ても明白である。

さらに発展して「漁業会」となり「漁業協同組合」に成長して行ったのである。

「入会渡世の浦」であった地曳網漁業の操業は、後年、漁業権の設定にあたり「共同漁業権」として定められ、現在に至っている。

(宮崎茂一郎)

参考文献

- 佐藤 信淵 「経済要録」一八二七年（文政一〇）
 刊行委員会 「千葉農地制度史」
 佐藤 信季 「漁村維持法」一七八〇年（安永九）
 中村茂吉口述 「九十九里浜揚繰網漁業の変遷」
 中井 信彦 「九十九里における地曳網漁業から揚繰網
 漁業への転換」

- 吉井 幸夫 「九十九里地曳網漁業第二」
 鳥羽海の博物館編 「海と人間」一九八五年一二号
 千葉 県 「千葉県漁業図解」
 山口 和雄 「九十九里舊地曳網漁業」
 千葉 県 「房総水産図誌」

第一一節 漁労法の変遷

第一項 大地曳網漁業の漁労法

はじめに

筆者の祖父が小関村八川網の賄をしていた関係で、大地曳網の漁労法については、私が祖父から聞いた話や私自身の体験を合わせると、かなり詳しく知っているが、出漁から順序よく述べたいと思うので、ここでは永田征子の『大地曳網漁業の漁労法』（本納屋網作田紋平談）を軸として進めて行く。

出 漁

波風の穏やかな風の日、早朝から沖合は番屋に詰めていて、他の船方と海の模様を眺めている。

これは海の水が澄んでいるか、濁っているか、かもめがどのように舞っているか、潮の流れがどの方向

か、いわしの群が岸近く寄って来ているか、これらを総合的に判断して、出漁を決める。

九十九里浜ではいわしの群を発見するのにつきの方法が用いられる。

① 色(いろ) いわしの大群が海面近く集まると、海面がうす赤い色になる。

② 泡(あわ) いわしが海中を移動するときに見える泡が海面に上って来る。大きな泡だと大羽いわし、

細かいとせぐろいわしである。

③ 跳ね(はね) いわしがたくさん集まると、海上にピョンピョン飛び跳ねる。普通に跳ねると、あま

り沢山集り過ぎて苦しくなり跳ねる場合とあるそうで、それを見分けるには長い経験と鋭い勘が必要で

ある。

④ 鳥(とり) かもめがいわしの群を見つけ、舞い下りる様を見て、群の存在を知る方法で「とりがけ」

ともいう。

⑤ ざなぎ 海面をいわしが泳ぎまわって細かい波が立つ。この波でいわしの群を知る。

⑥ はもんぜり いわしがはもの(ぶり、そらだがつお、くじらなど)に追われて岸の濁りに逃げこんでくる

ことをいう。はもんぜりは意外に大漁となることがある。

このほか、「おすな」といっていわしは見えないが、水の色で判断し、「いい水だ。」と出漁することもある。いずれにしても、いわしの群の発見は、その日の天候と海の状態と長年の経験が必要である。

沖合の判断で出漁に決まると、番屋に「まね」を揚げる。三、四間の杉のながら(細長丸太)の先に立蕙を巻いてしばったものである。すると「浜呼ばわり(音人ともいう)」が「ワア、ワア、ワア」と三声づつ三、

四〇間間隔で叫びながら、岡集落まで行き、出漁を知らせる。板木を叩いたり、拍子木を打つ網もある。打ち方や音色が違うのでこの網か区別できた。

まねを見たり、浜呼ばわりの声を聞くと船方達は「はだった。」(始まった)といって、船のところに集ってくる。早く来た人は袋を担いで来て、真網船の胴の間に積みこむ。

これを「袋かつぎ」といい、普通の代のほかに「袋かつぎ代(早代)」が付けられる。

それから船の前に「盤(シラともいう)」を九尺間に並べ、漁油の「漕(おり)(漕のこと)」を塗る。

やがて、片船二五名計五〇名に近い人数が集まると、艫に長丸太を船から釣り、その丸太に曳き綱を通し、長丸太には押す態勢で、綱には曳く形で人々が取り着くと、屈強な船方が二、三人表へ廻り、舳と表敷の取付部の「迂(すゑ)り(船体を押すとき、敷の底に取り付けてある堅木、二本並べてある)」に「もじり棒(松で寸のつまつた節だらけの丈夫な小丸太)」を当て、これを、声を出し調子を合わせて力いっぱい担ぐと、盤上の船の船首が横にすべるように動く。この機に押し方、曳き方が力をあわせて船を進める。

船が進むにつれて、船尾に出て来た盤を前に運んで船の進行を継続させる。継は普通、一枚を二人で差し向いに担って運ぶが、力の強い者は一人で運んでしまう。

船の進行が速いと、盤が間に合わなくなる。すると、「はやばんよ(早盤よ)」といって盤の運搬を急がせる。

膝ぐらの深さまで船が進むと、盤の運搬が困難になるので、盤の代りに「大丸太」を船底にかませて船を進める。明治期に入ると大丸太のかわりに「なげえすら(長面、堅木の分厚い材の両端に一間ぐらの綱がつ

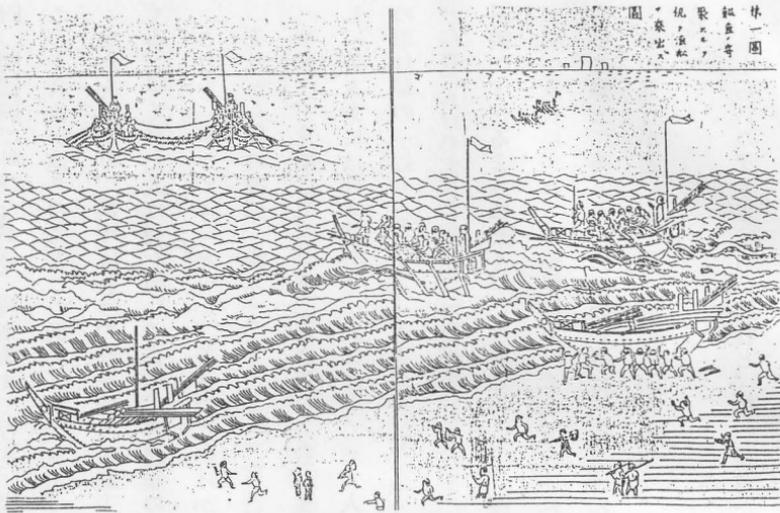


図83 鰯魚ノ寄集スルヲ視テ漁船ヲ乗り出ス図

けてあり、網の先には浮木がついている」が主に使われた。

盤や大丸太、なげえずらが間に合わないとい「おい」と声をかけて船を止めることになる。そうしないと船首が砂地に突込み(きつつあすという)あとが難作業になってしまう。

船が腰の深さに達すると船首が浮く。船頭の中で棹張りが一番先に船に乗り込み、表で棹を取って、船がいつも波と直角になるように棹を張る。

そのころには、つぎつぎに船に飛び乗る者が増え、表槽に着く者は表槽を操って槽臍なごのいれこを槽床のつく金具に合わせ、槽の腕木のつくに早緒の小口を巻いて手早やに漕ぐ用意をする。表槽には、一艇に対して三人の船方がつくこともある。

前槽、脇槽、鱸槽も同じである。波がくると槽裾なごすそを平ひらにはいけけない。波にあおられて槽臍なごがはずれるからである。

つぎに「こましょ(漕ぎましょ)」と声がかかり、表櫓は三挺が互い違いになるように「エッサ、エッサ」と声を合わせて、沖の瀬を越えるまで全力で漕ぐ。

櫓櫓を押す人は「櫓押し」といい、熟練の船頭がこれに当る。

船が出ると、番屋ではまねを降ろし、汀の盤みざわ、丸太などを片付ける。

作田家では「船方と苦楽を共にしなければならぬ」という家訓があつて、主人は船がはだつと素足になり、船が沖へ出るまで、足袋、草履を穿はくことができなかった。

張り網

船が沖の瀬を越えると、真網船の表から竿を出し、逆網船の表がこれを掴つかんで互に引き寄せると船が寄る。これを「舫もう」という。俚謡りやうに「船はすいと出て、沖の瀬で舫う。とある。

舫うと真網船は前櫓をあげ、逆網船から奥網の端を受け取り、浮子網あぼづなと沈子網いかわづなを結び、袋と網はじをからげ、美登樽をつける。これを作田本納屋網では「前櫓があがつた」といい、何時でも網が張れる状態となる。

沖合は櫓の大床おおとこの上の「たつ(立木と書く)」の所で海の様子を見ている。

やがて、いわしの群を見つけるとその進む方向に船を操る。船首を左に方向転換したいときは、沖合は「ヒカエヨ」という。櫓押しは櫓を引いび控える恰好をとる。すると船首が左へ向く。右の場合は「オサエヨ」といい、櫓を押す形で船首が右へ行く。これから、沖に向つて自分の位置から右手を「オセエ」、左手を「ヒケエ」という。

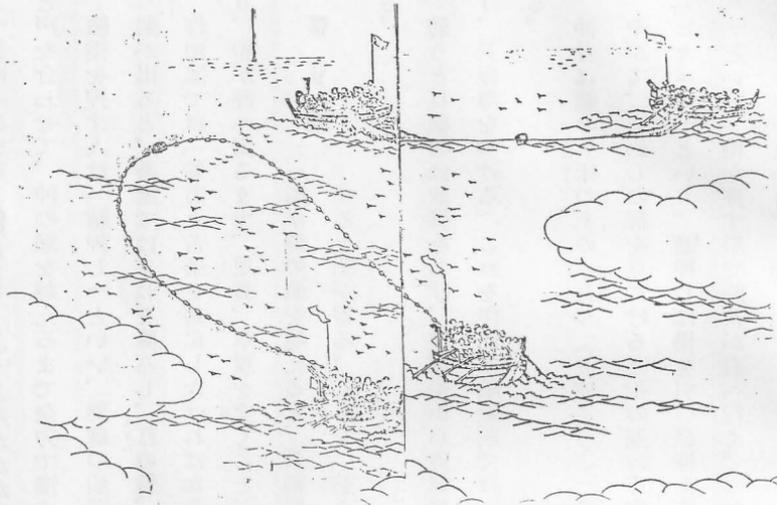


図84 網ヲ張り廻シ陸地へ曳寄ル図 『千葉県漁業図解』より

船がいわし群の先頭はなを廻まわって、群と向いあつたところで、頃合ころあひを見て沖合は合図の印を振り、「張れ」と声を出す。表では舫はつた竿を離し、鱧なまこでは袋を海中に投げ入れる。両船の舳の間は開き、鱧なまこを接するようにして、網船は左右に分かれ張り網が始まる。

番屋ではこれを見ると、再びまねをあげ、岡働きの者が浜呼はまこゑばかりをして、岡者おかものを呼びに行く。

沖ではいわしの群を包むように船を進め、奥網、中網、手網、荒手網の順に網を海に入れて行く。

荒手網は藁の「実子みこ（芯）」を細繩こづなになつて網に編んだもので、網目は七寸ぐらいあり、海中に入ると、藁実子が光り、魚が恐れて網奥へ逃げるといわれる。荒手網は古くなると「死んだ」といわれ、常に新しいものが使用される。網の投げ入れが終わるとつぎは綱である。綱は一巻きが二〇間ぐらいの長さで、「ひと巻き、ふた巻き」と数をしながらか投げ入れる。一巻きを一棒ぼう（房とも書く）とし、普通三二房、最遠で四八房

の綱を必要とした。

船は綱を入れながら、一直線に岸に向って漕ぎ帰る。

沖の瀬を過ぎて一番よぶ（瀬と畑の間の深い場所）に船が入ると、真網船、逆網船とも泳ぎの達者な若い船方が、綱のはじに結んである細引ほそびきを持って海へ飛て込む。陸に泳ぎつくと細引を手操って綱のはじを掴み、岡働きに渡す。

作田網ではこの男達が網主に「真網なん房」、「逆網なん房」と使用した綱の巻数を報告する。

このとき、既に二〇〇人ぐらいの岡者や船方の家族が腰引を手に集まっており、綱を曳き始める。

船は汀に着くと、なげえずら、盤を並べ、腰当梁でほんの出端でなに引き綱を通し、曳き方を呼んで船を「黒つかわ（間潮帯の黒く堅くしまった砂地）」まで引き揚げる。

綱 曳 き

真網と逆網の綱の長さが違う場合は、長い方に曳き手の人数を多くつけて、早く曳かせ長さが同じになるように調整する。両網の綱の長さがちぐはぐだと魚を逃がすことが多いので、曳き手の割り振りは機敏にしなければならぬ。

綱を曳き始めて一巻きとらない間に来た者達に「早代」といって早代札を渡す。後でいわしを分ける時の分余計に配られる。

綱は曳き手が互い違いになって曳く。曳き手の列の終りに年配の岡働おかどうきがいて、曳きあがってくる綱を巻きながら輪にする。

綱と綱の接ぎ目がくると、綱の巻き手は綱のはじを持って「寄っぞ」といって声をかけ、二、三〇間も、

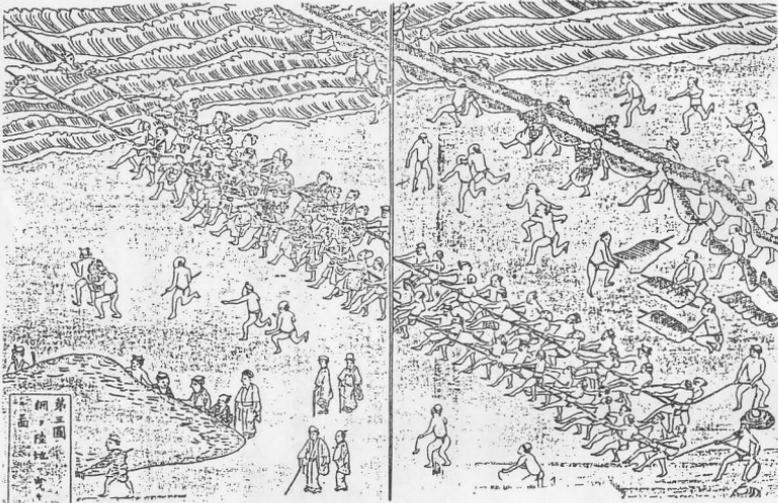


図85 網ヲ陸地ニ曳キ揚ル図 『千葉県漁業図解』より

両網の間隔を狭める。

巻きとった網は長棒を通し、二人で差し担って、海へ運び海水をかけ、砂泥の汚れを落してから船へ運ぶ。

漁模様の良い時は、胴の間に網を入れて、つぎの出魚のため網仕込みをする。

「手色（漁模様）」の悪い場合は、表の間に網を差し投げ、槽床に槽を二、三挺並べた上に、端から網をぞらして乾す。網の仕口はきちんと結んでおく。

荒手網の先、鵜の首というところにT字形の「手木」があり、「てぎ樽」という小樽がつけてある。

陸から見ると、この小樽の位置によって、真網と逆網のどちらの曳き方が遅れているか判る。

網主は沖合、中乗とともにこの小樽の釣り合いに注意しながら網を曳かせる。

もし、逆網の小樽が真網の小樽より沖にあれば、「逆網、下った。下った」といって逆網の曳き手に力

を入れさせる。

網があと四房で荒手網となるころ、女達は腰巻を短かくたくし上げ、裾短かに腰紐こしひもで結び直し、若い衆は海へ入り、網が曳き易いよう網や網を担ぐ。

網主も素足になって曳き手を元気づける。

このころから女衆は曳く呼吸と足の踏んばりにあわせて、地曳の小囃子こぼやしを唄うたい、一層力をあわせて曳く。

へ大灘だいなん沖から かもめが入り来る

いれくる鰯は 色でも泡でも

俺おれらのものだよ

まくって背負しょわせろ エー

へ二十や三十の小寄りいぢは厭いやだよ

百ときたなら

俺らのものだよ

メめてやれやー エー

へお富士のお山は 三国一だよ

本納屋の若い衆は

九十九里一だよ

仕掛けて背負しょわせろ エー

ヤッサ ヤッサ

網が曳きあげられてくると、網の巻き手は長棒を砂の上に置き、その上に網を折りたたむように置く。網のかさが一担ぎ分になると、また長棒を置いて網をのせて行く。

女衆は腰引で網を結えて、今度は後向きに曳く形で「デンヤ、デンヤ」と曳くようになる。

荒手網、手網、中網、奥網と曳きあげられてくると、「すどまわり」役の屈強な二人の若者が海へ入って袋の末端（すど、ここに円い木片がつけてあり、目印となっている）にまわり、袋中の魚の様子を確かめながら、左右に分かれてすどを持ち、早く曳けと手で合図する。

大量のいわしが入っているときは、手真似で袋口を縛れと合図する。すると数人の船方が口結びの綱（とったり）を持って袋に行き力を合わせて袋口を縛る。これを作田網では、「口を結った」といった。

袋口を結ばないと、波に叩かれていわしが出てしまうからである。

水揚 げ

魚が多い場合、袋が水際まであがると、すどまわりは大漁旗（招旗）を旗立場に立て、網主の居宅へ知らせに走る。「聞かせ人」である。聞かせ人は手拭で左腕を結び（呪であるらう）。

裸のまま網主の家へ走り込み、網主の妻に「じょう様（嬢様か）大漁だ」という。すると作田家ではじょう様（網主の妻の呼び名）は聞かせ人に、塩むすび、酒一升と祝儀（一〇〇文くらい）を与えてその労をねぎらう慣例であったという。じょう様は聞かせ人の身体についた鱗などから大漁の様子が判つたらしい。

大漁のときは、大漁旗の棹に一尺〜一尺五寸に切った端莖をまるめて横に繩で縛ったもの（ぼった）を下げる。ぼったの数が多いほど大漁である。



図86 囊中ノ魚ヲ抄ヒ砂上ニ運搬スル図

大漁旗を見ると、附の商人などが「本納屋に印が降りた」といって浜下りする。

波打際では岡者や女衆がとったりを解き、袋口を開けていわしの水揚げ（掬みとり）にかかる。よほどの大漁になると、びっしりといわしが詰っているので、袋口を開かず、袋の綴じを切って背からいわしを掬む。

袋の中へ入ってすくいだまや揚げ簀でいわしを掬み、岡者や女衆が差し担って陸へ運んで行き、賄の指示でいわしを三か所に積む。

海に近い方から「下場」、「大場」、作田網では「神の魚」他綱では「小役」の三か所である。

何度も何度も袋と場を往復して、いわしを水揚げする。その途中岡者たちが故意に横にそれていわしを盗むことを「横ぎれ」といい、これを防ぐのと、他所の人が魚を盗ったり、運搬の邪魔にならないよう、監視したり、整理することが賄以下役船方の仕事であっ

た。

作田家では水懸け役（本来は盗んだりする者を見つけた場合、海水をかけて追い払うところから来た名であろうか）が「制人棒」で制止した。

浜の盗みはその場かぎりで罪にならないところから、制人棒が折れることがたびたびあったそうである。女衆は、前に述べた腰巻を裾短かにして、紐を結び直したとき、腰巻が袋状になるので、いわしを運びながらその中に混り物のあじ、さば、かますなどを盗み取って入れ、家に持ち帰って菜にした。

いわしの 神の魚は初いわしといって、袋から最初に掬み取ったいわしで、神様への灯明料となる。

配分 神の魚は、二、三割安い相場で帳元がとり、網主の収入となる。

だから、神の魚の場をつくとき、あまりその量が多いと、船方から「多い」と苦情が出ることもある。

大場は商人などに売るいわしで、いわしを台形状に積みあげ、一間を三歩で測り（あごで測るといふ）、横の間、縦の間、厚さ何尺とその量をはかる。横一間、縦一間、厚さ一尺（約一立方メートル）で干鰯一〇俵できるとされていることから、網主と商人の代表である帳元の間で相場をし、全体の金額を決める。

大場のいわしを挟んで陸側に網主、海側に帳元が向い合って、「もっと買え」とか、「少しまけてくれ」とかの交渉があつて、最終的に両者が合意すると、「シャン、シャン」と手打ちをして成立する。

他村の浦で水揚げしたときは、浦例によって大場いわしの四分一量とか、半量とかをその村の商人に売ることになるが、ここでは、自村の浦で水揚げしたいわしの分配を見ることにする。

まず、大場に居合わせた附の商人（一網三〇〜五〇人）を四〜五のグループに分け、大場のいわしをグルー

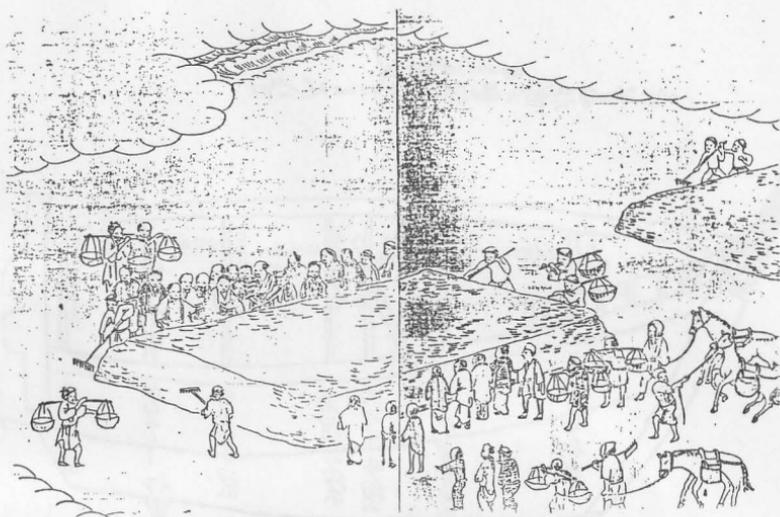


図87 生鰯ヲ売買スル図

ブの数に大分けする。つぎにグループの商人数にあわせて、等量のいわしの山をつくる。であるから、表記上では四分の一、一二人取とか五分一、一〇人取ということになる。

そのいわしの山に一、二、三と順をつけ、砂の上に大きな円を書き、円周の上に商人を立ててその位置に印をつけさせる。ついで中の一人がいわしを一尾とり、「いくら」といって数を尋ねる。かりに「三五」ということになる、円の中央で、いわしを宙に投げ、落ちたいわしの頭の指す方の商人の印から一、二、三、と三五を数えたところの商人から順にいわしの山を取る。大場全体のいわしが五〇両で、五分の一を一〇人で分けたとすると、商人一人の水魚金は一両ということになる。

下場のいわしは、早代などの「役いわし」岡者に与える「岡者いわし」、船方、女衆にやる「菜いわし」に分けられる。

こうして漁況の良い日は、五番も六番も網を張ることもあるし、また一番川（一番網の略称。以下同じ）が少漁で、後の漁が望めない場合は、網干しとなる。網干しは網を白砂の上まで担いで長くのし、浮子網と沈子網をもって強く張り拡げる。船は陸上の定位置まで揚げておく。網が半乾きになったとき、網布をはたいて刺しいわしを取る。夕方、乾いた網をまとめ、棒で担いで、網、網を仕込む。その上に夜露や雨に濡れないように、藁で蔽い（羽を切るといふ）、その日の漁事が終る。二番川、三番川で終了する時も同様である。袋は岡者や女衆が専用の干場（いかば）へ乾し、乾けば夕方とりこんで袋納屋に運び入れる。

（宮崎茂一郎）

参考文献

永田 征子 大地曳網漁業の漁撈法（本納屋網作田紋平談）

第二項 その他の漁労法

小漁船漁業 この地方における小漁船漁業がいつごろから行われて来たか、定かではないが、文部省国
の概観 文学史料館蔵、粟生村篠崎家文書の『願い書』に

「小漁船の儀は五、六〇年いざ已前は小浜（現大原町）辺より当浦へ廻り……（中略）……追々地船造り立て右稼仕り候者次第に多分に相成り……（略）……」

とあり、この文書が一八〇六年（文化三）八月のことから、およそ一七五〇年代（宝暦ごろ）と推定されている。

地方文書に小漁船漁業について、多く散見するのは『地曳網水魚帳』で、たとえば「繩船えさに売り百五十文」のように、餌えさいわしとして繩船に売った記事である。

つぎに多いのが、船方の雇備関係のもので、地曳網主と小漁船主とのいざこざについての『網議定書』のような文書である。また一八〇四年（化政期）に入って、異国船が日本近海に出没するようになると、第一発見者として小漁船が文書に現われる。

「粟生村彦左エ門所持の船に水主同村源八郎の外、相州三浦郡小坪村八五郎、治郎七、亀治郎と申す者四人乗組み…（以下略）
一八二五年（文政八）三月、小倉伝兵衛家文書

のように、このころから三浦半島から渡来し、九十九里浦で小漁船稼ぎをする者が急増しはじめ、そのまま居ついてしまった者の後裔こうえいが現に九十九里町に居住している。

鈴木九一家文書一八七三年（明治六）の『地曳網主歎願書』にも「房州天津辺、相模国の内三浦辺より小繩漁に事馴なれ候者を雇い入れ…（中略）…凡そ廿ヶ年前より土地の者も乗組せ候」と小漁船と三浦出身者

について記している。

しかし、いずれも断片的で、小漁船漁業の一面のみを窺い知るだけで、概観を掴み得る資料はない。

隻数について前掲文書の異国船防禦ぎょぎょの手配りのなかに、地引船に小漁船を配置しているが、これを村別にすると表98となる。

表98 1825（文政8）
小漁船数調

村名	小漁船数
西ノ村	3
藤下村	2
貝塚村	2
栗生村	2
片貝村	25

より文書家衛兵倉小
表作村田

飯高家文書の『船老人前書上帳』年代不明だが、内容から見て明治初年（一八七〇）ごろと思われる。この中から小漁船について抜き書きしよう。

「船老人前書上帳	第八大区壱小区山辺郡粟生邸
一小漁船	壱艘 長式 間 持主 長嶋 市五郎
一小漁船	壱艘 長式 間五寸 同 戸 邨 平吉
一小漁船	壱艘 長式 間壱寸 同 篠崎 佐吉
一小漁船	同 松本 福松

とあり、明治初期には四艘に増加している。

これは改良揚繰網が実用化されるまでの間、地曳網の不漁、衰退に起因するものであろう。

このように、化政期に増加した小漁船は、その後も着実に数を増し、鈴木九一家文書によれば、真亀、不動堂、西野、細屋敷、粟生、片貝、田中新生、小関、作田の一〇か村の小漁船業者が一八四六年（弘化三）、共通利害について初めて議定するに至り、ついで一八五〇年（嘉永三）、一八五一年（嘉永四）、一八五四年（嘉永七）と相次いで議定調印している。

この中で特に注目すべきは船方の給金に関する条項で、例えば嘉永三年の議定書には、

- 「一、水主給金の儀はその職々一同相談の上、甲乙なく差し出し申すべき事
一、水主給金取り極めの外、余分一切差し出し申まじき事

とあって、地曳網水主が漁獲量に応じた歩合給であるのに対して、小漁船水主は、一職毎の固定給制であ

る。これは極めて重要である。

漁獲した鮮魚は主に江戸の生魚問屋に送られたから、当然漁期の始めに必要な仕込金が、荷を抵^{かた}当^たにした問屋からの借入れとなる訳だが、この問題でも、小漁船主は共同して一定条件を定め、問屋側に対抗した。

例えば嘉永四年十一月に一ヶ村三五人の小漁船業者と江戸、寒川^{さむかわ}、登戸^{のぶと}の運送宿、和泉村の運送仲次、

および江戸の生魚問屋の三者が締結した議定書（鈴木九一家文書『議定連印書』）には、仕入金は一艘二五兩と定め借用証文に組判頭が加印して九月二五日までに借り入れ、一〇月一日以降「翌年五月五日までの送荷魚代金のうちから、一籠^{ひとかご}につき一〇〇文宛を問屋の許に積み立てて返済に充て、未返済分は次期の仕入金から差し引くことになっていた。

このほかの条文を挙げると、

「一和泉村仲次駄賃老籠に付式文直下げ同村一同故障これなく取り極め候事

一登戸村寒川村へ船積賃老籠に付式文直下げ船元一同故障なく取り極め致し候事

一生荷物の義地売隠売一切致さず仕入問屋へ正路に積み送り申すべき事

一魚商人の義は作田村三人小関新開式人新生村二人片貝村六人粟生村真亀村三人右拾六人相立て尤も時の行事より手

札相渡し申すべく候事

一手札これなき商人へ魚荷物一切売り申まじき事

一道中荷不足の義はその馬駄賃留め置き申すべく候事

一船仲間相除き候者の荷物地馬附け合いは勿論船積合いなど一切致まじき旨登戸寒川両村運送宿立合取り極め致し候事

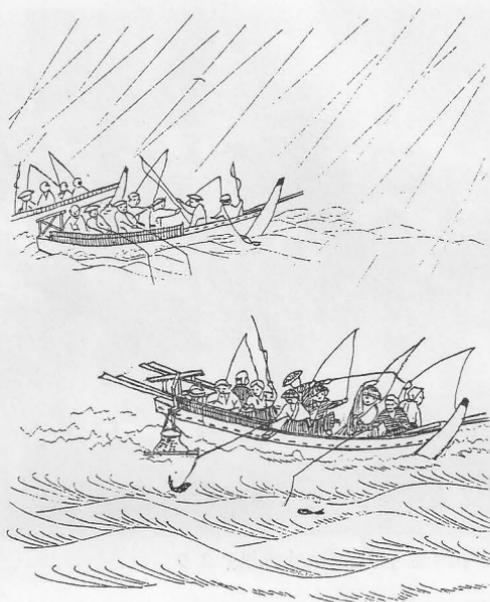


図89 鰹釣の図『千葉県漁業図解』より 田村写図

一 議定相背き船株取り揚げ候節はその掛り問屋へ懸け合いの上右船売り拂い代金問屋方仕入金の内へ相渡すべき筋に候はば仲間一同立ち合ひ八月限り売り拂い代金相渡し申すべく候萬一その節買入これなく候はば代金見積り九月仕入金の内にて返済致し申すべく候事

かつおの

『千葉県漁業図解第三卷』によれば、

一本釣

「鰹漁ハ房総三砦さんしゅうノ外洋ニ於テハ総すべテ此漁ヲ営マサルハナク就中安房ノ各浦上総ノ夷隅浦等ハ最モ盛シニシテ九拾九里濱銚子港等之レニアク

とあつて、かつお漁が九十九里浜一帯で盛んに行われていたと述べている。さらに「……(略)……釣漁多ク

シテ網漁ハ稀ナリトス……」から見ると、その多くが釣漁、すなわち一本釣漁業であったようである。漁期は四、五月ごろから一〇月末まで、天気がよく風が吹いて海の色が青緑色になると「鰹潮かつおしほ」といって大漁の兆しほとされたという。また同書に

「漁法ハ小船せうせん若クハ竹簀たけすい等ヲ以テ波除ケヲ設ケ漁夫拾四五人乗組船ニハ鰹魚ノ餌トナルベキ生鰹ヲ貯フ鰹魚ハ必ラズ生餌ヲ用フルモノ故船中ノ一方ナル舷ニ添ヒテ方形ノ飼餌器しじきヲ設ケ船舷ヨリ小穴ヲ穿チ絶ヘズ潮水ヲ疏通シテ鰹魚ヲ生畜シ陸地ヲ距ル通常拾八九町若クハ三四



写15 鯉魚漁 中西薬局発行『九十九里』より

里乃至十二三里内外ノ沖ニ漕出シ魚群ノ撥刺タルヲ認めレバ船長ハ直チニ令ヲ下シテ帆ヲ下ロシ先ヅ海中ニ糠蝦ヲ撒布スレバ鯉魚ハ之レヲ喰ハントシテ船近ク蝟集シ来ル次ニ亦生鯉ヲ取テ放散スレバ魚ハ倍々踊り集リ其餌ヲ争ヒ喰フヲ見テ凡式丈許ノ釣棹ニ糸ト鉤トヲ付ケ生鯉ノ死セサル様鯉ノ背鱗或ハ尾端等ヲ鉤ノ鐵ニ刺シ之レヲ水中ニ投ジテ釣獲ス日霽風軟ニシテ海貼スルノトキハ鉤影殊ニ明晰ナルヲ以テ為メニ餌ニ付カズ故ニ方言カイヘテト唱スル杓子状ノモノ又藁ヲ竹竿ノ先ニ束ネタルタワシ状ノモノヲ杯ヲ以テ頻リニ海水ヲ攪乱シテ飛沫ヲ鉤ニ濺キ以テ驟雨ノ到ル状ヲナシ縋糸鉤影ヲシテ鯉魚ニ悟ラサラシム斯クスルトキハ果シテ之レヲ追ヒ来リテ乍チ餌ヲ食フヲ以テ速ニ之レヲ釣獲シ得ルナリ故ニ風雨ノ時ノ如キハ此態ノ所作ヲ為サズシテ能ク漁撈シ得ルト云フ此際ニハ漁夫ハ暫クモ猶豫ノ暇ナク引キ上ケタテ一顧ニ数拾尾ヲ獲ル実ニ瞬息ノ間ニアリ又一法ニ魚ノ多ク群集スルトキハ長サ老丈ニ三尺ノ竹竿ニ三尺許ノ糸ヲ垂レ牛角若クハ羚羊等ノ角ト魚皮トヲ以テ鳥賊ノ形チニ擬造シタルモノノ尾端ニ鉤ヲ結ヒ付ケ之レヲ以テ海面ヲ左右ニ運転シ或ハ飛游シ或ハ唼鳴スルノ状ヲ為セバ鯉魚ハ之レヲ鳥賊ナリトシ忽チ海底ヨリ踊り出テ之レヲ喰ム漁夫ハ魚ノ鉤ヲ含ムヤ否迅速ニ竿ヲ揚ケ船へ捕リ入ルナリ此際若シ魚ノ船舷ニ触ルレバ為メニ魚ハ鉤ニ別レ水中ニ踊脱スルヲ以テ竿ヲ揚ルハ所謂手練ニアリ故ニ其漁夫ノ工拙ニ

天時によく釣れたようで、しばしば遭難事故が発生した。特に一九二三年（大正一二）八月に発生した遭難事故は最大で、いわゆる「十五夜^{じゅうご}」の事故として語り伝えられている。

『千葉県海上郡誌』に「鯉漁も亦古くより行はる。一六四六年（正保三）紀州須原の漁人來りて營み、其明年広村、湯浅村等の漁人來りて釣職をなし、春來りて十月頃帰国せりと云ふ。……（中略）……寛文延宝（一六六一）の頃に至りては鯉船の數四十艘乃至五〇艘に達せり、一六九一年（元祿四）七月二十二日颶風^{ぐわふう}の爲に、鯉船漁夫の死するもの四百四人ありと、以つて如何に此の業の旺盛なりしか知るに足るべし。」とあつて、この地方にかつお漁が渡來したと記述されているが、四〇四人人もの犠牲者を出した事実をとらえて、斯業旺盛なりといっている部分は納得できない。

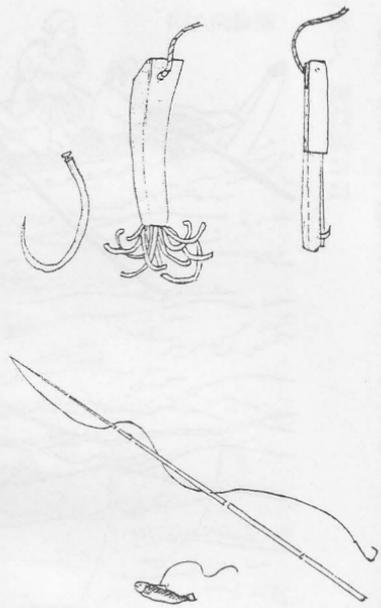


図90 釣竿と糸、鉤擬餌鉤、鉤 田村写真

ヨリ収獲ニ著シキ多少アリト云フ又鯉魚ノ群ヲナシ遠ク餌ヲ逐ツテ勇進シ來ルトキハ勢ニツレ自ヲ躍ツテ船中ニ飛入ル其勢頗ル活潑ニンテ人力ヲ以テ防グベカラズ群集甚シキニ至テハ殆ンド漁船ヲシテ沈圧セシムルコト往々アルヲ以テ斯カルトキハ漁人ハ遙ニ進路ヲ窺ヒ急ニ舷ヲ他ニ漕キ避ルコトアリト云フ

白髪三千丈的な記述もあるが、一読すれば大略^{おおよそ}お判りと思う。

文中にあるように多少の雨風があり、荒

とあり、鯛釣繩には

「棟繩ハ麻糸ヲ以テ太サ三分余長サ大略三百尋ヲ以テ一鉢トシ八尋毎ニヤマト唱スル細糸ヲ結び下ゲヤマハ太サ壹分余

鯛繩漁之図

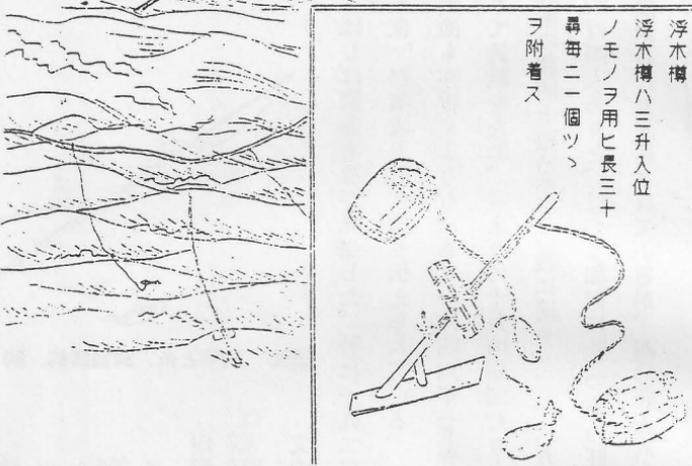


図91 『千葉県漁業図解』より

それほど危険極らないものであることの証左であろう。

延繩漁 『千葉県漁業図解』に、

「鯛繩漁業ハ上総下総ノ外海及ヒ安房沿海ニ多シトス漁期ハ三、四月ノ候ニシテ漁法ハ小漁船一艘ニ漁夫五人乗組陸地ヲ距ルコト大略四五里ノ処ニ於テ方言棟繩なわと称する二百四十尋若クハ三百尋許ノ繩ニ俗ニヤマト唱スル細糸ヲ垂レ此糸ノ先ニ鉄鈎ヲ附ス又棟繩ニハ数個ノ錘石おもりヲ附シ且繩ノ両端ニハ浮樽ヲ附シテ浮標ニ代用ス餌ハ烏賊、小鰈おひら、穴蝦あな、飯章魚、鰯等ヲ用フレドモ重モノ使用スルモノハ鰯ナリ而シテ一時間毎ニ引揚ケ魚ヲ捕獲ス

と述べている。

長五尋許ナリ釣鉞ハ鉄ヲ以テ製シ長凡杓分五厘ナリ、錘石ハ目方百目ヨリ百五十目位ノモノヲ用フ

本町にも、鯛延繩漁船が多くあったと見え、明治・大正期にはもっぱら内湾産の「ユ」を餌にしていたよ

繩鉞ヲ積置ネタル図

角形ヒネリ鉤

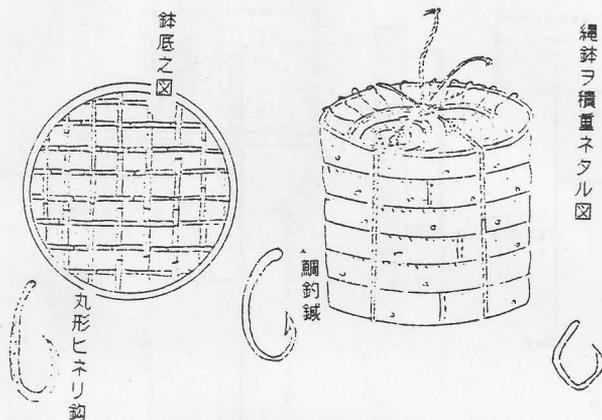


図92 『千葉県漁業図解』より

うで、九十九里産の「芝えび」も使われていた。古語に「さかの風（陸から吹く風）は繩船殺し、寒川のユ担ぎ（ユを餌にする）仕事にならぬ。」とあり、この風が吹くと、延繩漁船が出漁しないので、千葉の寒川から鯛の餌になる「ユ」を運んで商売にしていた「ユかつぎ」が仕事にならないという意である。漁獲物は鯛、ひらめ、ほうぼう、鮫、ふぐなどであった。これらの魚は「テレン籠」という竹製の小判形をした底の浅い籠に入れ、馬につけて寒川などの船宿に送り、そこから押送り船で江戸に送った。

鮮魚の出荷については、別項でも述べるので詳細は省くことにする。

小漁船は別名「雑漁船」と呼ばれるように季節によって漁法を変えた。例えば、寒の内から三、四月まで鯛漁をし、それから九月一杯はかつお釣り、それから寒までは立場釣（たてばつり）といってま

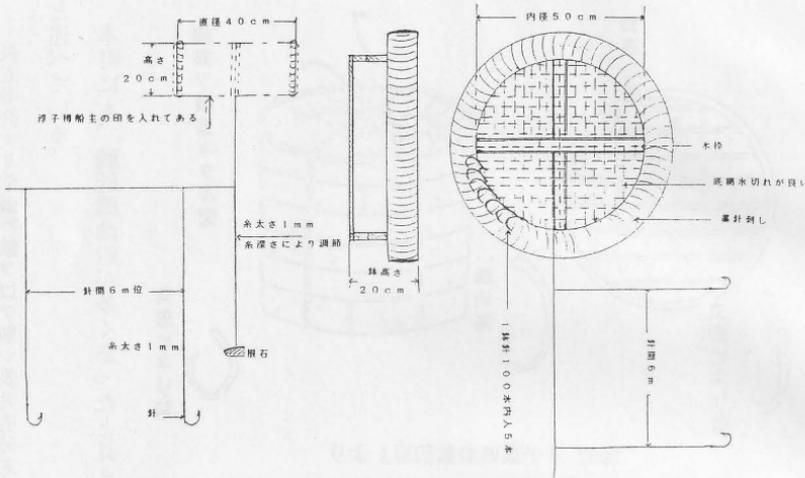


図93 延縄漁法（延縄図）鈴木銀市作図

- 1 鉢入系長 1 km 以上針 85 本 ~ 100 本船主に依り作り方が異り
- 1 隻につき 5 鉢 ~ 10 鉢針は鉢の廻りの藁枠に刺す

ぐる漁をする。このほかいろいろな漁法の組み合わせがあった。

また、前述したように小漁船漁夫は、原則として固定給であったが、「代分」といって歩合を払う場合もあった。

代分は水魚金から入目（必要経費）を引き、残りを船主四、漁夫六の割合で分ける。漁夫の取り分を代の数で割って漁夫一人、一人の歩合金を出す。

漁具は船によって多少差異があり、片貝松井源七船ではヤマ糸は長さ三尺位で、三尋おきであったという。

図 93 は昭和期の延縄の漁具の図である。

江戸期、縄船にかかる貢租としては、船役と運上がある。

船役は、年一艘につきいくらと地頭へ上納するものだが、縄船の場合、運上はまとめて幕府勘定方に上納されたようである。

繩船連上について一八三六年(天保七)申七月の小川家文書があるので資料として掲げておく。

「 恐れながら書附をもつて願ひ上げ奉り候

御料私領入会上総国九拾九里浜沖漁繩船その外御連上上納請負人阿部大学知行所同国夷隅郡長者町願人名主金七御領私領入会同国九拾九里浜の内繩船主惣代本間十右衛門知行所同国山辺郡片貝村願人と兵衛外一人一同申上げ奉り候私共儀數年來繩船渡世仕來り候処近年不漁打ち続き就中昨今は漁業類なく濱方一統難儀窮迫に及び恐れながら御納屋御用差支えの程も斗り難き儀と存じ奉り候一鉢繩船の儀は老艘に付人数五人乘にて繩船好者うしやの者共相撰あひらび漁業仕來り候故村方のものみにては稼方出来がたく候処房相兩國そのほか漁師共のうち荒海乗り馴れ罷り在り候もの共居浦漁業手透きの節は当浦方へ出稼に罷り越し候に付、相對にて相雇い繩船へ乗り組ませ候義往古よりの仕來りに御座候処近年宜しからざる風儀に相成り雇入れ候漁師共給金前貸相渡し引き越し間なく逃げ去り又は半ば相勤め雇入日限だけ相勤めず逃げ去り行衛相知れざる者多分にこれありその上喧嘩口論腕立等相好み候もの少からず平日竹鏈木刀など隠し持ち候儀もこれあり船主共心配仕種と取締方教諭など仕り候へども兎角相止み難く左候とも左のもの共相雇い申さず候ては渡世向差し支え候は眼前に付是非なくこれ迄はその儘に致置き餘儀なく金子又ぞろ才覚仕り外とより抱入れ給金貸渡し相稼させ候え共この上際限ござなく據なく休船仕り候はか御座なく候既に古來は九十九里浦の惣体にて繩船九拾艘余もこれあり候処追々船數相減じ當時は漸く六拾一艘ならでは御座なく右様繩船一統相衰へ候儀は全く抱入れ候漁師共度々逃げ去り多分損毛仕り喧嘩口論など仕出し船主の物入少からず自然と船數相減じ連も繩船漁業永続相成がたく存じ奉り候左候えば第一御納屋御用筋御差支えにも相成り且又繩船の儀は御城米廻船難破船の節は早速引船掛ヶ船等々御用をも相勤め尤も同浦と地曳網その外魚漁船も御座候え共右曳船掛船などの働きははか船にては相引わす繩船に相限り候義にて繩船數相減候えば右の御用をも相勤まらず且又御差支えの程も斗りがたく存じ奉り候且又御連上御上納の儀も追々減永願ひ上げ奉り候はか御座なく候成り行き恐れながら御益筋にも相拘り私供儀右躰に相成り候ては必至の難渋片時も忘れがたく悲歎罷り在り候間當御役所様へ御連上御上納奉り候儀に付右繩船不取締の儀幾重にも御仕法成し下され永続仕りたく願ひ上げ奉り候一鉢繩船漁師共抱入れ候は遠国の者抱入れ候事故素より人主受入などもござなく無証文にて給金貸渡し尤も往古より右躰の仕來りにて相抱え候へ共先年は逃げ去り候ものも決して

御座なく無事に働き候処近来人氣悪しく相成り兎角逃げ去り行衛相知ず候もの多分にこれあり又は逃げ去らず相働き罷り在り候もの共も前書申し上げ候通り兎角喧嘩口論腕立等を表に立て候風儀に相成り竹鍵木刀など隠し持などいたし候儀追々増長仕り候え共平日荒海自在に乗廻し候種の強勢のもの共に付船主の申し聞かせをも聞き入れざる儀数多これあり地曳網抱水主共儀も近来風儀宜からず船主共渡世向難儀に罷り在り候処近頃は関八州御取締様方御廻村の節は右地曳網水主共御召出し御調べ成し下され候故追々水主共人氣相直り当時は殊の外取締方宜しく渡世も虫クイ相成り候故近頃は地曳網渡世相始め候者追々これあり格別船数も相増し候儀に存じ奉り候依つて繩船の儀も右地曳網同様御憐愍を以つて御取締方御仕法成し下され候はば自然と風儀相直り取締方宜しく相成り候は曆然の義と存じ奉り候既に水戸様御領分磯の濱小漁船の儀も同様遠国より漁師共相雇ひ候故種々不埒のものこれあり候処御領主様より御制度厳しく仰せ付けられ候故今虫クイ儀余程相直り候由既に先頃中右虫クイ逃げ去り候ものこれあり九拾九里浜へ罷り越し彼地より逃げ参り候義は押し隠し同浜にて相雇われ漁業稼罷り在り候磯浜へ相知れ候えば水戸様御役人中様御出役直に御召捕りに相成り繩付の儘にて御召虫クイ濱にて貸し渡し候給金だけ相勤めさせ候虫クイ取締御座候由度と承り及び罷り在り候右の次第に付私共濱方繩船抱入れ候漁師共義も不取締にて渡世難波の次第聞召し訳けされられ御取締御仕法成し下し置かれ候えは抱入れ候漁師共悪しき風儀も虫クイ相直り渡世十分ニ相成り申すべにと存じ奉り候且つ往古よりの仕来りとは申しながら受入人主なども取極ず候てそのもの申し口ばかりにて抱入れ又は雇入れ候故逃げ隠れ候義もこれあり候虫クイ付此義は追々急度相改め候心底虫クイ在り候え共当時悪しき風儀増長仕り居り候最中改め立て仕り候ては強勢のもの共右様の儀仕出すべくも斗り難く存じ奉り候間御取締方成し下され水主共人氣風儀相当り候上にて夫と受入等取極め申し度存じ奉り候左候えは繩船渡世永統仕御城米用船難破船等の節引船掛り船等の御用並に繩船御連上の義もお差支えござなく猶又私共始め江戸問屋共に至迄一同相助り申すべく段虫クイ冥加みょうか至極有難き仕合わせに存じ奉り候、右の趣義重にも御仁恵を以て房相州そのの外の内より抱入れ候漁師共正路に相勤の村とは勿論都て浜方一同取締宜しく相成り候様御趣意仰せ付けさせられ下し置れ繩船無事丈夫に渡世永統相成り候様何卒御慈悲の御沙汰下し置かれ候様偏に願い上げ奉り候 以上

天保七申年七月

御領 入 會

上総国九十九里濱

沖漁繩船その外運上上納受負人

阿部大学知行所

同国夷隅郡長者町

願人 名主 金 七

御料 入 會

同国九十九里濱ノ内

繩船主惣代

本間十右衛門知行所

同国山邊郡片貝村

百姓 與 兵 衛

長谷川平蔵知行所

同国同郡同村

同 安 五 郎

森 覚蔵様

御役所

前書の通り森覚蔵様御役所へ差上げ申す處相違御座なく候 以上

天保七申年 七月

御領分

上総国山邊郡片貝村

繩船惣代 惣 四 郎

差添名主 藤 左 衛 門

多古

御役所様

(1) 御納屋御用 幕府看役所御用

(2) 居浦 自分の浦

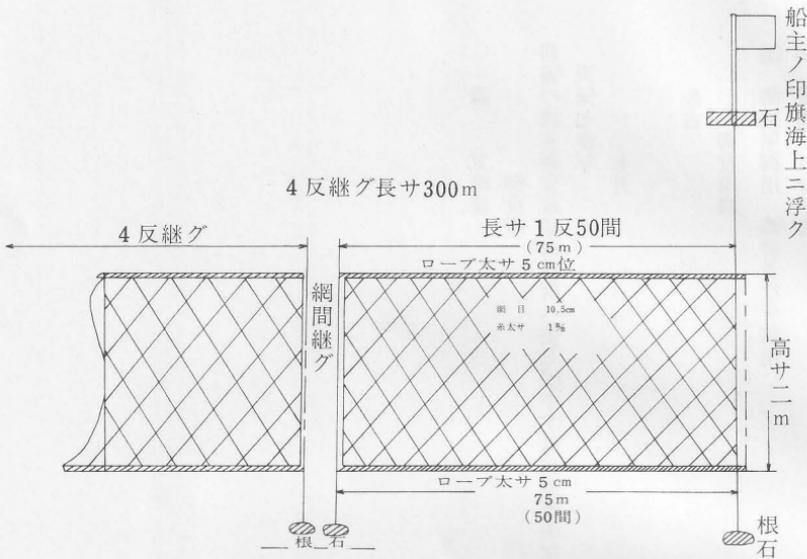


図94 建網図

鈴木銀市作図

建網漁と 建網、コロ網ともに網を海中に
コロ網漁 長く、魚道を遮るように張り魚
族を獲る漁法で、底刺し網の類である。

船橋市立図書館所蔵の『千葉県小関漁業会所日記』に建網とコロ網の網目についての記述がある。

「 始末書

千葉県小関漁業会所頭取

甲賀秀実代理

濱野俱廣

右申し上げ候九十九里浦に於てコロ網と相唱え候張網の義は如何なる種類の網を指し候やの旨お尋ねに付左に申し上げます

一此の儀九十九里浦に於てコロ網と唱え候鮫網の義二種これあり候その一は網の目数十八にてその一は七ツこれあり、然るを漁民共に於ては右目数十八これあり候を建網と相唱え、七ツこれあり候をコロ網と相唱え候え共なお漁業会所並に地曳網主に於ては前条二種の鮫網を総てコロ網と相唱候義にこれあり候、右御尋ねに付此段始末書をもつて

申し上げ候 以上
（二八七七）
明治十年九月十八日

右漁業会所頭取

甲賀秀実代理

濱野 俱 廣

千葉県

本納警察署御中

建網、コロ網の漁期については、地曳網との競合から七、八、九の三ヶ月間に限定されていたようで、漁業会所設立後においても地曳網主の発言力がいかに強大であったか、窺い知ることができよう。

前記『千葉県小関漁業会所日誌』より、

「 十月三十日快晴

一左の通り郡役所より達し書これあり候旨袴田小作殿より申し聞され候

達第七号

沿海村々

戸 長

コロ網建網の儀は七八九三ヶ月の外営業兼て禁止せられ候處漁業会所より巡回該網封印取り計い候際或いは所持の者隠蔽致し置き、后日隠れ張営業候者往々これある趣相聞え畢に犯則に陥り候者なきを保せず甚だ不都合の義に候条自今心得違の者これなき様営業人共へ洩れなく懇諭致すべく候
此の旨相達し候事

（二八七九）
明治十二年十月五日

千葉県山辺郡長 武射 宮崎 直 候

さらに小松原家文書から、小関納屋のコロ網営業者を掲載したものを参考して掲げる。

「(表紙) コロ網御受書

山辺郡小関村

コロ網の儀に付御受書

右はコロ網漁業の儀当分七八九三ヶ月の間御差し許し相成りその余はコロ網を用いず従前の通り漁業致すべき旨明治
七(七四)年三月中仰せ出でられ候銘と承知畏み奉り候處右期月の外を相稼ぎ候趣御聴に入り鰯漁の大妨礙と相成り濱方一般
衰微を醸し候様嵩ねて今般御敵達に相成り重と拝承奉り已来は御規則期月の外右コロ網漁業仕らず候間依て一同御受
差上げ奉り候 以上

但し 長サ式拾間

幅五尺余

明治八年三月廿日

第八大区二小区

山辺郡小関村

小漁船コロ網持主

- 一 八反 山口 傳四郎 印
- 一 五反 野間 喜太郎 印
- 一 八反 長谷川清左衛門 印
- 一 六反 //
- 一 六反 久太郎 印
- 一 六反 篠崎 甚七 印
- 一 七反 松浦 乙平 印
- 一 拾貳反 中村 利吉 印
- 一 六反 中村 豊吉 印
- 一 五反 板倉 直吉 印
- 一 六反 篠寄 丈治郎 印

一 拾三反	小野田 幸吉 印
一 五反	高橋 実藏 印
一 八反	山口 富藏 印
一 七反	山本 甚七 印
一 七反	鈴木 萬之助 印
一 六反	野間 伊三郎 印
一 六反	板倉 清次郎 印
一 七反	市原 巳之吉 印
一 拾六反	中村 亀吉 印
一 拾反	古川 長右衛門 印
一 八反	野間 要藏 印
一 六反	市原 金重郎 印
一 四反	酒井 市松 印

メ 式拾三人

右村用掛

小松原五郎左衛門

千葉県令 柴原 和殿

これを見ると小関納屋だけで二三人のコロ網業者がいたわけで、浦付の村々には相当数の建網、コロ網業者がいたと推測される。

一反の網の長さ二〇間、巾五尺余とあるが、筆者の承知している建網（昭和に入ってからになる）は、船主をいれ四人ぐらいの寄り合いで、他の三人は船代ふなしろを出す。一反の網は長さ七五メートル、巾二メートル、網目一〇・五ミリ、糸の太さ一ミリで一人四反とされていた。

建網漁は午后三時ごろ出漁して網を張り、翌朝暗いうちに船を出し網を持ち帰る。網にからまった魚類をはずして仲買人に売る。主に星鮫ほしざめ、こち、かにが多かった。網が破損することもあり、急いで補修して午後の出漁に間に合わせる。

広大な海でも多数の建網船が出漁するので、しばしば喧嘩、口論があり、俗に建網を喧嘩網と呼んだほどである。

貝 巻 漁

貝巻漁には、船掻ふなかきと手掻てかきがあるが、いつごろから行われて来たか定か

ではない。しかし、古くから広く九十九里浜一円で行われて来たことは事実である。

九十九里浦の貝巻漁で獲れる貝類は主に図95が量的に多い。

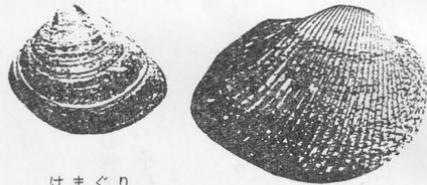
飯高家文書一七七五年(安永四)末正月の『村諸入用帳』に

「 三月三日

一百四文 四ツさし

六串ツ、蛤かきさし連十連平山様へ節供進物北弥兵衛に渡す

とあり、このはまぐりがどのようなようにして獲られたものか判らないが、はまぐりはまぐり剥むき身みを竹串たけぐしに刺し、それを



はまぐり

あかがい (ちがい)



だんべいきしゃご (ながらみ)

図95 貝巻漁で獲れる貝類
保育社版『標準原色図鑑全集3貝』より



図96-1 貝巻漁『千葉県漁業図解』より

繩で連にして乾したものが贈答用として珍重されていたことが判る。

『千葉県漁業図解第三卷』に

「 外海貝巻漁

外海の貝巻漁ハ上総九十九里浦等ニ多シ此ノ漁業ハ年中季節ニ論ゼズ風波平穩ナル日蛤貝等ヲ捕獲スルナリ器具ハ内湾ニ使用スルモノト形状略似タル具ニシテ漁法ハ漁船壹艘ニ水主五人程乗組ミ沖合或ハ磯近キ処ニテ此器械ニ麻製ノ囊ヲ添付シ之レニ綱ヲ付シ海ニ投シ舩中ニ於テ轆轤ヲ以テ卷ク事主猶内湾ノ器具使用法ニ異ナルコトナシ馬把まがハ二種アリテ一ハ沖馬鍬ト唱シ梭まがノ長サ五尺一寸以下爪ハ長サ一尺五寸以下ニシテ爪數ニ拾本以内アリ専ラ大蛤ヲ捕獲スルニ用ヒ海岸ヲ距ルコト二里内外ノ沖合ニ於テ使用シ一ヲ高卷馬鍬ト云ヒ梭ノ長サ四尺三寸以下爪ハ長サ壹尺壹寸以下ニシテ爪數三十本以内ノモノナリ之レハ中蛤ヲ採捕スルニ用ヒ

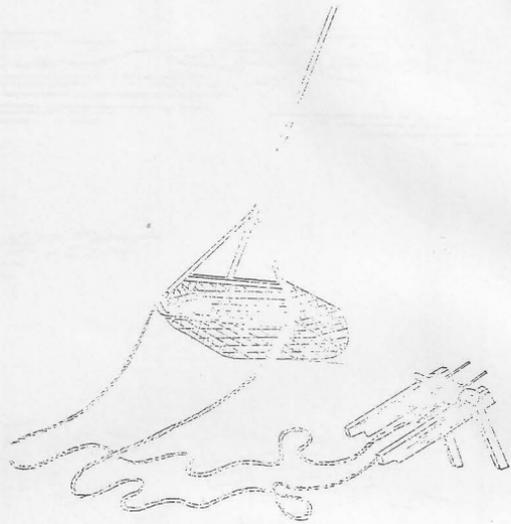


図96-2 『千葉県漁業図解』より

磯際ヨリ凡百間内外深サ尅丈ノ海面ニ於テ漁業ス
との記述がある。

図97は昭和期の貝巻船である。これを方言では「マ
キ船」という。

図では貝を搔く道具(マンガ)を大きく画いてあるの
で注意願いたい。

貝巻漁法 (別名ヤイトコ掛け声から取った呼び名にて方言)

船は風の方向にして「マンガ」交互に上げる

漁夫 5人

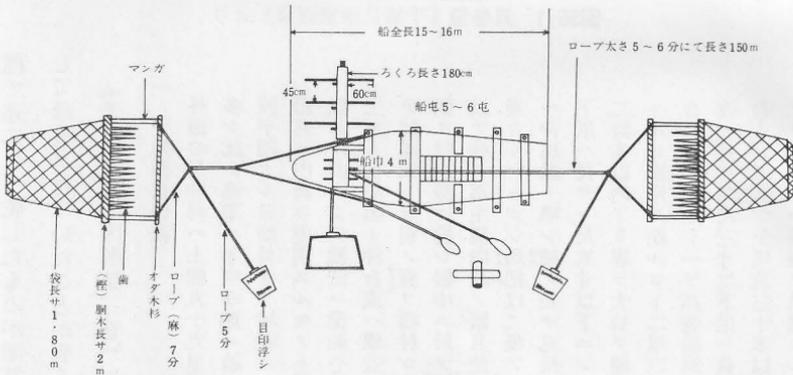


図97 貝巻き漁具

鈴木銀市作図



図98 手掻き貝巻漁『千葉県漁業図解』より

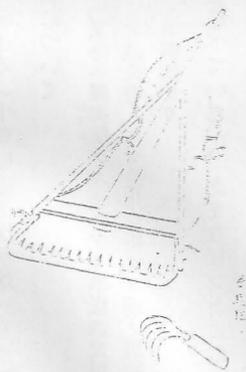


図99 馬把図
『千葉県漁業図解』より

通常、貝巻漁は風の早朝、出漁すると沖の瀬の向うでマンガを海中に入れ、マンガの導綱まきを伸ばし、一定の距離で錨いかりをする。ついで導綱をかぐらさんで巻き取ると、マンガが海底を前進し、砂とともに貝類を掬いあげ、マンガの袋へ採捕する仕組である。

漁夫がかぐらさんを挟んで向い合って座し、かぐらさんの棒を「ヤイトコ、ヤイトコ」の掛け声に合わせ廻す。このことから貝巻漁を「ヤイトコ」と呼ぶ。船下までマンガが来ると船に引き上げ、中の貝を取り出す。貝は浜に帰ってから仲買人に売られた。

図は表と櫃に二個のマンガを入れた二丁引きの貝巻船で、錨の代わりにマンガを使ったものである。それだけ漁獲も多くなるが、大変な労力を必要とした。屈強の漁夫でも「ヤイトコ」はあまりにも重労働のため、敬遠されたという。



写16 ぞな掻き

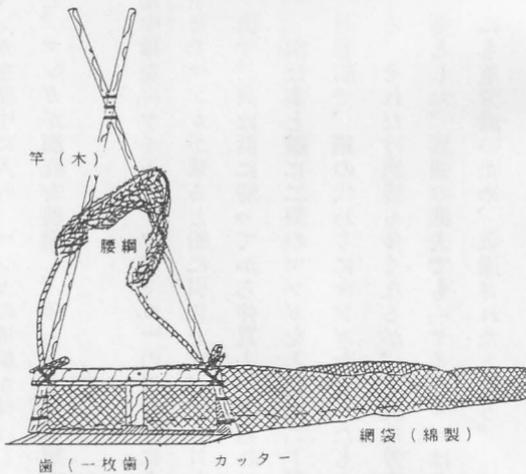


図100 ぞな(学名ふじのはながい)カッター

宮崎茂一郎作図

漁について

前述の『千葉県漁業図解第三巻』に手掻き貝巻
 「又外ニ腰掲^めナルモノアリ水底四尺以内ノ海中ニ於
 テ漁夫耆人ニシ使用シ得ベク前ノ馬把ニ比スレバ更
 ニ輕快ナリ

と述べているが、あまりピンとこない。

要するに腰綱を腰に巻いて、腰と竹竿で調子を取り、後退しながら、掲駄を前進させて具を採る方法である。

九十九里浜では、小さいはまぐりを「ぜんな」と呼び、浜でこれを採る道具を「ぜんなかつた」と呼んでいる。この「かつた」は前掲の「掲駄」の訛りなまりであろう。

かつたにはこのほか、ながらみ（だんべいきしゃご）を採るながらみかつた、ぞな（ふじのはながい）を採るぞなかつたがある。多少それぞれ、構造が異っているので、図、写真を参照されたい。

手繰網漁

「手繰網へ……（中略）……エビソノ他ノ雑魚ヲ捕獲スル漁網ニシテ……（中略）……漁期ハ終年絶へス漁撈シ得ラルルモ凡ソ三月ヨリ六月マデヲ以テ好期トナル

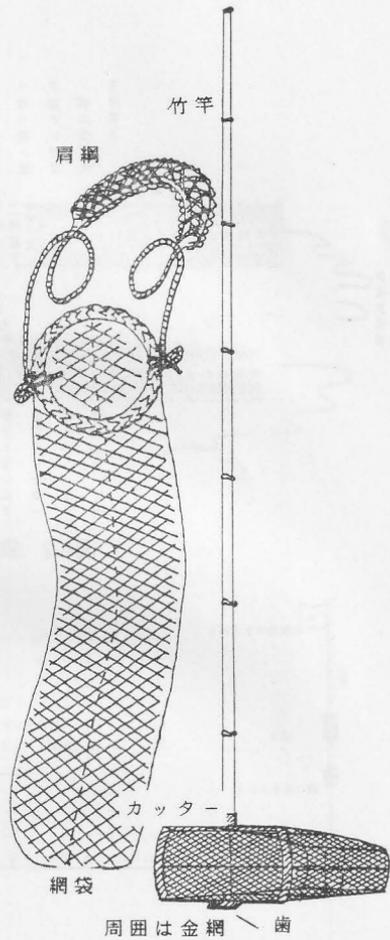


図101 ながらみ（学名だんべいきしゃご）立ちカッター
宮崎茂一郎作図

と『千葉県漁業図解』は記しているが、当地方では早い時期に見られなくなったせいも、資料的には皆無である。

同書には、

「漁場ハ大略海岸ヲ離レル巷里以外式里以内ノ沖合ニ於テ海底淺深ト潮流ノ如何トヲ測リ先ツ船ヲ風上ニ漕ギ上ケ網ヲ下シ網ノ両端ナル曳綱ヲ船ノ舳艫ニ桁棹ヲ張り出シ之ニ結ビ附ケ而シテ船ヲ横タヘ順風ニハ帆ヲ張ル」

とあり、小関の松浦留吉の談によれば、「風がない時には船を漕ぎながら網を流し、魚が網に入る時間を計って網を引き上げる。九十九里浦では、漁場は根（暗礁のこと）より沖に出る。風の静かな時は半帆を上げる。風の強いときは帆を使わない。ロープは水深の三〜五倍であった。」という。

バイ籠漁

図103に示す。午後、バイ籠を四〇〜五〇個を積み出漁する。

漁場に着くと、籠に藁などで餌を結び、海底におろす。バイは餌を求めて近寄り、籠の中に転落し、外へ出られなくなる。翌朝、籠を上げてバイを捕獲する。

（宮崎茂一郎）

参考文献

千葉県漁業図解第三卷

中西 葉局 「九十九里」写真集

千葉県海上郡誌

船橋市立図書館蔵

千葉県小関漁業会所日記

大正四年

大正三年